

令和5年度  
第2回  
宮崎地方最低賃金審議会

宮崎労働局

開催日時 令和5年8月3日(木)午後1:30～  
開催場所 宮崎合同庁舎2階  
共用大会議室

## 会 次 第

- 1 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について
- 2 運営小委員会報告
- 3 令和5年度地域別最低賃金改正決定の目安について
- 4 宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について
- 5 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について
- 6 検討小委員会における関係労使の意見聴取について
- 7 その他

1 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について

2 運営小委員会報告

3 令和5年度地域別最低賃金改正決定の目安について

4 宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について

5 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の  
設置について

6 検討小委員会における関係労使の意見聴取について

7 その他

令和5年度  
第2回  
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和5年度第2回  
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	宮崎県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見	1
2	令和5年度宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会報告	7
3	宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員名簿	9
4	2023年度特定(産業別)最低賃金改正申出	11
5	令和5年度特定(産業別)最低賃金改正申出に関する要件審査結果	15
6	宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案:運小確認後)	17
7	特定最賃の関係労使の意見聴取について	19
宮崎の主要統計資料(前回以降8月1日までに公表分)		
8	宮崎市の消費者物価指数 令和5年5月(宮崎県統計調査課)	25
9	主要経済指標 令和5年8月(みやぎん経済研究所)調査月報8月号	31
10	雇用失業情勢 令和5年6月分(宮崎労働局職業安定課)	39
11	第2回目安小委員会資料(抜粋)	
	資料 令和5年賃金改定状況調査結果	47
	資料 生活保護と最低賃金	59
	資料 地域別最低賃金額、未満率及び影響率	63
	資料 賃金分布に関する資料(Cランクのみ抜粋)	67
	参考資料 委員からの追加要望資料	81
	参考資料 足下の経済状況等に関する補足資料 抜粋	97
	参考資料 主要統計資料(更新部分抜粋)	103
12	第3回目安小委員会資料	101
	参考資料 足下の経済状況等に関する補足資料 抜粋	113
	参考資料 主要統計資料(更新部分抜粋)	117
13	第4回目安小委員会資料	109
	参考資料 委員からの追加要望資料	119
	参考資料 足下の経済状況等に関する補足更新資料	121
	参考資料 主要統計資料(更新部分抜粋)	127
14	令和5年度地域別最低賃金改定の目安に関する資料	109
	参考資料 令和5年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)	131
	参考資料 地域別最低賃金改定の目安に関する公式見解	133
	参考資料 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告	153

2023年7月14日

宮崎労働局長 坂根 登 様

宮崎地方最低賃金審議会会長 橋口剛和 様

日本民主青年同盟宮崎県委員会

委員長

## 最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書

長引く物価高騰で、国民の暮らしが深刻な状況になっています。とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻です。

「学費の負担が重い」「アルバイトを掛け持ちしている」「電気代が高いので食費を節約している」——私たちが取り組んでいる食料支援活動で、多くの学生から窮状の声が寄せられています。

「実質賃金」が14か月連続で減少し、物価高騰に賃金が全く追いついていません。さらに青年労働者の約5割は非正規雇用です。低賃金でギリギリの生活を送っています。

「奨学金の返済がきつい」「結婚もまして子育てなんて全くも展望がもてない」等、切実な声が渦巻いています。

日本の最低賃金は961円（全国加重平均）でフランスやドイツ、イギリスや米ニューヨーク州の5~6割にとどまり、また、韓国の1010円を下回っています。深刻な物価高騰対策として、フランスやドイツは昨年、最低賃金を3回引き上げました。政府が今年目標としている平均1000円では物価高騰に追いつきません。人間らしく生活するために1500円に向けた大幅引き上げが急務です。

宮崎県の地域最低賃金は853円で東京都との格差は219円です。

全国労働組合総連合（全労連）の都道府県組織による「最低生計費」調査によると、全国どこでも、時給1500~1700円必要という結果になっています。

また、最低賃金の地域ランクを4段階から3段階にしても、格差を解消できないのは明らかであり、地方の人口流出に拍車をかけるものです。

最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、宮崎県と日本経済全体の底上げのためにも急務です。よって、以下の事項を要望します。

### 【要請項目】

- 1、最低賃金を時間額1500円に引き上げること。
- 2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

以上





2023年 7 月 20 日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 橋口 剛和 様

宮崎ふれあいユニオ  
執行委員長

## 要 請 書

平素より勤労者の社会的地位向上にご尽力いただき、感謝申し上げます。

当労働組合は、連合宮崎傘下の一人でも加入できる地域合同労働組合です。パートタイム労働者や派遣労働者、非正規雇用労働者をはじめ働く人たちの労働相談活動や組合づくり、権利拡大に力を入れて取り組んでいます。

昨年から急激な物価高騰が続いており、総務省が発表した5月の消費者物価指数は生鮮食品を除く総合指数104.8、対前年同月比で3.2%上昇しています。生活に欠かせない「基礎的支出項目」の物価上昇が著しく、今年の上昇が30,000品目を超えたとの民間調査会社の報告もあります。47年ぶりの高い水準となっています。

内需の6割を占める個人消費(約300兆円)低迷を招いている中での今回の急激な物価高騰は確実に勤労者世帯の家計を直撃しています。

わが国の賃金水準は20年以上にわたりあがっていませんが、欧米諸国では毎年1～2%の賃金上昇政策を実行してきました。国際比較において、わが国の賃金水準は相対的に低下し個人消費が改善できない行き詰まり状態を作り出す要因になっていると言えます。国民の生活維持と将来展望を見いだせる政策が、いま求められているときです。

岸田総理大臣も国民経済打開のために、物価上昇率を超える賃金引き上げ実現が必要だとして経済界にも協力を求めています。その実効性を高めるには中小・零細規模事業者において賃金引き上げによる労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備等の施策が重要と考えます。

また、都市部と地方で支出費目の違いはあっても必要生計費に極端な違いはありません。全国一律であるべきだと考えます。地域の若い人材流出を抑えて地域の活性化と地域経済の空洞化解消のため、地域最賃の地域間格差解消が重要と確信します。



最低賃金法第1条では「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めています。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するために、地域最低賃金改定について以下のとおり要請いたします。

#### 記

- 1 急激な諸物価高騰による可処分所得の低下に対応でき、生活が維持できる地域最低賃金の積極的な引き上げに向けて尽力いただきたい。
- 2 最低賃金の底上げで地域間格差の解消の実現にむけて尽力いただきたい。
- 3 宮崎県最低賃金時給改定審議にあたり、1,000円以上の実現にむけて尽力いただきたい。

宮崎地方最低賃金審議会委員 各位



2023年7月26日

宮崎県労働組合総  
議長

## 2023年宮崎県最低賃金改定にあたっての意見

日頃より、働く者の労働条件の改善、くらしの向上にご尽力のことと存じます。

今年の宮崎県最低賃金の改定に当たり、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に経済に大きな打撃を与えました。その上、世界的なエネルギー、穀物価格の高騰や円安の進行のため物価の高騰は止まらず、雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。更にインボイス制度の導入や、多岐に渡る増税計画により、景気の先行きに明るい兆しは見えていません。

そのような現状のいま、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があると考えます。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の宮崎県の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。全労連では全国で最低生計費調査を行い、一般的な生活・健康で文化的な生活の実現のために必要な収入を調べています。それによると、全国どこでも1,500円以上が必要だという事が分かっています。宮崎県の最低賃金は、一般的な生活を実現するには程遠いものです。

最低賃金審議会におかれましては、最低賃金の上げ幅の論議に終始することなく、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

更に、地域間格差の解消も急務です。

2022年の改定では、最高の東京都が1,072円、宮崎県は853円と219円の格差があります。前年より差は1円縮まりましたが、ランク制度によって拡大したこの格差は大きな問題です。

地域別最低賃金は官民間わず、すべての労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働人口が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済は疲弊しています。

最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待

ったなしの課題であると考えます。

岸田文雄首相は、最低賃金の全国加重平均を2022年の961円から、2023年は1,000円へ上げる目標を示しました。

最低賃金の引き上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、地域間格差の解消に向けて積極的な引き上げと大胆な中小企業支援策が、地域経済を活性化させて労働者を救済する絶対条件だと考え、下記の通り要請します。

#### 記

1. 宮崎県の最低賃金853円を今すぐ1,000円以上に引き上げ、早急に1,500円以上を実現するための議論を開始すること
2. 中央最低賃金審議会と国に対し、全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「税・社会保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を引き続き求めること。

以上

令和5年8月3日

宮崎地方最低賃金審議会

会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会

運営小委員会

座長 三島 里都子

令和5年度宮崎地方最低賃金審議会

運営小委員会報告

当運営小委員会は、令和5年7月6日、令和5年度の最低賃金審議会の運営について検討した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

## 記

- 1 宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において次により審議することとする。

労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかなわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行う。

- 2 特定最低賃金に係る審議については、次によることとする。
  - (1) 改正等の必要性の有無についての検討は、特定最低賃金審議会検討小委員会において行うこととする。
  - (2) 検討小委員会では関係労使の意見聴取を実施する。
  - (3) 改正決定等についての諮問があった場合の当該特定最低賃金専門部会の

結審は、年内発効を目指し努力するものとする。

- 3 地域別及び特定最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項（以下、「6条5項」という。）の規定を採用することとし、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

なお、6条5項を採用するに当たっては、次のとおり運用することとする。

- (1) 6条5項の適用については、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、原則として3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。
- (2) 専門部会での結審に当たって専決を行った場合は、他の本審委員あて関係資料を送付するとともに、次回本審に報告するものとする。

- 4 地域別及び特定最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

- 5 審議会（専門部会を含む。）の開催日の設定に当たっては、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うよう努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。

宮崎地方最低賃金審議会  
宮崎県最低賃金専門部会委員名簿

令和5年8月3日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	はしぐち たけかず 橋 口 剛 和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みやかわ かよこ 宮 川 香 代 子	郷法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森 部 陽 一 郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	かまだ まさひろ 鎌 田 正 洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	じゅうくろぎ みちえ 重 黒 木 康 恵	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	なかがわ いくえ 中 川 育 江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者 代表 委員	かわの よういち 河 野 洋 一	宮崎県経営者協会 専務理事
	さこう しげひさ 酒 匂 重 久	宮崎県商工連合会 専務理事
	のぐち かずひこ 野 口 和 彦	宮崎県中小企業団体中央会 専務理事

各側五十音順  
(敬称略)





連合宮崎発第2023-234号  
2023年 7月14日

宮崎労働局長  
坂根 登 様

日本労働組合総連  
宮崎県連合会(連合  
会 長 中川

## 2023年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

### 記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金  
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会  
議長(委員長) [REDACTED]
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
宮崎地域懇談会代表 [REDACTED]
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金  
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会  
代表幹事 [REDACTED]
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金  
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会  
宮崎地区協議会議長 [REDACTED]



以 上



## 2023年度 賃金格差疎明資料について

資料の作成に当たっては、地域、産業分類、企業間の賃金比較ができる資料として賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計地方調査を参考資料とし、申し出4業種に対応した産業中分類での統計がないため、産業大分類での下記資料を賃金格差疎明資料として提出します。

### (1) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
30人以上 (A)	242,026	282,589	258,216	169,450	164,404
5人以上 (B)	227,271	272,569	243,311	196,895	178,011
格差 (B/A)	93.9	96.5	94.2	116.2	108.3

資料出所：「みやぎの賃金・労働時間・雇用の動き：産業別に見た賃金の動き」宮崎県（令和5年4月分）

### (2) 九州各県・産業分類別賃金〔きまって支給する給与〕\*事業所規模30人以上

県名	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
福岡	272,944	368,138	270,762	241,094	210,661
佐賀	239,677	289,751	260,623	164,607	155,326
長崎	249,372	280,336	303,941	174,380	199,023
熊本	259,669	294,872	284,866	190,628	190,629
大分	255,452	300,986	268,973	167,033	190,826
宮崎	239,729	357,998	240,933	177,014	169,683
鹿児島	241,807	315,572	249,072	190,654	190,143
沖縄	233,416	320,260	210,785	180,916	186,370

資料出所：「宮崎県の賃金」（令和3年平均）宮崎労働局（令和5年4月発表）

### (3) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

男性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	298.4	314.1	290.2	226.6	265.0	251.3
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	343.8	326.1	335.6	-	309.2	319.0
(B/A)	115.2	103.8	115.6	-	116.7	126.9
100~999人(C)	300.9	301.7	286.1	230.1	281.9	224.5
(C/A)	100.8	96.1	98.6	101.5	106.4	89.3
10~99人(D)	274.9	315.0	254.7	217.1	241.1	234.9
(D/A)	92.1	100.3	87.8	95.8	91.0	93.4

女性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	215.4	212.0	188.8	172.3	187.0	192.2
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	222.0	214.9	205.1	-	175.6	199.5
(B/A)	103.1	101.4	108.6	-	93.9	103.8
100~999人(C)	221.2	222.3	191.4	174.2	193.4	188.0
(C/A)	102.7	104.9	101.4	101.1	103.4	97.8
10~99人(D)	205.9	209.4	177.4	166.3	194.0	186.7
(D/A)	95.6	98.8	94.0	96.5	103.7	97.1

資料出所：「宮崎県の賃金」（令和3年6月分）宮崎労働局（令和5年4月発表）



# 令和5年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和5年8月3日

名称	申出年月日	申出者	適用労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数			比率	審査結果	申出内容 参考協約額
				労働協約・労使協定等	機関決定	合意署名			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	令和5年7月14日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長）	人 2,780 (167)	人 969 (66)	人	人 969 (66)	34.9%	適	金額改正 956円
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和5年7月14日	全日本電機・電子・情報関連産業 労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表	人 8,010 (72)	人 363 (2)	人 3,191 (11)	人 3,554 (13)	44.4%	適	金額改正 954円
宮崎県各種商品小売業最低賃金	令和5年7月14日	宮崎県小売産業別最賃労組連絡会 代表幹事	人 3,810 (76)	人 2,608 (1)	人	人 2,608 (1)	68.5%	適	金額改正 895円
宮崎部分肉・冷凍肉・肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和5年7月14日	日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会 議長	人 2,480 (49)	人 771 (2)	人 590 (2)	人 1,361 (4)	54.9%	適	金額改正 860円

※（ ）内は事業所数または労組数



令和5年度 宮崎地方最低賃金審議会運営計画(第1回本審・運小確認)案

年	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 3月
本審	<p>6日(木) 13:30~ 第1回本審 地賃諮問 専門部会の公開 審議の進め方 実地視察</p> <p>6日(木) 14:30~ 運営小委員会 6条5項採用 検討委設置 意見聴取日程調整</p> <p>3日(木) 13:30~ 第2回本審 改正決定の意見 運小報告 必要性諮問</p> <p>10日(木) 15:00頃~ 第3回本審 部会報告 審議、採決 答申</p> <p>28日(月) 10:00~ 第4回本審 異議審 必要性答申 産別改正諮問 (必要性有の場合)</p>	<p>3日(水) 14:30~ 第1回部会 審議の進め方 生活保護比較 基本的見解 金額提示 基礎調査結果 中賃目安伝達 地賃参考人 聴取について</p> <p>8日(火) 13:30~ 第2回部会 参考人聴取 金額提示 金額審議 中賃目安伝達(代替)</p> <p>10日(木) 13:30~ 第3回部会 金額提示 金額審議 結審</p>	<p>10日(木) 15:00頃~ 第3回本審 部会報告 審議、採決 答申</p> <p>28日(月) 10:00~ 第4回本審 異議審 必要性答申 産別改正諮問 (必要性有の場合)</p>	<p>県最賃発効日 10/1(日) 10/6(金)</p>	<p>第5回本審 部会報告 産別の答申 (産別最賃専門部会が全会一致でなかった場合に開催) (産別最賃の答申に対して異議申出があった場合は異議審を開催)</p>		
地賃専門部会							
産別最賃						産別最賃発効	
中賃日程	6/30 諮問	7/12・20・26 小委員会 7/28答申	7/28までに 目安が出ない場合 7/31				
							委員限りにつき、取扱注意





## 令和5年度 特定（産業別）最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 【宮崎県特定最賃の改正決定必要性の有無】 7/6 本審・運営小委員会確認

### 1 目的

特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った産業の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

### 2 実施日時、実施場所

日時：令和5年8月16日（水）13時30分～16時00分

場所：宮崎合同庁舎 2階 共用大会議室（予定）

### 3 実施主体

宮崎地方最低賃金審議会 産業別最低賃金審議会検討小委員会  
意見表明者へは、審議会会長名の開催通知を発送する。

### 4 推薦手続き

- (1) 5月の日程調整時に、関係労使団体あて依頼（依頼済）。
- (2) 別紙1「推薦名簿」は第1回本審までに、関係労使団体から提出する。

### 5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見表明者は意見を別紙2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」（任意様式でも可）に記載し、地域別最低賃金答申後速やかに（第1回検討小委員会前日までに）事務局へ提出する。  
なお、やむを得ず当日持参する場合には、14部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も説明する。
- (3) 意見書には発表の希望の有無を記載する。  
発表順は原則として、日本産業分類番号順とする。  
肉乳 → 電機 → 各種商品 → 新車小売
- (4) 発表・聴取時間は1産業20分とし、内訳は意見発表労使各5分、質疑5分とする。  
発表を希望しない場合は、提出された意見書を黙読し、質問が出た場合に労使各側が回答できる場合は回答する。労働者側発表（質疑）、使用者側発表（質疑）



令和5年度 宮崎県特定最低賃金改正決定の必要性の有無に関する意見発表者推薦名簿

宮崎地方最低賃金審議会

氏名(ふりがな)		所在地(電話番号)
労働組合	職名	
<b>1-1 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業</b>		
ふりがな		〒  (電話 )
<b>2-1 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b>		
ふりがな		〒  (電話 )
<b>3-1 各種商品小売業</b>		
ふりがな		〒  (電話 )
<b>4-1 自動車(新車)小売業</b>		
ふりがな		〒  (電話 )

(注1) 意見書提出・意見発表を希望しない産業は「なし」と記載してください。

(注2) 令和5年6月30日(金)12:00までに、宮崎労働局労働基準部賃金室へ提出をお願いいたします。  
メールアドレス：[chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)

令和5年度 宮崎県特定最低賃金改正決定の必要性の有無に関する意見発表者推薦名簿

宮崎地方最低賃金審議会

氏名(ふりがな)		所在地(電話番号)
事業場名(又は所属団体)	職名	
<b>1-2 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業</b>		
ふりがな		〒  (電話 )
<b>2-2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b>		
ふりがな		〒  (電話 )
<b>3-2 各種商品小売業</b>		
ふりがな		〒  (電話 )
<b>4-2 自動車(新車)小売業</b>		
ふりがな		〒  (電話 )

(注1) 意見書提出・意見発表を希望しない産業は「なし」と記載してください。

(注2) 令和5年6月30日(金)12:00までに、宮崎労働局労働基準部賃金室へ提出をお願いいたします。  
 メールアドレス：[chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)

## 宮崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別（該当箇所をチェック）  労働者代表意見  使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金（該当箇所をチェック）
  - 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
  - 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
  - 各種商品小売業
  - 自動車（新車）小売業
- 3 業種（事業内容）： \_\_\_\_\_業
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性（該当箇所をチェック）  有  無

② 理由・背景等

（所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること）

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載の部分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

## 労働者代表

所 属 組 合	名 称		概 要	加盟組合数 (産別連合体の場合)	
	所在地	〒 —		主な業種 (企業別組合の場合)	
	電話番号	— —		所属労働者数	
	職 名			参考事項	意見発表の希望 有 ・ 無

## 使用者代表

所 属 企 業	名 称		概 要	労働者数	
	所在地	〒 —		業 種	
	電話番号	— —		参考事項	意見発表の希望 有 ・ 無
	職 名				

(注1) 意見書を提出されない方への確認は、宮崎労働局賃金室 (Tel.0985-38-8836) からご連絡いたします。

(注2) 令和5年8月9日(水) 12:00までに宮崎労働局賃金室までメールで提出していただきますようお願いいたします。

メールアドレス : [chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp)

## 宮崎市の消費者物価指数（令和5年5月分）

### 総合指数

前年同月比は、19か月連続でプラス

総合指数（令和2年＝100）	104.7	
前月比（％）	（＋）	0.1
前年同月比（％）	（＋）	3.2

### 生鮮食品を除く総合指数

前年同月比は、19か月連続でプラス

生鮮食品を除く総合指数（令和2年＝100）	104.7	
前月比（％）	（＋）	0.2
前年同月比（％）	（＋）	3.3

### 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数

前年同月比は、14か月連続でプラス

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数 （令和2年＝100）	104.5	
前月比（％）	（＋）	0.5
前年同月比（％）	（＋）	4.5

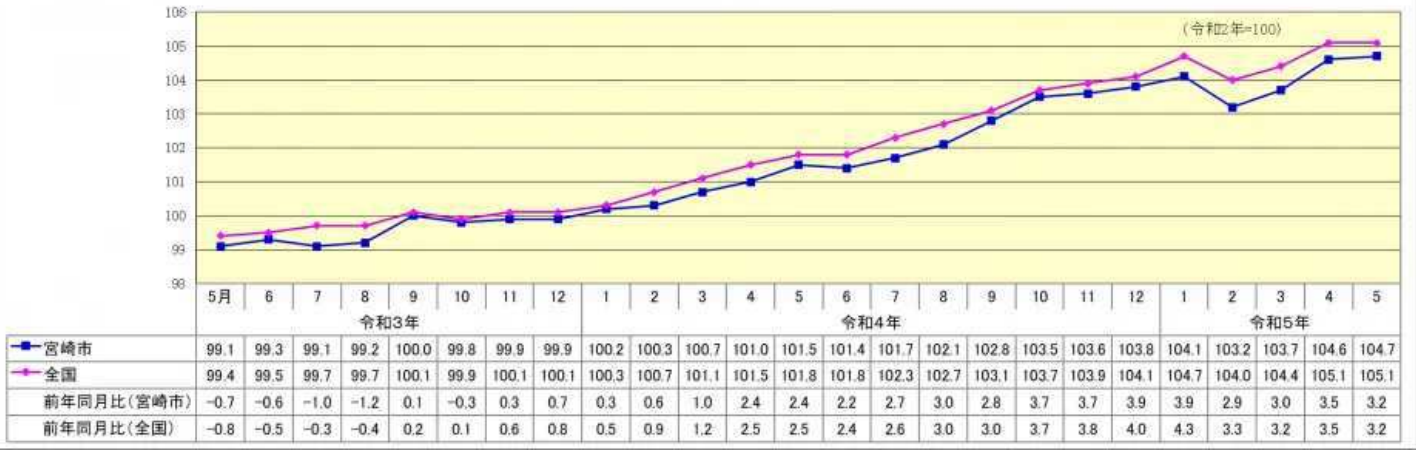
## 1.消費者物価指数（総合指数）の動き（過去2年間）

### 総合指数

総合指数は、消費者物価指数で扱う全ての指数品目の値動きを反映した指標。



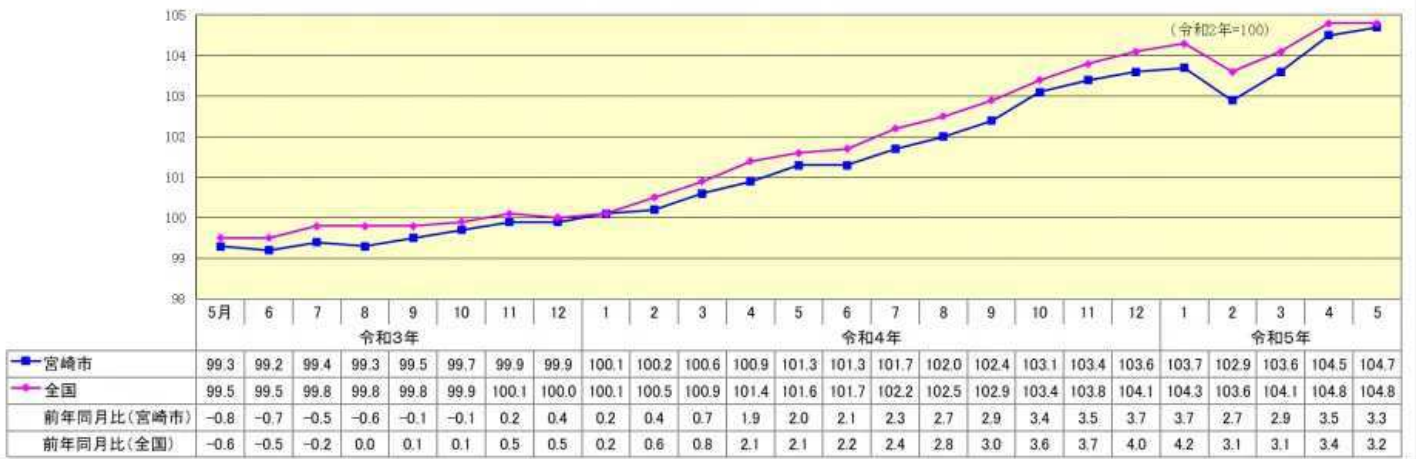
消費者物価指数の動向



## 生鮮食品を除く総合指数

天候の影響を強く受ける生鮮食品を除いた物価の基調をみるための一つの指標。

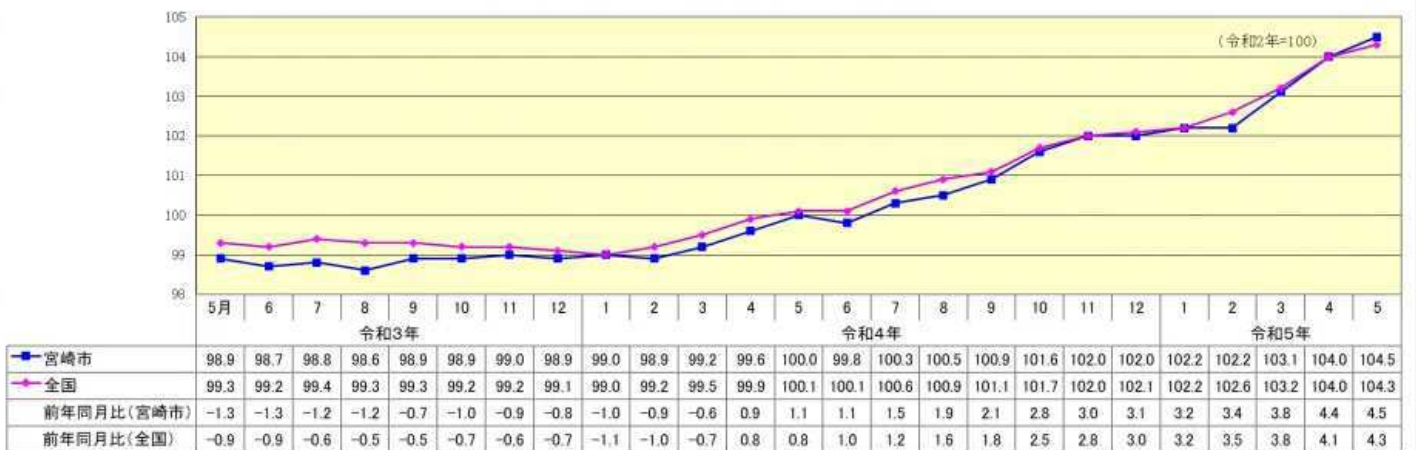
生鮮食品を除く消費者物価指数の動向



## 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数

天候の影響を強く受ける生鮮食品と海外要因で変動する原油価格の影響を直接受けるガソリンや電気代などのエネルギーを除いた基調をみるための指標。

生鮮食品及びエネルギーを除く消費者物価指数の動向



## 2.費目別指数変化率寄与度

費目	指数	前月比		前年同月比	
		変化率(%)	寄与度	変化率(%)	寄与度
総合	104.7	0.1	-	3.2	-
食料	110.5	0.3	0.10	7.5	2.08
住居	106.7	1.6	0.26	3.9	0.65
光熱・水道	99.1	-4.4	-0.28	-10.1	-0.72
家具・家事用品	111.6	-0.4	-0.02	5.7	0.24
被服及び履物	108.4	-0.3	-0.01	5.0	0.18
保健医療	102.1	0.0	0.00	3.2	0.15
交通・通信	95.5	0.3	0.05	2.0	0.35
教育	101.7	0.0	0.00	0.5	0.01
教養娯楽	105.5	0.2	0.02	1.9	0.17
諸雑費	104.6	0.0	0.00	1.1	0.08

数値は原数値

## 3.前月との比較において、影響を与えた費目及び寄与度等（注1）

	10大費目	中分類	前月比(%)	寄与度	主な品目
上昇	住居	家賃	1.9	0.24	持家の帰属家賃
	食料	生鮮果物	5.6	0.06	すいか
下落	光熱・水道	電気代	-8.8	-0.27	電気代
	食料	生鮮野菜	-5.1	-0.09	たまねぎ

数値は原数値

持家の帰属家賃とは、実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅（持家）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定し、一般市場価格で評価したものです。

#### 4.前年同月との比較において、影響を与えた費目及び寄与度等 (注1)

	10大費目	中分類	前年同月比 (%)	寄与度	主な品目
上昇	食料	調理食品	12.2	0.45	豚カツ
	住居	設備修繕・維持	13.5	0.41	火災・地震保険料
下落	光熱・水道	電気代	-20.3	-0.75	電気代
	食料	生鮮野菜	-4.7	-0.08	たまねぎ

数値は原数値

#### 【参考】全国の動き

総合指数（原数値）	105.1	
前月比 (%)	(+)	0.1
前年同月比 (%)	(+)	3.2
総合指数（季節調整値）	105.1	
前月比（季節調整値） (%)	(±)	0.0
生鮮食品を除く総合指数（原数値）	104.8	
前月比 (%)	(+)	0.0
前年同月比 (%)	(+)	3.2
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数（原数値）	104.3	
前月比 (%)	(+)	0.3
前年同月比 (%)	(+)	4.3

## 前年同月との比較（注1）

	10大費目	中分類	前年同月比(%)	寄与度	品目
上昇	食料	調理食品	9.4	0.34	からあげ
	食料	外食	6.4	0.30	ハンバーガー
下落	光熱・水道	電気代	-17.1	-0.67	電気代

数値は原数値

（注1）宮崎市の10大費目・中分類・品目の配列は、寄与度の大きいものから順になっています。寄与度とは、品目又は類の指数の変動が、総合指数の変化率にどの程度の影響を与えたかを示したものです。

各項目の寄与度を合計すると、総合指数の変化率になります。ただし、四捨五入の関係で合計に一致しない場合があります。なお、寄与度は公表されている指数値を用いて計算した値です。

全国の10大費目・中分類・前年同月比・寄与度・品目の配列は、総務省統計局が公表している月報と同様となっています。

（注2）当該資料の一部については、総務省統計局「小売物価統計調査」の調査票情報を独自に集計したものです。なお寄与度は公表されている指数値を用いて計算した値です。

（注3）変化率は、端数処理前の指数を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合があります。

- [表1：宮崎市、全国及び東京都区部の中分類指数【令和5年5月】（エクセル：22KB）](#)
- [表1：宮崎市、全国及び東京都区部の中分類指数【令和5年5月】（PDF：187KB）](#)
- [表2：宮崎市、全国及び東京都区部の総合指数【時系列】（エクセル：16KB）](#)
- [表2：宮崎市、全国及び東京都区部の総合指数【時系列】（PDF：88KB）](#)
- [表3：宮崎市の10大費目別指数【時系列】（エクセル：22KB）](#)
- [表3：宮崎市の10大費目別指数【時系列】（PDF：168KB）](#)
- [表4：宮崎市、全国の中分類指数【令和5年5月寄与度】（PDF：292KB）](#)
- [表5：消費者物価指数の動向（エクセル：19KB）](#)
- [表5：消費者物価指数の動向（PDF：83KB）](#)

## お問い合わせ

総合政策部統計調査課生活統計担当  
 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
 電話：0985-26-7043  
 ファクス：0985-29-0534



## 主要経済指標

	鉱工業生産指数				鉱工業出荷指数				鉱工業在庫指数			
	全 国		宮崎県		全 国		宮崎県		全 国		宮崎県	
		前年同 月比(%)		前年同 月比(%)		前年同 月比(%)		前年同 月比(%)		前年同 月比(%)		前年同 月比(%)
20年度	99.7	△ 9.5	87.2	△8.9	99.7	△ 9.7	88.3	△ 6.1	91.2	△ 9.7	105.8	△ 9.3
21年度	105.2	5.5	92.1	5.6	103.8	4.1	90.7	2.7	98.4	7.9	115.0	8.7
22年度	104.9	△ 0.3	85.4	△7.3	103.7	△ 0.1	84.8	△ 6.5	100.7	2.3	117.9	2.5
2022. 4	105.3	△ 4.7	86.7	△8.4	105.0	△ 4.6	89.5	△ 4.4	97.9	4.4	110.3	3.7
5	100.7	△ 2.7	85.9	△4.6	101.0	△ 3.3	85.0	△ 4.9	98.4	4.5	114.0	6.7
6	105.7	△ 3.0	83.8	△8.6	104.2	△ 3.3	88.3	△ 3.0	99.9	4.7	116.2	8.2
7	106.3	△ 1.8	85.1	△9.8	104.9	△ 2.1	86.1	△ 5.4	100.6	5.1	112.2	4.2
8	107.8	5.7	90.9	0.4	105.7	5.5	89.2	0.2	101.7	6.2	111.8	3.2
9	107.3	8.7	84.8	△7.7	105.0	9.6	84.2	△ 1.6	103.4	6.2	110.1	△ 2.0
10	105.5	3.1	88.3	△1.9	104.4	4.7	84.1	△ 6.2	103.2	5.0	110.6	△ 0.4
11	105.5	△ 1.4	87.4	△5.1	104.0	△ 0.8	83.9	△ 7.3	103.2	3.5	113.3	0.6
12	104.9	△ 2.2	83.4	△10.7	102.8	△ 3.1	81.6	△11.1	103.1	2.7	112.3	1.0
23. 1	100.8	△ 2.8	82.5	△11.7	99.5	△ 2.9	80.7	△11.8	102.4	2.4	114.8	0.7
2	104.5	△ 0.6	83.4	△9.9	103.8	0.7	84.3	△ 9.8	103.4	1.6	114.8	△ 0.6
3	104.8	△ 0.8	84.2	△9.3	104.7	0.0	83.0	△11.3	103.8	2.3	118.3	2.5
4	105.5	△ 0.7	86.2	△0.6	104.5	△ 1.3	82.9	△ 7.4	103.7	6.0	120.8	9.5
5	103.8	4.7			103.9	4.5			105.3	7.0		
前月比(%)	△ 1.6		2.4		△ 0.6		△ 0.1		1.5		2.1	
資 料	経済産業省、宮崎県統計調査課											

※鉱工業指数（生産・出荷・在庫）の全国は「2020年基準」、宮崎県は「2015年基準」。毎月及び前月比は季節調整済の指数・割合。最新月は速報値。各年度実績欄及び各月の前年同月比は、原指数（記載省略）による。

	公共工事請負金額				セメント生産量				新設住宅着工戸数			
	全 国		宮崎県		全 国 (速報値)		宮崎県 (生コン)		全 国		宮崎県	
	(億円)	前年同 月比(%)	(百万円)	前年同 月比(%)	(千 t)	前年同 月比(%)	(m <sup>3</sup> )	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)
20年度	153,658	2.3	166,206	17.7	49,827	△ 6.0	728,828	△ 4.9	812,164	△ 8.1	5,817	△10.2
21年度	140,503	△ 8.6	156,820	△ 5.6	50,339	1.0	751,284	3.1	865,909	6.6	7,060	21.4
22年度	139,937	△ 0.4	141,136	△10.0	47,496	△ 5.6	678,502	△ 9.7	860,828	△ 0.6	5,969	△15.5
2022. 5	12,672	△10.3	11,954	△ 0.9	3,926	△ 5.6	49,845	4.2	67,223	△ 4.2	699	4.0
6	16,519	0.1	15,930	6.0	4,120	4.0	60,625	0.8	74,617	△ 2.2	522	△ 1.7
7	12,924	△ 7.0	13,063	△34.4	4,020	△ 5.0	49,715	△19.3	73,024	△ 5.4	496	△15.9
8	11,562	△ 0.1	15,181	△20.8	3,969	△ 3.2	56,771	7.0	77,731	4.6	464	△38.5
9	12,985	2.4	15,592	△ 2.3	3,779	△11.7	50,851	△20.4	74,004	1.1	562	4.1
10	10,558	△ 1.9	11,460	△10.8	4,316	△ 3.8	61,395	△10.8	76,590	△ 1.8	528	0.6
11	6,961	△ 7.6	6,467	△16.9	4,227	△ 1.9	61,977	△11.1	72,372	△ 1.4	406	△41.7
12	6,283	△ 8.4	5,563	△17.9	4,156	△10.1	68,260	△ 7.2	67,249	△ 1.7	403	△31.2
23. 1	5,088	△ 2.3	4,684	△53.7	3,446	△ 9.3	49,729	△17.0	63,604	6.6	368	△13.6
2	8,978	52.2	7,690	△17.6	3,766	△ 8.0	52,550	△27.0	64,426	△ 0.3	445	△19.1
3	15,301	5.5	19,100	31.5	4,038	△ 7.1	58,496	△ 5.8	73,693	△ 3.2	646	8.9
4	20,480	1.9	12,805	△11.4	3,356	△10.2	49,727	△14.7	67,250	△11.9	389	△ 9.5
5	14,163	11.8	15,832	32.4	3,618	△ 8.0	53,465	7.3	69,561	3.5	648	△ 7.3
6	18,151	9.9	14,289	△10.3			50,796	△16.2				
前月比(%)	28.2		△ 9.7		7.8		△ 5.0		3.4		66.6	
資 料	西日本建設業保証(株)				経済産業省、宮崎県生コンクリート工業組合				国土交通省、県建築住宅課			

	新設住宅着工戸数内訳											
	持家				貸家				分譲住宅			
	全国		宮崎県		全国		宮崎県		全国		宮崎県	
	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)
20年度	263,097	△ 7.1	2,884	△11.6	303,018	△ 9.4	2,061	△ 6.5	239,141	△ 7.9	821	△16.8
21年度	281,279	6.9	3,039	5.4	330,752	9.2	2,485	20.6	248,384	3.9	1,521	85.3
22年度	248,132	△11.8	2,657	△12.6	347,427	5.0	2,212	△11.0	259,549	4.5	1,071	△29.6
2022. 5	21,314	△ 6.9	258	20.0	25,963	3.5	243	△ 3.6	19,597	△ 8.5	196	△ 4.4
6	23,196	△11.3	234	△ 7.5	30,294	1.7	183	△12.0	20,692	4.1	105	50.0
7	22,430	△14.0	213	△30.6	29,686	1.6	213	△ 3.6	20,613	△ 4.0	68	9.7
8	22,302	△11.1	209	△12.2	31,303	8.9	190	△56.2	23,172	16.2	63	△20.3
9	22,258	△13.3	264	△ 7.0	30,623	8.4	201	8.6	20,772	10.2	78	9.9
10	21,834	△18.7	221	△23.3	31,996	7.3	240	49.1	21,841	4.8	66	△12.0
11	21,511	△15.1	266	△ 7.3	29,873	11.4	70	△46.6	20,642	△ 0.8	70	△74.5
12	19,768	△13.0	214	△22.7	26,845	6.4	106	△45.4	20,200	1.4	82	△28.7
23. 1	16,627	△ 8.3	166	△ 9.8	24,041	4.2	133	△13.6	22,698	25.0	69	△21.6
2	18,368	△ 4.6	194	△14.5	24,692	4.7	174	23.4	21,062	△ 1.8	76	△58.0
3	17,484	△13.6	193	△11.9	32,585	0.9	301	△ 0.3	23,053	△ 0.4	152	117.1
4	18,597	△11.6	208	△ 7.6	28,685	△ 2.8	113	△28.5	19,701	△21.8	67	45.7
5	18,853	△11.5	219	△15.1	28,695	10.5	247	1.6	21,389	9.1	181	△ 7.7
前月比(%)	1.4		5.3		0.0		118.6		8.6		170.1	
資料	国土交通省、県建築住宅課											

	新設住宅着工戸数内訳(県内) 2023年5月											
	当月総戸数		持家		貸家		分譲住宅		給与住宅		1戸当り面積	
	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)	(戸)	前年同 月比(%)	(㎡)	前年同 月比(%)
宮崎市	271	△29.2	74	△16.9	70	△47.8	127	△19.6	0	△100.0	88.0	7.5
都城市	193	20.6	42	△22.2	127	33.7	24	118.2	0	-	70.8	0.7
延岡市	40	29.0	19	△20.8	14	-	7	0.0	0	-	83.6	△28.1
日南市	12	0.0	10	△16.7	0	-	1	-	1	-	106.8	6.9
小林市	7	40.0	4	△20.0	0	-	3	-	0	-	103.4	2.8
日向市	18	△25.0	12	20.0	2	△75.0	4	△33.3	0	-	98.6	12.1
串間市	10	150.0	6	100.0	0	-	4	300.0	0	-	113.1	△11.3
西都市	9	△25.0	9	200.0	0	-	0	△100.0	0	-	97.1	△ 0.5
えびの市	3	0.0	3	0.0	0	-	0	-	0	-	125.3	23.3
北諸県郡	36	71.4	10	△16.7	26	333.3	0	△100.0	0	-	71.5	△21.4
西諸県郡	1	△83.3	1	△80.0	0	-	0	△100.0	0	-	x	-
東諸県郡	11	57.1	5	△28.6	0	-	6	-	0	-	x	-
児湯郡	22	15.8	17	△10.5	0	-	5	-	0	-	x	-
東臼杵郡	13	85.7	5	△28.6	8	-	0	-	0	-	63.3	△53.7
西臼杵郡	2	△60.0	2	△60.0	0	-	0	-	0	-	x	-
資料	県建築住宅課										(xは非公表)	

	新車登録台数											
	全国			宮崎県								
	(千台)	前年同 月比(%)	(台)(注1)	普通乗用車		小型乗用車		普通貨物車		小型貨物車		
				(台)	前年同 月比(%)	(台)	前年同 月比(%)	(台)	前年同 月比(%)	(台)	前年同 月比(%)	
20年	2,881	△12.3	24,012	△10.5	10,214	△15.3	10,228	△6.7	1,223	△8.9	1,563	△8.0
21年	2,796	△2.9	22,845	△4.9	11,091	8.6	8,188	△19.9	1,238	1.2	1,576	0.8
22年	2,563	△8.3	20,203	△11.6	9,850	△11.2	7,294	△10.9	948	△23.4	1,396	△11.4
2022. 6	199	△15.7	1,527	△19.3	691	△24.6	552	△18.5	106	11.6	124	△14.5
7	216	△13.3	1,745	△12.7	873	△9.6	645	△11.3	58	△39.6	112	△17.6
8	181	△13.3	1,505	△21.8	692	△19.4	560	△26.8	90	△23.7	120	△5.5
9	244	17.7	1,772	11.9	876	6.8	606	23.9	87	△12.1	143	15.3
10	214	19.5	1,775	29.3	878	34.0	669	34.1	63	△18.2	109	19.8
11	224	1.0	1,782	△2.1	899	10.0	619	△12.3	67	△46.0	130	15.0
12	211	△4.4	1,608	△9.3	808	△12.3	546	△10.3	78	△20.4	122	34.1
23. 1	231	10.7	1,841	4.3	1,061	11.3	572	△2.2	55	△25.7	99	△8.3
2	272	26.2	2,181	31.9	1,216	56.7	669	6.5	90	13.9	126	43.2
3	381	15.6	2,839	15.5	1,573	35.4	796	△15.0	131	10.1	223	53.8
4	221	22.7	1,655	24.1	917	45.1	521	3.2	64	4.9	114	31.0
5	208	27.8	1,595	24.6	846	38.7	530	19.9	69	4.5	115	6.5
6	262	31.1	2,090	36.9	1,206	74.5	622	12.7	77	△27.4	113	△8.9
前月比(%)	26.0		31.0		42.6		17.4		11.6		△1.7	
資料	(一社) 日本自動車販売協会連合会(自販連)、自販連宮崎県支部											

(注1)「新車登録台数」(計)には、「バス」「特種車」「特殊車」を含む。

	新車届出台数								県内石油製品価格(円/リットル)			
	全国		宮崎県				レギュラーガソリン		軽油			
	(千台)	前年同 月比(%)	(台)	前年同 月比(%)	貨物車		乗用車			前年同 月比(%)		前年同 月比(%)
					(台)	前年同 月比(%)	(台)	前年同 月比(%)				
20年	1,718	△10.1	20,735	△13.2	5,507	△11.3	15,228	△13.8	140.3	△6.3	120.9	△7.1
21年	1,652	△3.8	19,779	△4.6	5,366	△2.6	14,413	△5.4	158.3	12.8	137.7	13.9
22年	1,638	△0.9	18,490	△6.5	5,487	2.3	13,003	△9.8	174.7	10.3	153.8	11.7
2022. 6	130	△0.4	1,443	△1.3	405	△16.1	1,038	6.0	179	12.6	157	13.8
7	135	3.8	1,611	3.9	511	△3.9	1,100	7.9	174	7.4	153	8.5
8	111	△1.9	1,206	△13.6	361	△11.7	845	△14.4	178	9.9	159	12.8
9	153	35.6	1,658	22.5	496	42.5	1,162	15.6	175	8.0	153	8.5
10	148	43.9	1,546	28.6	535	69.8	1,011	14.0	174	2.4	153	2.0
11	156	16.8	1,747	17.9	596	36.7	1,151	10.0	171	0.0	150	△0.7
12	135	15.0	1,629	27.7	422	21.6	1,207	29.9	171	1.2	150	1.4
23. 1	153	24.7	1,892	30.7	522	29.5	1,370	31.1	171	△1.2	150	△2.0
2	157	11.3	1,754	10.2	460	△5.7	1,294	17.3	170	△3.4	150	△3.2
3	194	4.5	2,113	3.2	590	10.5	1,523	0.6	171	△2.8	151	△2.6
4	130	7.2	1,466	2.0	436	4.8	1,030	0.9	172	△2.8	152	△2.6
5	120	20.0	1,318	17.1	399	24.7	919	14.0	172	0.0	151	0.0
6	133	2.0	1,369	△5.1	316	△22.0	1,053	1.4	175	△2.2	154	△1.9
前月比(%)	10.8		3.9		△20.8		14.6		1.7		2.0	
資料	(一社) 全国軽自動車協会連合会、自販連宮崎県支部								石油情報センター			

※「県内石油製品価格」の各年実績欄は、年間平均を示す。



	百貨店・スーパー販売額（注1）								消費者物価指数（総合）（注3）			
	百貨店+スーパー（億円）				衣料品計（注2） 前年同月比（%）		飲食料品 前年同月比（%）					
	全 国	前年同 月比(%)	宮崎県	前年同 月比(%)	全 国	宮崎県	全 国	宮崎県	全 国	前年同 月比(%)	宮崎市	前年同 月比(%)
20年	195,050	△ 5.4	694	△ 4.6	△ 26.6	△21.4	3.7	0.2	101.8	0.0	101.6	△ 0.1
21年	199,075	0.9	685	△ 2.5	0.6	△ 5.0	1.2	△ 0.4	99.8	△ 0.2	99.5	△ 0.5
22年	206,607	3.8	721	5.3	12.3	3.9	1.5	5.9	102.3	2.5	101.9	2.4
2022. 5	16,809	9.1	59	8.8	53.8	16.4	0.2	8.5	101.8	2.5	101.5	2.4
6	16,735	1.9	56	5.6	10.2	4.6	△ 1.2	5.3	101.8	2.4	101.4	2.2
7	17,704	3.3	65	5.8	9.2	△ 0.5	1.2	6.9	102.3	2.6	101.7	2.7
8	16,676	4.3	60	10.0	23.2	19.0	0.1	7.8	102.7	3.0	102.1	3.0
9	16,304	4.8	53	5.9	18.4	7.9	1.1	5.0	103.1	3.0	102.8	2.8
10	17,326	4.9	63	5.3	13.1	5.1	2.9	6.7	103.7	3.7	103.5	3.7
11	17,590	3.0	62	2.2	1.7	△ 6.2	3.2	5.8	103.9	3.8	103.6	3.7
12	22,266	4.1	83	4.3	6.5	1.3	4.0	5.7	104.1	4.0	103.8	3.9
23. 1	17,681	5.5	60	6.3	14.3	9.3	3.3	7.2	104.7	4.3	104.1	3.9
2	15,820	5.2	53	5.2	21.6	15.9	1.4	4.2	104.0	3.3	103.2	2.9
3	17,669	3.6	60	4.6	9.7	5.3	1.8	4.8	104.4	3.2	103.7	3.0
4	17,095	5.2	58	4.9	8.9	9.0	4.4	5.9	105.1	3.5	104.6	3.5
5	17,437	3.7	61	3.3	5.1	4.3	3.4	3.6	105.1	3.2	104.7	3.2
前月比(%)	2.0		5.2						0.0		0.1	
資 料	経済産業省、九州経済産業局								総務省統計局			

※各年実績欄は「百貨店・スーパー販売額」が年間累計、「消費者物価指数」の前年同月比は原数値、前月比は季節調整値との各比較。  
（注1）は全店ベース。最新月は速報値。県内事業所数は百貨店が1先、スーパーが34先。  
（注2）「衣料品」は紳士服洋品、婦人・子供服洋品、その他の衣料品、身の回り品の合計。  
※「百貨店・スーパー販売額」の前年同月比については、2020年3月に調査対象事業所の見直しを行ったため、この見直しに伴うギャップを調整するリンク係数で処理した数値で計算（販売額はリンク係数処理前）。  
（注3）本誌2021年10月号より「2020年基準」に変更（遡及改定済み）。

	通 関 実 績（細島港）				宮 崎 空 港 乗 降 客 数 （注4）		カーフェリー （宮崎-神戸航路） 利用台数（注5）		ホテル旅館 宿 泊 者 数 （注6）		県内ゴルフ場 入 場 者 数 （注7）	
	輸 出		輸 入		（千人）	前年同 月比(%)	（台）	前年同 月比(%)	宮崎市 （人）	前年同 月比(%)	（人）	前年同 月比(%)
	（百万円）	前年同 月比(%)	（百万円）	前年同 月比(%)								
20年	63,037	△ 8.7	28,066	△33.8	1,354	△58.5	83,325	△32.0	776,310	△39.5	729,453	△ 2.7
21年	62,358	△ 1.1	43,108	51.4	1,216	△10.2	95,165	14.2	802,530	3.4	742,804	1.8
22年	61,346	△ 1.6	68,978	60.0	2,191	80.2	105,390	10.7	1,082,746	34.9	781,983	5.3
2022. 5	6,183	10.5	3,367	123.7	173	184.2	9,030	17.5	94,641	138.2	72,925	22.4
6	5,052	△ 4.3	6,668	123.7	159	150.8	8,182	13.2	89,554	108.7	57,216	8.0
7	4,072	△18.9	4,667	20.2	193	77.8	8,418	4.5	79,468	△12.1	54,611	△ 6.5
8	4,321	△ 8.1	11,351	142.5	232	109.5	7,958	11.3	125,598	75.7	59,872	29.7
9	3,778	△31.6	3,744	△ 2.1	174	139.0	7,060	22.1	91,677	122.6	50,608	△11.2
10	5,128	10.9	5,438	△12.8	233	94.0	8,732	21.0	92,931	7.4	76,112	3.2
11	4,908	1.3	7,436	88.0	245	40.5	9,470	22.1	97,646	△ 8.9	74,548	△ 1.7
12	6,458	17.4	8,443	64.2	243	28.0	10,450	17.0	102,803	△15.9	75,365	△ 5.4
23. 1	5,261	21.1	2,984	△36.4	221	52.6	9,697	19.8	84,066	19.3	70,940	8.5
2	4,814	△ 7.8	6,399	165.0	236	169.7	10,073	16.5	97,494	70.7	67,072	14.3
3	4,475	△25.0	6,252	△ 8.6	273	70.5	12,110	14.5	113,721	23.4	72,946	4.9
4	4,235	△28.4	5,398	32.1	218	47.6	10,360	18.1	86,997	△ 1.9	68,678	2.1
5	6,203	0.3	3,103	△ 7.8	248	43.8	10,736	18.9	99,479	5.1	73,614	0.9
6					218	36.8	7,689	△ 6.0			52,134	△ 8.9
前月比(%)	46.5		△42.5		△12.2		△28.4		14.3		△29.2	
資 料	細島税関支署（各月分は速報値）				宮崎交通(株)航空部		宮崎カーフェリー(株)		宮崎県観光推進課		九州ゴルフ連盟	

（注4）「国内線」の合計。（注5）バス・トラック・乗用車・その他トラックの乗船・下船の合計（二輪車を除く）。（注6）宮崎市内の主要ホテル・旅館20施設。（注7）加盟クラブ数17。

	企業倒産（負債額 1,000 万円以上）								月間現金給与総額			
	件数				負債金額				全国		本県	
	全国 (件)	前年同 月比(%)	宮崎県 (件)	前年同 月比(%)	全国 (億円)	前年同 月比(%)	宮崎県 (百万円)	前年同 月比(%)	(千円)	前年同 月比(%)	(千円)	前年同 月比(%)
20年度	7,163	△17.0	30	△11.8	12,082	△4.6	3,703	80.5	318	△1.4	257	△0.7
21年度	5,980	△16.5	20	△33.3	11,679	△3.3	2,712	△26.8	320	0.7	266	3.3
22年度	6,880	42.6	28	40.0	23,244	99.0	4,205	55.1	326	1.7	266	0.1
2022. 6	546	0.9	3	200.0	12,326	1696.8	1,245	4511.1	451	1.8	383	5.2
7	494	3.8	0	-	845	18.2	0	-	376	1.3	278	△6.1
8	492	5.6	0	-	1,114	22.4	0	-	279	1.5	241	1.7
9	599	18.6	2	-	1,449	59.6	545	-	276	2.2	226	0.0
10	596	13.5	6	500.0	870	△11.6	326	1153.8	275	1.5	228	△0.4
11	581	13.9	5	25.0	1,156	22.8	917	5.4	288	1.8	234	△2.5
12	606	20.2	2	100.0	792	△14.9	454	71.3	567	3.8	454	1.8
23. 1	570	26.1	2	100.0	565	△15.5	89	11.3	276	0.4	224	△2.6
2	577	25.7	3	-	966	36.1	157	-	272	1.1	222	△2.2
3	809	36.4	2	100.0	1,474	△13.1	69	△62.5	293	1.4	232	△2.9
4	610	25.5	2	0.0	2,039	150.8	62	59.0	285	1.1	232	△2.9
5	706	34.7	2	100.0	2,787	218.9	180	△50.5				
6	770	41.0	4	33.3	1,509	△87.8	958	△23.1				
前月比(%)	9.1		100.0		△45.9		432.2		△2.7		0.0	
資料	(株)東京商工リサーチ宮崎支店								厚生労働省		宮崎県	

※調査月報 2023 年 1 月号より、「手形交換」に代わり「月間現金給与総額」を掲載  
 ※月間現金給与総額は「常用雇用者 5 人以上」の数値を表記

	月間有効求人倍率（注 1）			月間有効求職者数		月間有効求人数		雇用保険受給者数		完全失業者数		完全失業率
	全国 季調値 (倍)	宮崎県		宮崎県（注 2）		宮崎県（注 3）		宮崎県		全国（注 4）		全国 (注 5)
		季調値 (倍)	原指数 (倍)	季調値 (人)	前年同 月比(%)	季調値 (人)	前年同 月比(%)	(人)	前年同 月比(%)	季調値 (万人)	前年同 月比(%)	季調値 (%)
20年度	1.10	-	1.18	20,143	6.9	23,610	△11.4	54,309	10.0	200	23.5	2.9
21年度	1.15	-	1.36	19,946	△1.0	27,155	15.0	52,907	△2.6	191	△4.2	2.8
22年度	1.30	-	1.44	20,219	1.4	29,109	7.2	51,779	△2.1	178	△6.8	2.6
2022. 5	1.23	1.40	1.28	20,359	1.7	28,572	8.6	3,897	△8.8	180	△10.9	2.6
6	1.24	1.43	1.33	20,372	2.4	29,143	10.3	4,621	△4.4	180	△10.4	2.6
7	1.27	1.43	1.36	20,411	3.0	29,101	8.3	4,742	△3.6	177	△8.3	2.6
8	1.29	1.44	1.41	20,186	1.9	29,136	8.6	5,133	1.6	176	△8.3	2.5
9	1.32	1.47	1.46	20,057	1.5	29,405	8.8	4,876	1.5	182	△4.2	2.6
10	1.34	1.46	1.49	20,112	2.2	29,446	9.5	4,482	0.5	178	△3.3	2.6
11	1.35	1.45	1.51	20,108	1.6	29,082	7.8	4,331	△2.6	173	△9.9	2.5
12	1.35	1.43	1.55	20,181	0.9	28,886	5.4	4,135	△1.3	171	△8.6	2.5
23. 1	1.35	1.44	1.55	20,073	△1.0	28,813	1.4	4,070	1.4	167	△11.6	2.4
2	1.34	1.46	1.56	20,302	0.9	29,736	5.8	3,789	△1.0	180	△3.2	2.6
3	1.32	1.46	1.51	20,242	0.7	29,525	3.3	3,812	△1.2	195	7.7	2.8
4	1.32	1.45	1.36	20,333	0.5	29,468	3.5	3,922	0.8	180	1.1	2.6
5	1.31	1.44	1.31	20,528	0.8	29,542	3.4	4,286	10.0	177	△1.7	2.6
前月比(%)				1.0		0.3		9.3		△1.7		
資料	厚生労働省			宮崎労働局						総務省		

※各年度実績欄は年度平均（原指数ベース）、「雇用保険受給者数」のみ年度累計を示す。  
 （注 1）（注 2）（注 3）（注 4）（注 5） 本誌 2023 年 4 月号より、2023 年 1 月公表の新学期調整値に変更（遡及改定済み）。

	農畜産物生産量等											
	枝肉生産量(宮崎県)				子牛価格(速報) (1頭当たり)		鶏のえ付け羽数 (宮崎県)(注1)		野菜卸売(注2)			
	豚		牛		県内の家畜市場		ブロイラー用		卸売数量		卸売平均価格	
	(t)	前年同 月比(%)	(t)	前年同 月比(%)	総平均 (千円)	前年同 月比(%)	(千羽)	前年同 月比(%)	(t)	前年同 月比(%)	(円/kg)	前年同 月比(%)
20年	82,228	2.4	24,656	5.3	725	△10.2	148,858	3.9	93,370	△4.5	237	3.6
21年	80,379	△2.2	25,176	2.1	776	7.0	150,043	0.8	88,528	△5.2	225	△5.0
22年	79,208	△1.5	25,598	1.7	652	△16.0	152,525	1.7	82,310	△7.0	250	11.0
2022. 5	6,349	△1.3	2,120	2.2	648	△18.3	12,294	△0.1	8,806	△4.3	232	△3.3
6	6,330	△2.2	2,149	1.4	640	△16.1	12,256	5.2	7,497	△5.1	179	△25.4
7	5,769	△7.7	2,101	△3.1	602	△19.0	12,879	△2.6	5,276	△16.7	199	12.4
8	5,955	△5.2	2,047	1.7	598	△19.4	13,293	6.1	5,213	△7.1	211	△3.2
9	6,455	△0.7	2,044	△1.4	579	△21.0	12,799	△0.2	5,031	△4.7	231	△3.8
10	6,671	2.5	2,176	2.0	564	△22.3	14,279	4.5	5,777	△9.7	256	28.0
11	7,261	1.2	2,584	4.0	606	△20.6	11,765	15.0	6,829	△13.3	209	8.9
12	7,183	△0.9	2,115	△2.1	640	△16.9	13,764	△2.5	8,239	△4.5	363	71.2
23. 1	6,885	△0.2	2,028	2.5	616	△17.2	12,126	△0.7	7,919	1.7	318	22.8
2	6,505	3.0	2,085	4.3	633	△14.1	11,324	1.9	6,676	△3.7	303	2.4
3	7,359	△0.8	2,261	6.4	624	△13.9	12,739	0.4	7,103	△9.5	262	14.9
4	6,380	△3.4	2,199	1.8	635	△13.6	13,068	△0.9	7,186	△9.5	285	19.2
5	6,660	4.9	2,102	△0.9	561	△13.4	12,840	4.4	9,021	2.4	195	△15.9
6					558	△12.9			7,334	△2.2	226	26.3
前月比(%)	4.4		△4.4		△0.7		△1.7		△18.7		15.9	
資料	農林水産省、(公社)宮崎県畜産協会、(一社)日本種鶏孵卵協会							宮崎市中央卸売市場				

(注1) 都道府県毎に推定値を算出したもの。「え付け羽数」とは、ふ化業者が出荷した初生びなを鶏飼養者が、え付けした羽数。  
(注2) 各年実績欄は「年間」(1～12月)、「野菜卸売」のみ「年度」(4～3月)。

	県内木材関連						漁業(水揚げ額等)					
	丸太価格(円/㎡)(注3)				製材品(千㎡)(注4)		県内18漁協(養殖を含む)					
	スギ(中丸太)		ヒノキ(中丸太)				金額(A)		数量(B)		平均魚価(A÷B)	
	24~28cm ×3.65~ 4.0m	前年同 月比(%)	14~22cm ×3.65~ 4.0m	前年同 月比(%)	生産量	前年同 月比(%)	(百万円)	前年同 月比(%)	(t)	前年同 月比(%)	(円/kg)	前年同 月比(%)
20年	12,800	△6.8	16,117	△4.2	919	△7.8	31,897	△3.5	130,689	15.8	244	△16.7
21年	18,025	40.8	27,442	70.3	974	6.0	31,212	△2.1	114,736	△12.2	272	11.5
22年	17,750	△1.5	25,100	△8.5	966	△0.8	30,669	△1.7	79,569	△30.7	385	41.5
2022. 5	17,500	△1.7	24,800	12.7	74	△1.3	2,520	△4.0	6,220	△50.2	405	92.9
6	17,600	△18.1	25,000	△9.1	90	11.1	2,734	4.2	8,549	△31.6	320	52.4
7	17,500	△17.5	23,900	△25.1	81	△3.6	2,225	△0.6	6,296	△48.7	353	92.9
8	17,000	△17.9	22,100	△40.8	75	0.0	1,898	1.5	6,338	△36.2	299	42.4
9	16,500	△22.5	22,000	△35.5	73	△13.1	1,684	△19.2	6,284	△36.8	268	27.6
10	18,400	△11.5	22,600	△33.7	79	△4.8	1,871	6.2	6,736	△5.7	278	13.0
11	18,800	△3.6	23,700	△28.6	78	△11.4	1,978	△21.8	5,788	△42.4	342	35.7
12	17,900	△1.6	23,000	△29.0	75	△5.1	7,415	8.6	11,197	△0.3	662	8.9
23. 1	17,400	△1.7	21,900	△29.8	70	△13.6	2,195	10.2	5,913	23.7	371	△11.0
2	17,800	△2.2	22,600	△24.9	80	2.6	1,800	6.0	3,052	△45.6	590	94.7
3	16,400	△8.9	22,900	△16.7	80	△16.7	3,217	29.0	6,845	15.8	470	11.4
4	15,300	△14.5	21,900	△13.4	85	△1.2	2,517	16.5	6,289	7.3	400	8.4
5	14,100	△19.4	20,700	△16.5	80	8.1	3,351	33.0	9,576	54.0	350	△13.6
6	13,700	△22.2	21,400	△14.4								
前月比(%)	△2.8		3.4		△5.9		33.1		52.3		△12.5	
資料	農林水産省大臣官房統計部						宮崎県漁業協同組合連合会					

(注3) 丸太価格は、工場着購入価格の平均(2023年6月の調査対象工場数は、全国で382)。(注4) 製材品は、製材用動力の出力が7.5KW以上の製材工場が対象(2023年5月の調査対象工場数は、全国で474)。

	市場金利(月末時点、年率%)			県内金融(注1)				信用保証状況(宮崎県)				日経平均 225種 (円) (注2)	円相場 (1ドル) (円) (注3)
	基準割引率 および基準 貸付利率 (%)	無担保 コール 翌日物 (月平均)	10年国債 指標銘柄 (利回り%)	預金残高		貸出残高		保証承諾高		保証債務残高			
				(億円)	前年同 月比(%)	(億円)	前年同 月比(%)	(百万円)	前年同 月比(%)	(百万円)	前年同 月比(%)		
20年末	0.30	△0.03	0.020	36,962	10.6	27,449	4.1	12,235	227.8	218,120	161.8	27,444	103.82
21年末	0.30	△0.03	0.070	38,815	5.0	27,555	0.4	2,489	△79.7	223,722	2.6	28,791	113.87
22年末	0.30	△0.07	0.410	40,575	4.5	27,729	0.6	6,289	152.7	218,734	△2.2	27,215	134.93
2022. 5	0.30	△0.02	0.235	39,999	4.6	27,533	0.6	1,808	11.7	215,539	△7.4	26,654	128.78
6	0.30	△0.04	0.225	40,459	4.9	27,561	0.7	2,197	5.2	213,902	△7.5	26,958	133.86
7	0.30	△0.01	0.180	40,271	4.9	27,622	0.7	3,190	71.1	212,466	△7.5	26,987	136.63
8	0.30	△0.02	0.220	40,222	4.6	27,667	0.9	6,597	264.3	213,692	△6.5	28,352	135.24
9	0.30	△0.05	0.240	40,041	△0.5	27,764	0.4	7,356	288.4	215,867	△5.0	27,419	143.14
10	0.30	△0.05	0.245	40,160	4.6	27,572	0.8	4,042	124.1	218,853	△3.0	26,983	147.01
11	0.30	△0.07	0.250	40,475	4.2	27,530	0.7	3,586	60.0	217,615	△3.2	27,903	142.44
12	0.30	△0.07	0.410	40,575	4.5	27,729	0.6	6,289	152.7	218,734	△2.2	27,215	134.93
23. 1	0.30	△0.02	0.490	40,561	3.1	27,614	0.3	3,652	115.0	219,272	△1.3	26,606	130.20
2	0.30	△0.02	0.500	40,697	4.2	27,702	0.4	3,926	112.5	218,709	△1.1	27,509	132.68
3	0.30	△0.02	0.320	41,325	4.1	27,755	0.6	5,952	139.5	218,385	△0.4	27,693	133.85
4	0.30	△0.02	0.385	41,491	3.4	27,569	0.2	3,502	124.7	218,049	0.3	28,276	133.33
5	0.30	△0.05	0.430	41,369	3.4	27,531	△0.0	2,788	54.2	215,137	△0.2	30,148	137.37
6	0.30	△0.07	0.395					3,035	38.2	212,357	△0.7	32,754	141.19
前月比(%)				△0.3		△0.1		8.9		△1.3		8.6	2.8
資料	日本銀行調査統計局、日本相互証券(株)、宮崎県信用保証協会、(株)日本経済新聞出版社												

(注1) 県内に本支店のある国内銀行勘定の合計(ただし、ゆうちょ銀行を除く)。

(注2) 各年末は最終取引日の終値。各月は月中平均。

(注3) 各年末は12月の月中平均。各月は月中平均。

## 暮らしの相談

### 2023年8月・9月の予定

宮崎地区(法律相談)

8月16日(水)

9月20日(水)

弁護士が無料で相談に応じます。相談ご希望の方は、最寄りの営業店もしくは下記へお電話をお願いします。お気軽にご利用下さい。

新型コロナウイルス感染状況により中止となる場合があります。予めご了承下さい。

<お問い合わせ先>

宮崎銀行マネーコンサルティング部 TEL 0120-842-255



宮崎労働局発表  
令和5年8月1日解禁

【照会先】

宮崎労働局職業安定部  
部長 伊藤 昌史  
職業安定課長 宮元 三治  
地方労働市場情報官 児玉 聡子  
(代表電話)0985(38)8823

一般職業紹介状況(令和5年6月分)

令和5年6月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.42倍と前月より0.02ポイント低下。  
有効求人倍率は、96ヶ月連続で1倍台を維持。  
正社員有効求人倍率(原数値)は、1.10倍と前年同月より0.01ポイント上昇。  
雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいる。

- ・令和5年6月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より0.02ポイント低下。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で1.8%増、前年同月(原数値)で2.5%増。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で0.2%増、前年同月比(原数値)で1.6%増(30ヶ月連続増加)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)3.0%減、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)0.7%減となった。

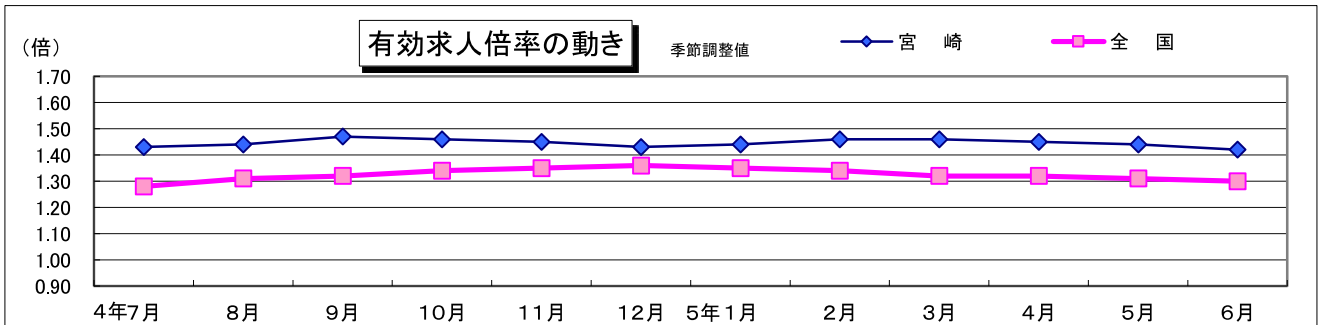
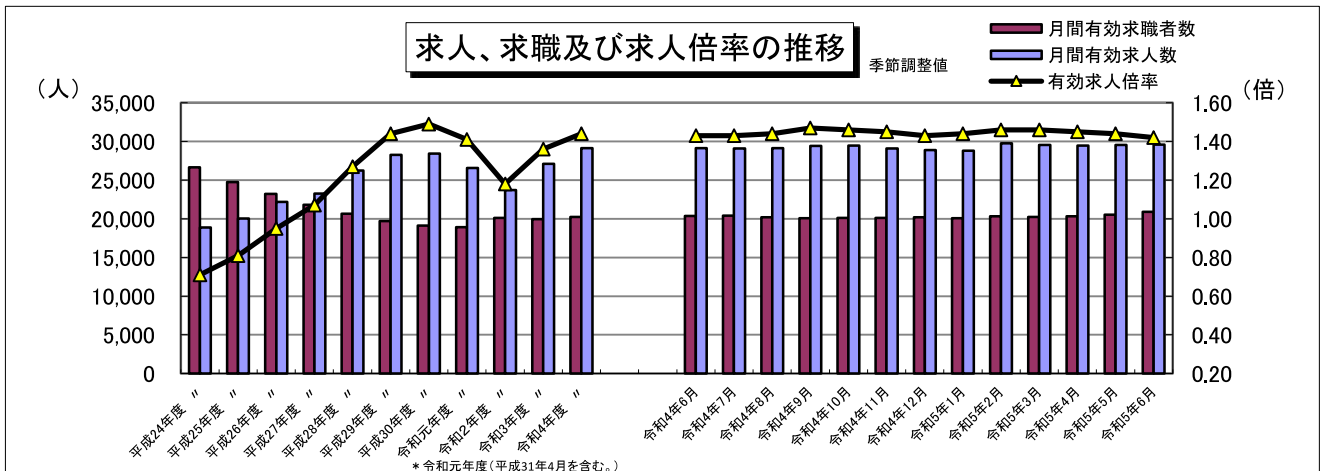
本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比1.8%増加し、有効求人数(同)は前月比0.2%増加したことから、前月より0.02ポイント下回り、1.42倍となった。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で3.0%(132人)減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比で2.5%(527人)増加と2ヶ月連続の増加となっている。

新規求職者(一般フルタイム・パート)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が7.2%(90人)減、離職者は1.2%(34人)減、無業者が1.9%(8人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は6.4%(35人)減となっている。

一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で0.7%(77人)減少となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で1.6%(450人)の増加で30ヶ月連続となっている。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中9産業で増加となった。内訳としては、情報通信業で189.8%(448人)増、運輸業、郵便業で46.4%(168人)増等となる一方、サービス業(他に分類されないもの)で13.5%(263人)減、製造業で20.2%(245人)減等(18産業中9産業で減少)となったことから、全体で77人(0.7%)の減少となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和4年						令和5年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
宮崎	1.43	1.44	1.47	1.46	1.45	1.43	1.44	1.46	1.46	1.45	1.44	1.42
全国	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注1)本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。

(注2)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

### 1. 新規求職の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,254人で8.3%(383人)減少となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和4年						令和5年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
新規求職数	4,442	4,286	4,309	4,353	4,443	4,245	4,295	4,474	4,385	4,395	4,637	4,254
前月比	0.7%	-3.5%	0.5%	1.0%	2.1%	-4.5%	1.2%	4.2%	-2.0%	0.2%	5.5%	-8.3%

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

### 2. 新規求人の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求人数】(季節調整値)は、10,502人で7.3%(713人)増加となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和4年						令和5年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
新規求人	10,386	9,841	10,811	10,352	9,711	10,707	10,242	9,896	10,408	10,654	9,789	10,502
前月比	-1.9%	-5.2%	9.9%	-4.2%	-6.2%	10.3%	-4.3%	-3.4%	5.2%	2.4%	-8.1%	7.3%

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

### 3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が200件(4.6%)減の4,159件となり、就職件数は14件(0.8%)増の1,748件となった。就職率(対新規求職者)は、1.6ポイント上回って41.1%となった。

就職(パートを含む、件)

就職件数	令和3年						令和4年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	1,663	1,557	1,736	1,684	1,603	1,319	1,470	1,608	2,245	1,711	1,704	1,734
	令和4年						令和5年					
1,547	1,532	1,551	1,605	1,534	1,325	1,282	1,706	2,288	1,769	1,763	1,748	
対前年同月比	-7.0%	-1.6%	-10.7%	-4.3%	-4.3%	0.5%	-12.8%	6.1%	1.9%	3.4%	3.5%	0.8%

就職率	令和3年						令和4年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	39.4%	36.3%	40.8%	39.0%	41.4%	41.0%	30.1%	36.7%	45.7%	27.7%	37.3%	39.5%
	令和4年						令和5年					
37.0%	36.8%	37.7%	38.5%	40.1%	44.6%	27.2%	37.4%	46.6%	29.5%	35.9%	41.1%	

### 4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.10倍となり、前年同月比で0.01ポイント上昇。  
 R5.6月…正社員有効求人数 13,983人 常用フルタイム有効求職者数12,697人  
 R4.6月… " 13,510人 " 12,365人

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

次回公表予定日 令和5年8月29日(火)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和5年6月	令和5年5月	対前月 増減率(差) (%)	令和4年6月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	21,794	21,994	—	21,267	2.5
季節調整値	* 20,897	* 20,528	1.8	20,372	2.6
2 新規求職申込件数(件)	4,253	4,906	—	4,385	▲3.0
3 月間有効求人数(人)	28,771	28,724	—	28,321	1.6
季節調整値	* 29,588	* 29,542	0.2	29,143	1.5
4 新規求人数(人)	10,702	9,381	—	10,779	▲0.7
5 紹介件数(件)	4,159	4,128	/	4,359	▲4.6
6 就職件数(件)	1,748	1,763		1,734	0.8
7 就職率(6/2)(%)	41.1	35.9		39.5	1.6
8 充足数(件)	1,677	1,716		1,674	0.2
9 充足率(8/4)(%)	15.7	18.3		15.5	0.2

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和5年6月	令和5年5月	前月差 (ポイント)	令和4年6月
宮崎県	1.42	1.44	▲0.02	1.43
全国	1.30	1.31	▲0.01	1.27

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	4,223	4,275	4,836	4,921	5,054	4,802	4,461	4,446	4,189	4,014	3,828	3,858
令和4年度	3,891	3,897	4,621	4,742	5,133	4,876	4,482	4,331	4,135	4,070	3,789	3,812
令和5年度	3,922	4,286	4,763									

(受給者実人員=失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和5年6月	令和5年5月	令和4年6月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.36	1.33	1.31	0.05
延岡	1.23	1.25	1.18	0.05
日向	1.09	1.14	1.24	▲0.15
都城	1.62	1.62	1.68	▲0.06
日南	1.02	0.93	1.07	▲0.05
高鍋	1.06	1.03	1.15	▲0.09
小林	1.20	1.21	1.38	▲0.18
県計	1.32	1.31	1.33	▲0.01

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照



別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和5年6月	令和5年5月	前月差 (ポイント)	令和4年6月
福岡	1.23	1.26	▲0.03	1.16
佐賀	1.37	1.36	0.01	1.33
長崎	1.22	1.24	▲0.02	1.16
熊本	1.33	1.33	0.00	1.43
大分	1.43	1.42	0.01	1.35
宮崎	1.42	1.44	▲0.02	1.43
鹿児島	1.22	1.21	0.01	1.34
沖縄	1.08	1.08	0.00	0.89

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況(一般パートタイム)

	令和5年6月	令和5年5月	令和4年6月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	9,074	9,128	8,862	2.4
2 新規求職申込件数(件)	1,610	1,969	1,643	▲2.0
3 月間有効求人 数 (人)	9,248	9,521	9,475	▲2.4
4 新規求人数 (人)	3,302	3,102	3,635	▲9.2
5 紹介件数 (件)	1,456	1,530	1,510	▲3.6
6 就職件数 (件)	705	712	669	5.4
7 充足数 (件)	669	694	654	2.3
8 充足率 (%)	20.3%	22.4%	18.0%	2.3

別表7 新規求職申込者の求職時の態様別内訳※令和5年1月分より掲載内容変更(常用フルタイムから一般フルタイム・パートへ変更)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和5年6月	373	783	834	854	751	658	4,253
	令和4年6月	401	813	842	883	798	648	4,385
	前年比	▲7.0%	▲3.7%	▲1.0%	▲3.3%	▲5.9%	1.5%	▲3.0%
在職者	令和5年6月	112	242	295	256	174	76	1,155
	令和4年6月	132	284	304	283	179	63	1,245
	前年比	▲15.2%	▲14.8%	▲3.0%	▲9.5%	▲2.8%	20.6%	▲7.2%
離職者	令和5年6月	205	456	456	521	527	525	2,690
	令和4年6月	220	462	443	525	545	529	2,724
	前年比	▲6.8%	▲1.3%	2.9%	▲0.8%	▲3.3%	▲0.8%	▲1.2%
事業主都合	令和5年6月	22	61	79	100	118	130	510
	令和4年6月	19	62	75	124	131	134	545
	前年比	15.8%	▲1.6%	5.3%	▲19.4%	▲9.9%	▲3.0%	▲6.4%
自己都合	令和5年6月	181	394	366	402	344	341	2,028
	令和4年6月	196	386	355	386	363	333	2,019
	前年比	▲7.7%	2.1%	3.1%	4.1%	▲5.2%	2.4%	0.4%
無業者	令和5年6月	56	85	83	77	50	57	408
	令和4年6月	49	67	95	75	74	56	416
	前年比	14.3%	26.9%	▲12.6%	2.7%	▲32.4%	1.8%	▲1.9%

\* 一般・・・常用および臨時・季節を合わせた数。3ページ別表1職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)の2 新規求職申込件数の内訳となる。

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項目	求人状況					
	令和5年6月	令和5年5月	令和4年6月	前年 同月比(%)	前年 同月差	
産業別・規模別						
A.B 農、林、漁業	274	233	251	9.2	23	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	19	8	16	18.8	3	
D 建設業	811	787	856	▲5.3	▲45	
E 製造業	966	871	1,211	▲20.2	▲245	
食料品製造業	281	271	412	▲31.8	▲131	
飲料・たばこ・飼料製造業	54	53	50	8.0	4	
繊維工業	97	67	119	▲18.5	▲22	
木材・木製品製造業	105	75	109	▲3.7	▲4	
家具・装備品製造業	9	11	20	▲55.0	▲11	
パルプ・紙・紙加工品製造業	11	20	8	37.5	3	
印刷・同関連業	10	23	46	▲78.3	▲36	
化学工業	13	31	48	▲72.9	▲35	
石油製品・石炭製品製造業	1	0	0	-	1	
プラスチック製品製造業	29	20	57	▲49.1	▲28	
ゴム製品製造業	7	2	0	-	7	
窯業・土石製品製造業	48	23	40	20.0	8	
鉄鋼業	7	1	7	0.0	0	
非鉄金属製造業	0	0	7	▲100.0	▲7	
金属製品製造業	59	57	85	▲30.6	▲26	
はん用機械器具製造業	68	54	42	61.9	26	
生産用機械器具製造業	25	30	17	47.1	8	
業務用機械器具製造業	14	22	25	▲44.0	▲11	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	29	19	16	81.3	13	
電気機械器具製造業	57	45	37	54.1	20	
情報通信機械器具製造業	4	0	17	▲76.5	▲13	
輸送用機械器具製造業	20	34	29	▲31.0	▲9	
その他の製造業	18	13	20	▲10.0	▲2	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	9	1	300.0	3	
G 情報通信業	684	691	236	189.8	448	
H 運輸業、郵便業	530	394	362	46.4	168	
I 卸売業、小売業	1,040	917	1,122	▲7.3	▲82	
J 金融業、保険業	79	41	38	107.9	41	
K 不動産業、物品賃貸業	140	107	119	17.6	21	
L 学術研究、専門・技術サービス業	154	138	241	▲36.1	▲87	
M 宿泊業、飲食サービス業	639	522	645	▲0.9	▲6	
宿泊業	172	141	163	5.5	9	
N 生活関連サービス業、娯楽業	227	268	272	▲16.5	▲45	
O 教育、学習支援業	215	152	150	43.3	65	
P 医療、福祉	3,051	2,634	3,119	▲2.2	▲68	
Q 複合サービス事業	60	45	71	▲15.5	▲11	
R サービス業(他に分類されないもの)	1,692	1,463	1,955	▲13.5	▲263	
S.T 公務、その他	117	101	114	2.6	3	
合計	10,702	9,381	10,779	▲0.7	▲77	
規模別	29人以下	7,121	6,277	7,060	0.9	61
	30~99人	2,501	2,106	2,532	▲1.2	▲31
	100~299人	834	694	905	▲7.8	▲71
	300~499人	130	177	112	16.1	18
	500~999人	99	109	158	▲37.3	▲59
1,000人以上	17	18	12	41.7	5	

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

# 正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.10倍と前年同月より0.01ポイント上昇。

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
1月	0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98	1.11	1.23
2月	0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.43	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99	1.12	1.21
3月	0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98	1.10	1.17
4月	0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95	1.05	1.10
5月	0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96	1.04	1.08
6月	0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98	1.09	1.10
7月	0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00	1.09	
8月	0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00	1.11	
9月	0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02	1.12	
10月	0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05	1.15	
11月	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08	1.17	
12月	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	1.12	1.26	

（資料出所） 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼ばれる正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの有効求職者（派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる）を含む。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開示した求職者数が含まれている。

## 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和5年6月）

### 「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

- 実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。
- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
  - 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.47倍で受理地別の有効求人倍率（1.42倍）より0.05ポイント高い。

	① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②/①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑥差 ⑤-④
	6月	20,372	29,143	1.43	1.54	0.11
	7月	20,411	29,101	1.43	1.54	0.11
	8月	20,186	29,136	1.44	1.56	0.12
	9月	20,057	29,405	1.47	1.58	0.11
	10月	20,112	29,446	1.46	1.58	0.12
	11月	20,108	29,082	1.45	1.55	0.10
	12月	20,181	28,886	1.43	1.53	0.10
	1月	20,073	28,813	1.44	1.53	0.09
	2月	20,302	29,736	1.46	1.55	0.09
	3月	20,242	29,525	1.46	1.53	0.07
	4月	20,333	29,468	1.45	1.51	0.06
	5月	20,528	29,542	1.44	1.49	0.05
	6月	20,897	29,588	1.42	1.47	0.05
令和4年						
令和5年						

（資料出所）宮崎労働局

- ※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
- ※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。
- ※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。
- ※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。
- ※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。



# 令和5年賃金改定状況調査結果

## < 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
  - (ア) 製造業
  - (イ) 卸売業，小売業
  - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
  - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
  - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
  - (カ) 医療，福祉
  - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

### 3. 調査事業所

- (1) 数 16,489 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

### 4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%））

### 5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

#### (1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和5年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和5年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和3年度分、令和4年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和5年1月～6月〕

#### (2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和5年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和4年6月分、令和5年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和4年6月分、令和5年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

## 6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所				
		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所				
		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2



第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サ ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス (他に 分類さ れない もの)
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5	-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8	
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4	-11.1	-1.1	-40.0	-2.6	1.6	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6	1.6	2.0	1.6	
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2	-8.2	-5.0	-1.4	-8.7	1.3	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.6	1.6	2.2	1.6	
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7	
R 4 年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.8%	3.2%	5.3%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.3%	3.8%	7.0%	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
R4年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4%	3.0%	4.8%	0.57	1.0%	3.0%	7.6%	1.10	1.2%	2.3%	5.0%	0.83	1.7%	2.8%	5.0%	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
R4年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =  $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月																	
男	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3	
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,553	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1	
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8	

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びOCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月	R4年 6月	R5年 6月																	
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3	
一般 パート 計	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0	
パート 計	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7	

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																	
	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月	1時間当たり 賃金額 R4年 6月	R5年 6月																
計	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
A	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
B	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
計	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
A	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
B	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
計	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
A	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
B	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
計	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
A	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
B	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
計	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
A	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものである。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人(81.6%)。

## 参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R4年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定  
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定  
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定  
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定  
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

## 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

### 1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

### 2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

### 3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2



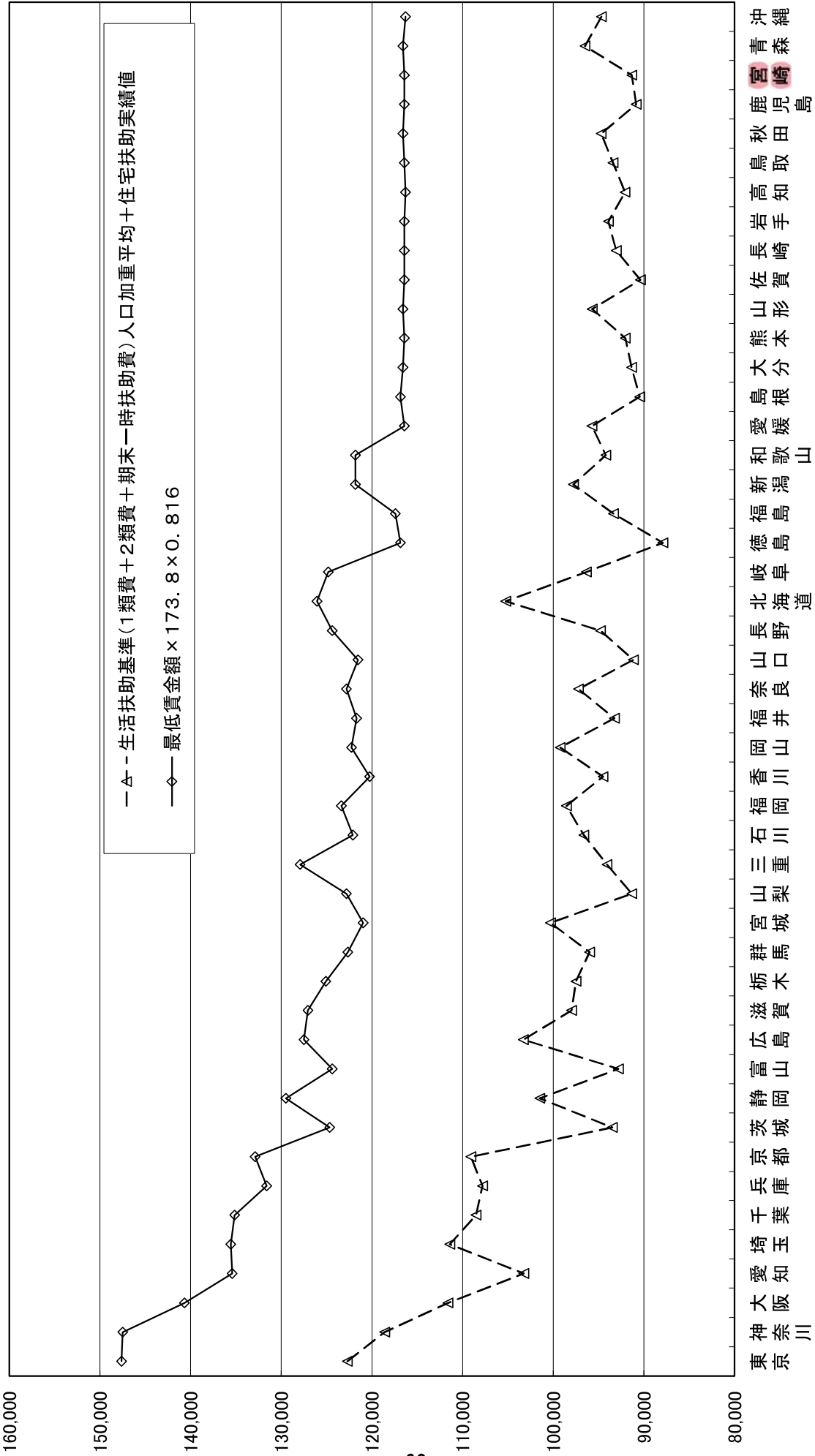


資料No.2

# 生活保護と最低賃金

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

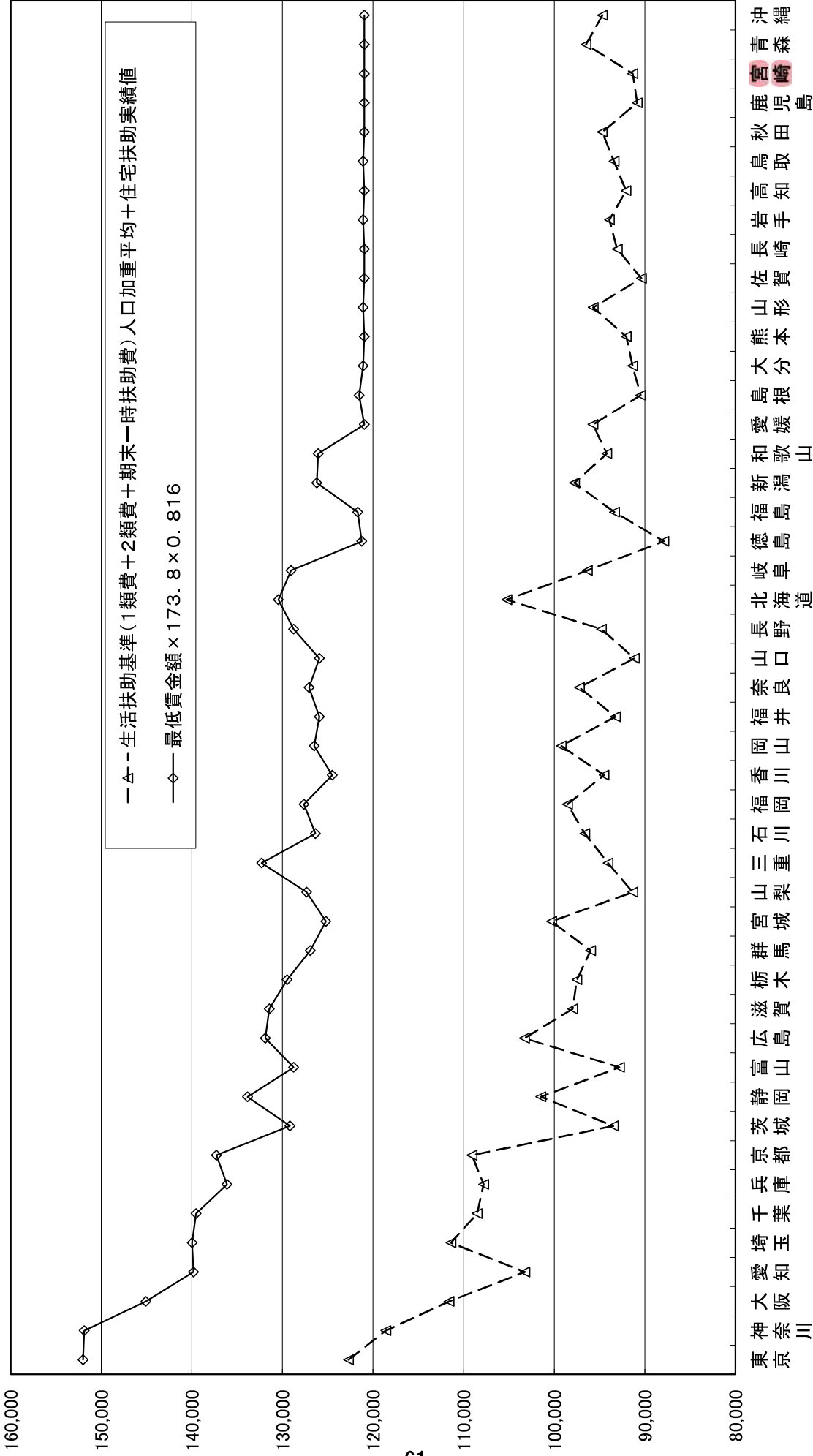
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

# 生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1)生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。

注4)O.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度データに基づく乖離額 (A)	令和4年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	乖離の変動額 (E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.817→0.816)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△29	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。  
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

資料 No.3

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成25～令和4年度）

年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)
Aランク	未満率 (%) 2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2
	影響率 (%) 10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4
Bランク	未満率 (%) 1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6
	影響率 (%) 5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9
Cランク	未満率 (%) 2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5
	影響率 (%) 5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1
Dランク	未満率 (%) 1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7
	影響率 (%) 6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4
計	未満率 (%) 1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
	影響率 (%) 7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

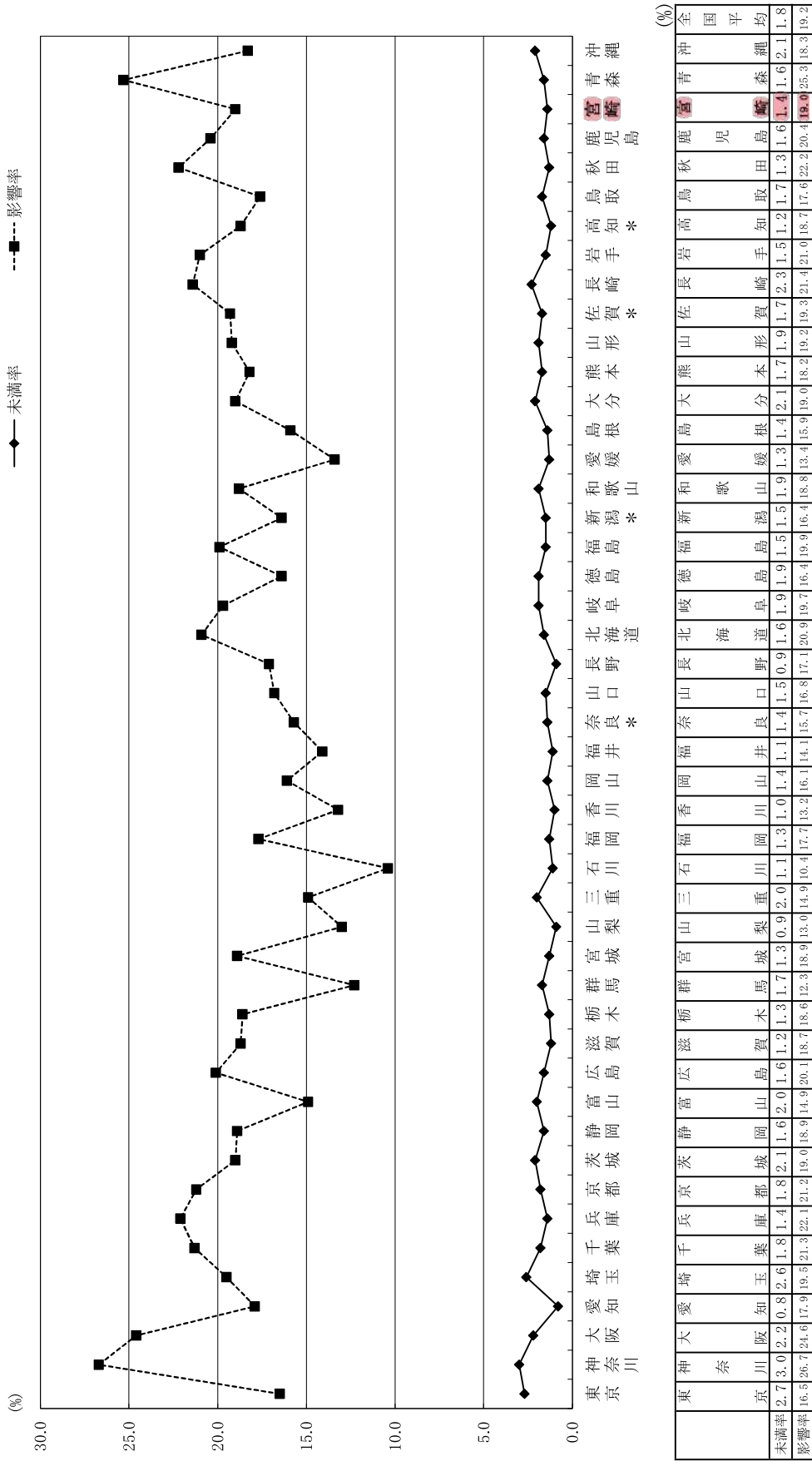
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成25～令和4年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。  
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

## 2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

### (1) 都道府県別未満率と影響率(令和4年)

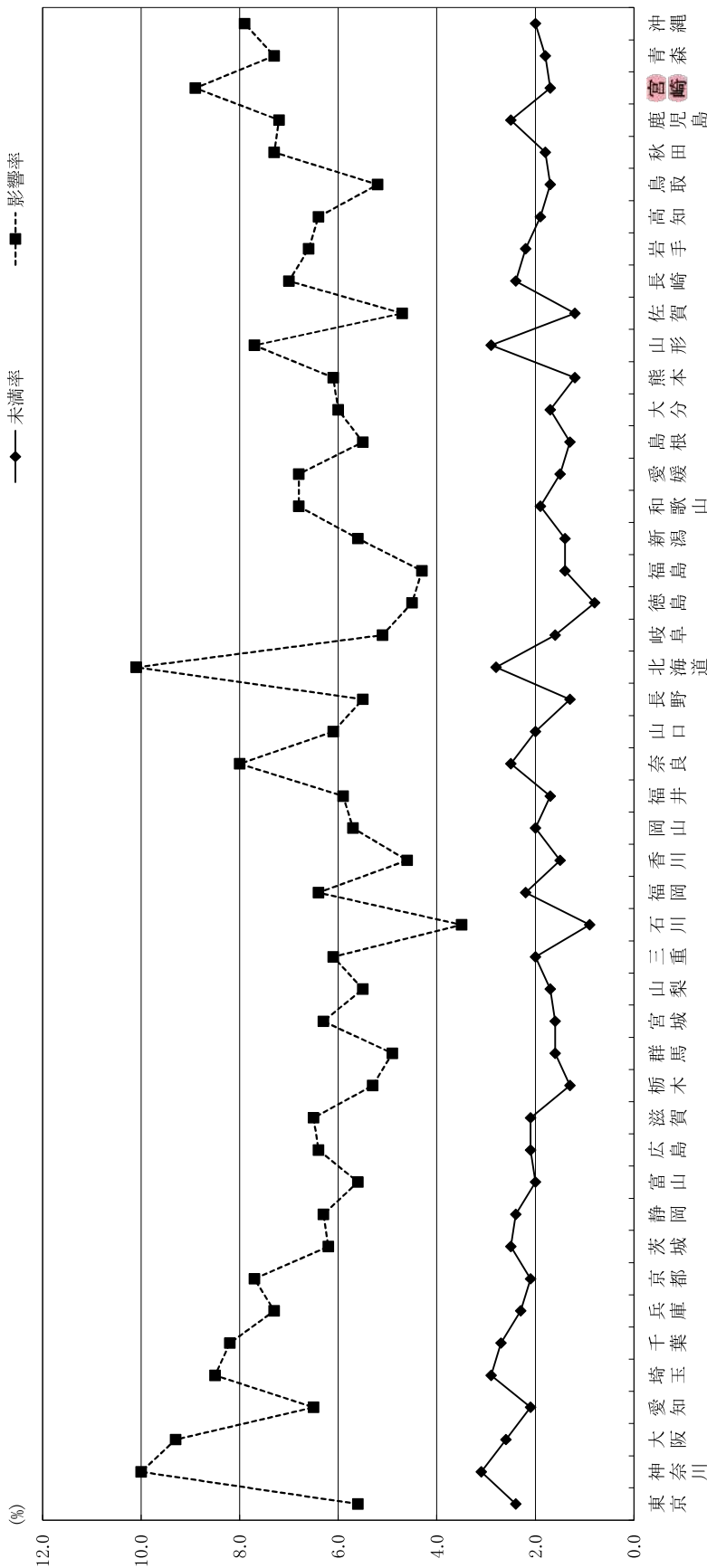
未満率(全国加重平均) 1.8%  
 影響率(全国加重平均) 19.2%



資料出所 厚生労働省「令和4年最低賃金に関する基礎調査」  
 (注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。  
 (注2) 上記の影響率、未満率は、令和4年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。  
 表のうち「\*」のある県の数値は事業所数による復元を、「\*」のない県は労働者数による復元を行ったもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 2.3%  
 影響率(全国加重平均) 6.9%



	東	神	京	千	兵	京	神	茨	静	富	山	廣	滋	栃	群	宮	山	三	石	福	香	岡	山	福	徳	福	新	和	愛	島	大	熊	山	山	佐	長	岩	高	鳥	秋	鹿	青	全			
未満率	2.4	3.1	2.6	2.1	2.9	2.7	2.3	2.1	2.5	2.4	2.0	2.1	2.1	1.3	1.6	1.6	1.7	2.0	0.9	2.2	1.5	2.0	1.5	2.0	1.7	0.8	1.4	1.4	1.9	1.5	1.3	1.7	2.9	1.2	2.9	1.2	2.4	2.2	1.9	1.7	1.8	2.5	1.7	1.8	2.0	2.3
影響率	5.6	10.0	9.3	6.5	8.5	8.2	7.3	7.7	6.2	6.3	5.6	6.4	6.5	5.3	4.9	6.3	5.5	6.1	3.5	6.4	4.6	5.7	5.9	8.0	6.1	5.1	4.5	4.3	5.6	6.8	6.8	5.5	6.0	6.1	7.7	4.7	7.0	6.6	6.4	5.2	7.3	7.2	8.9	7.3	7.9	6.9

資料出所 「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。

2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。





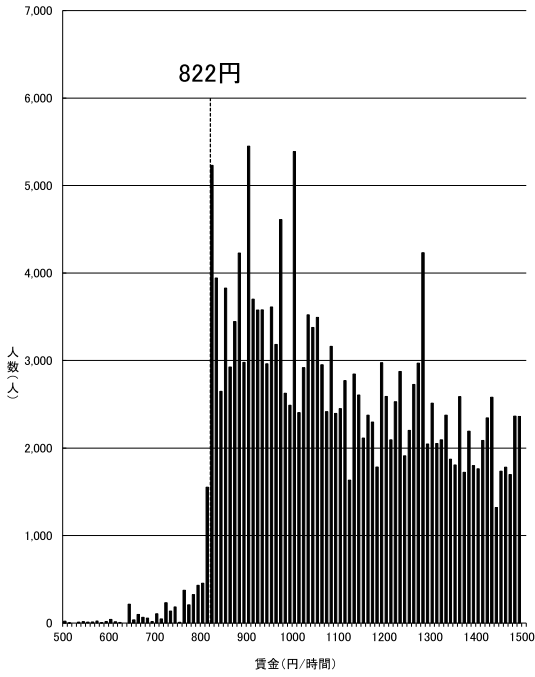
## 賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・27

時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）

大分(C)

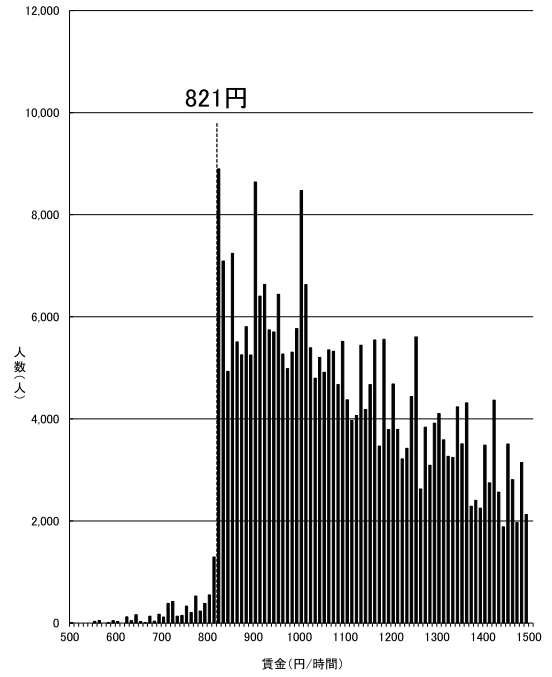


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

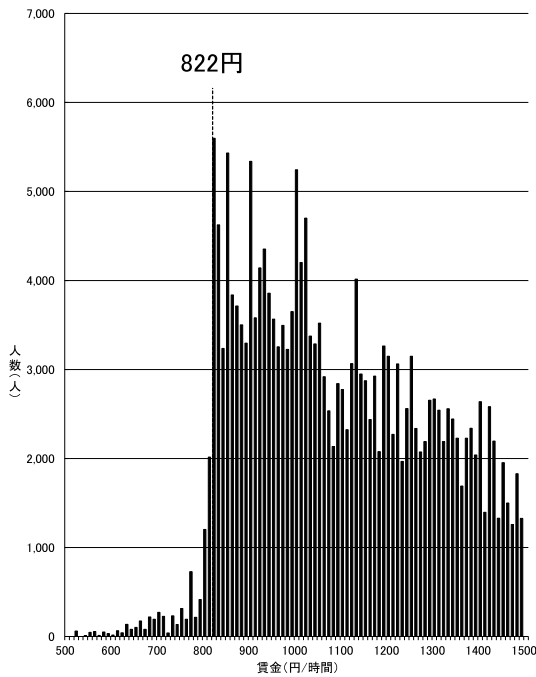


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

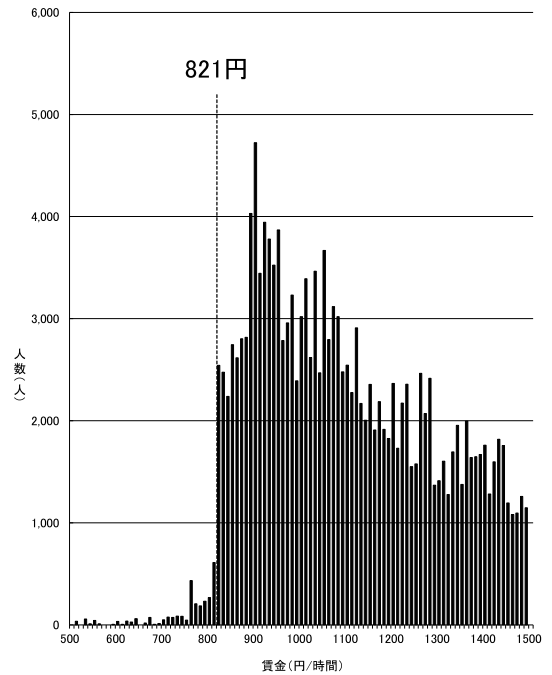


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

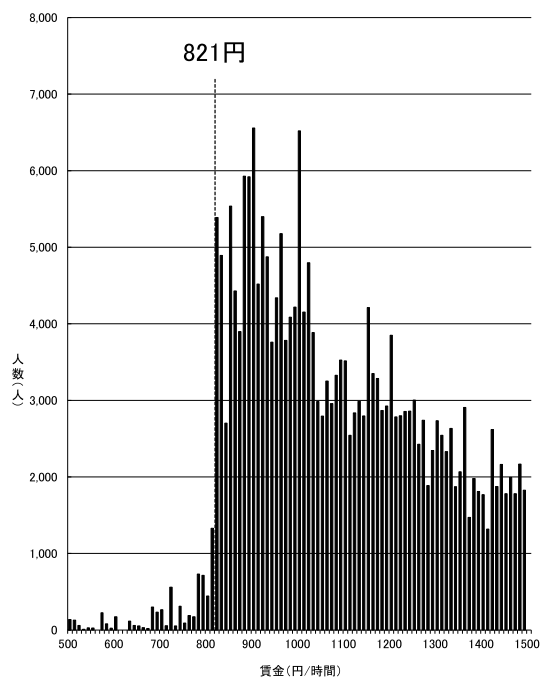


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

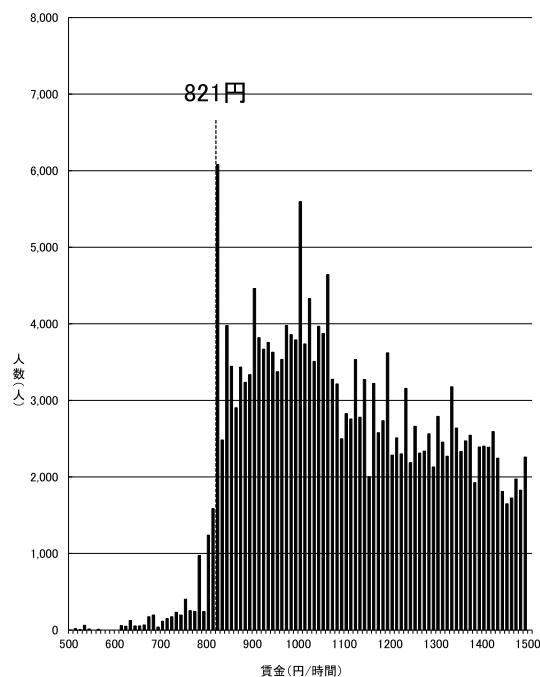


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

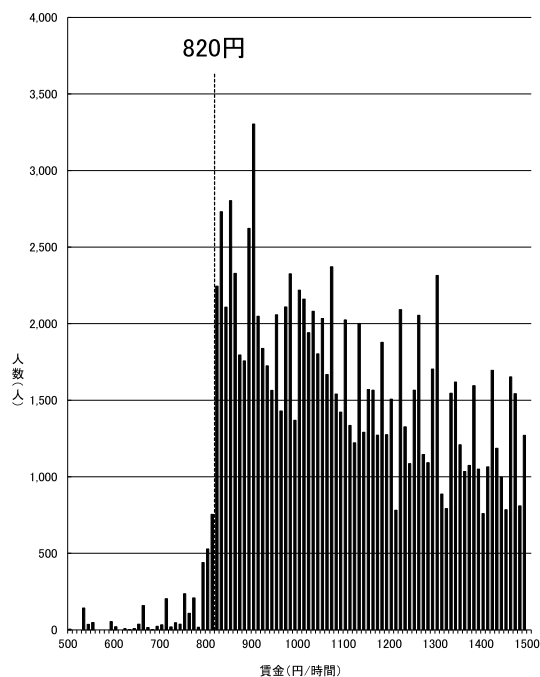


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

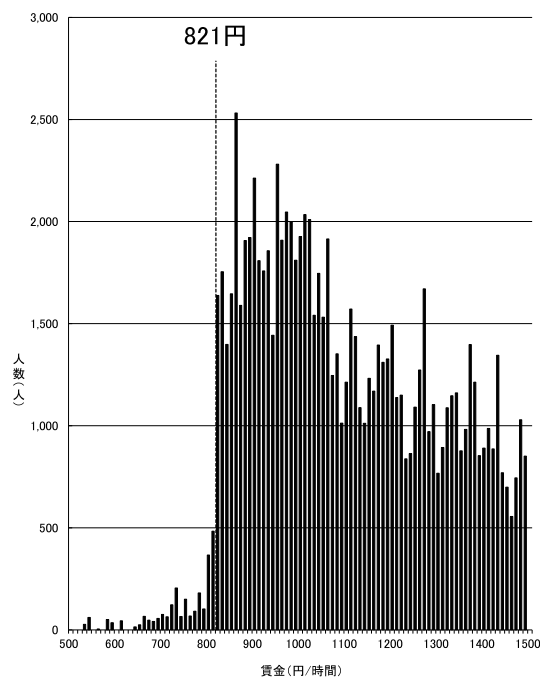


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

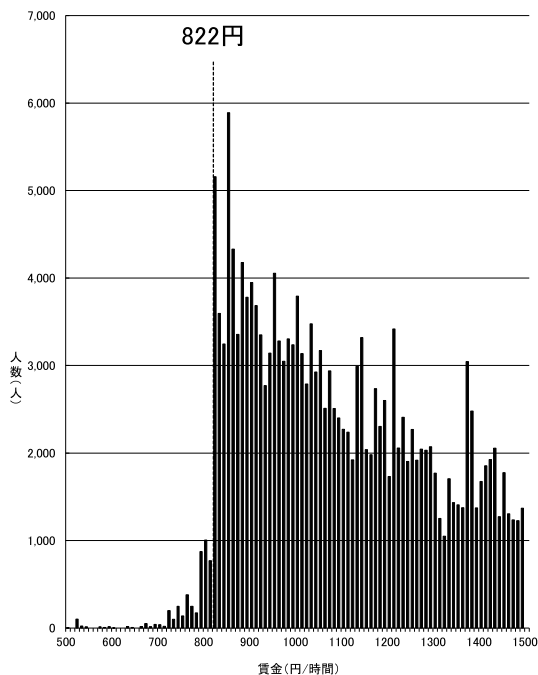


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

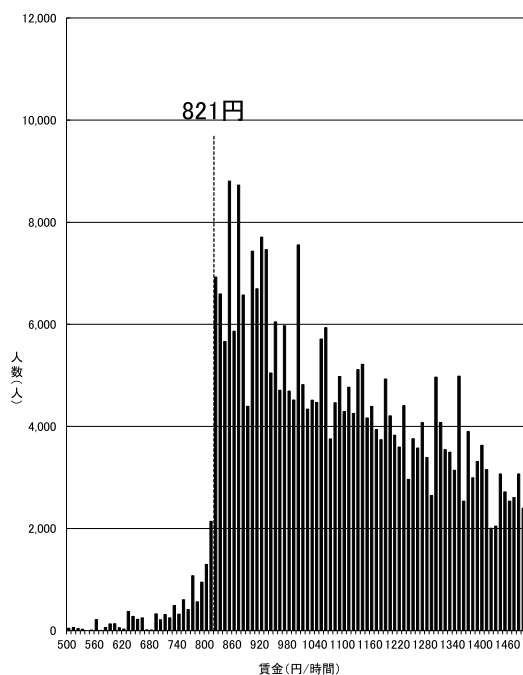


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

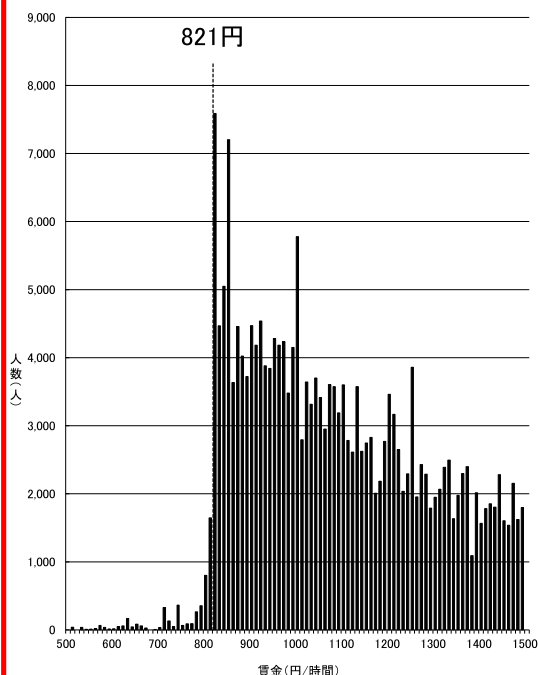


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

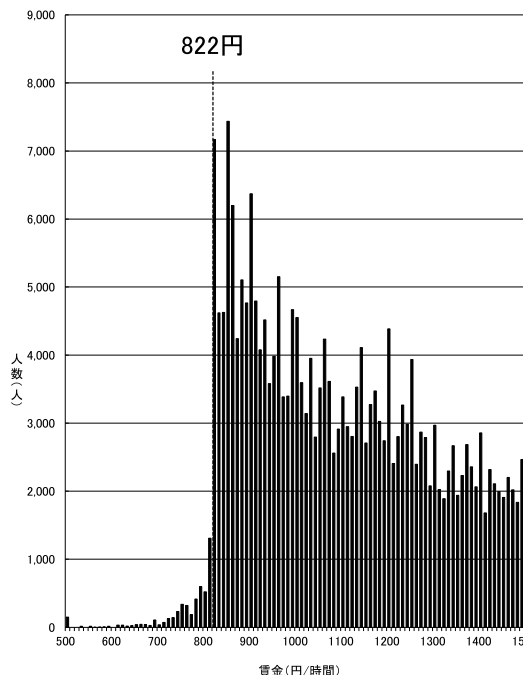


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

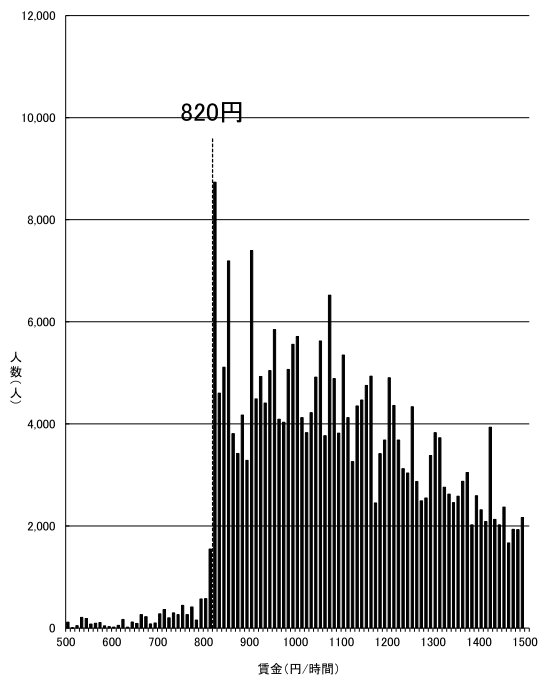


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



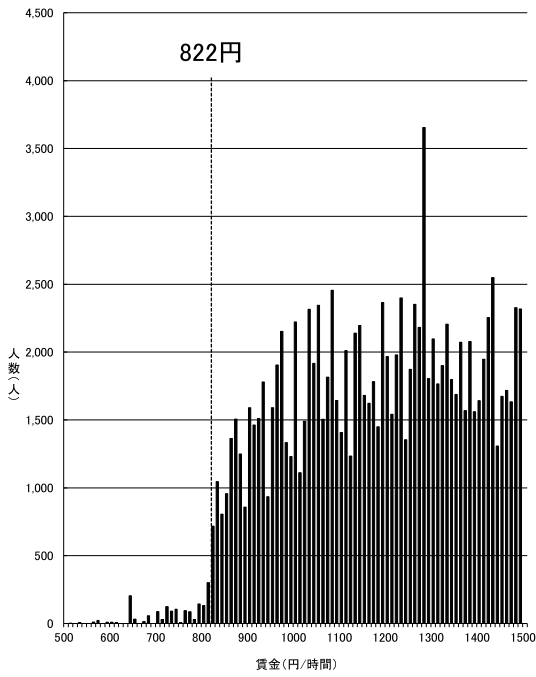
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

# 時間あたり賃金分布（一般労働者）

大分(C)

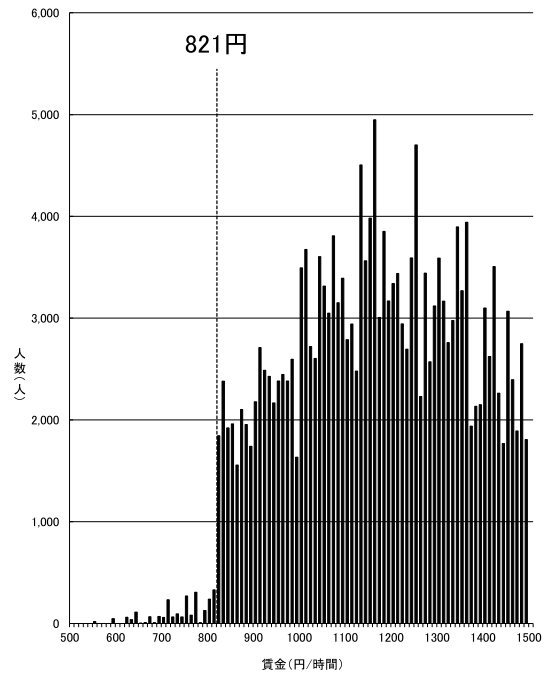


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

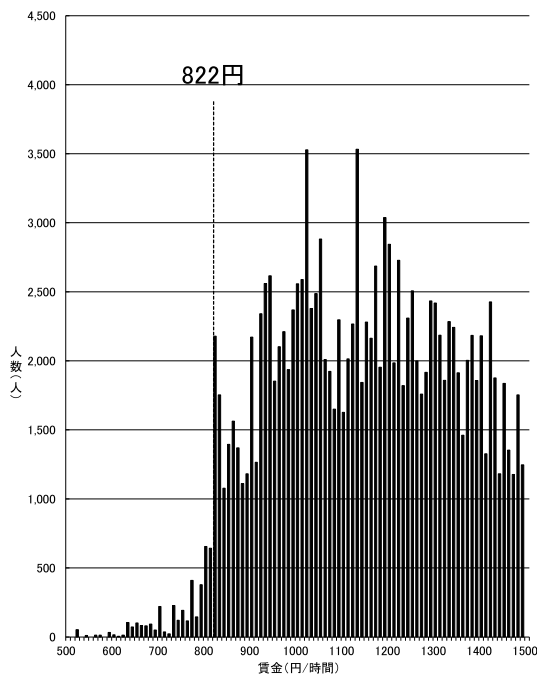


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

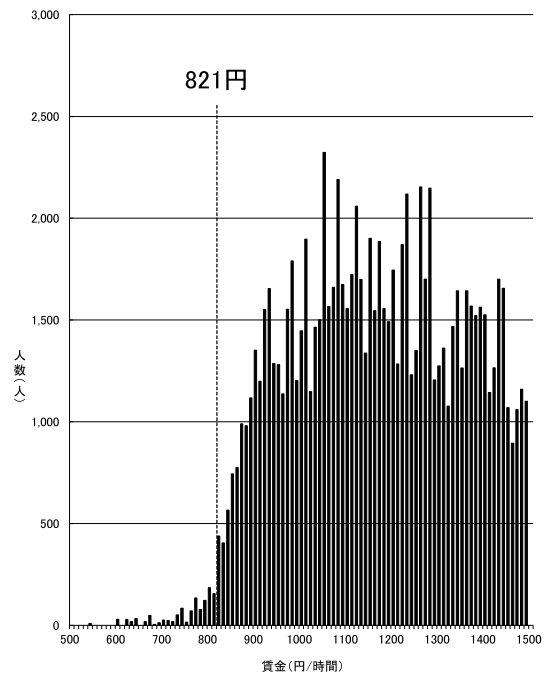


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

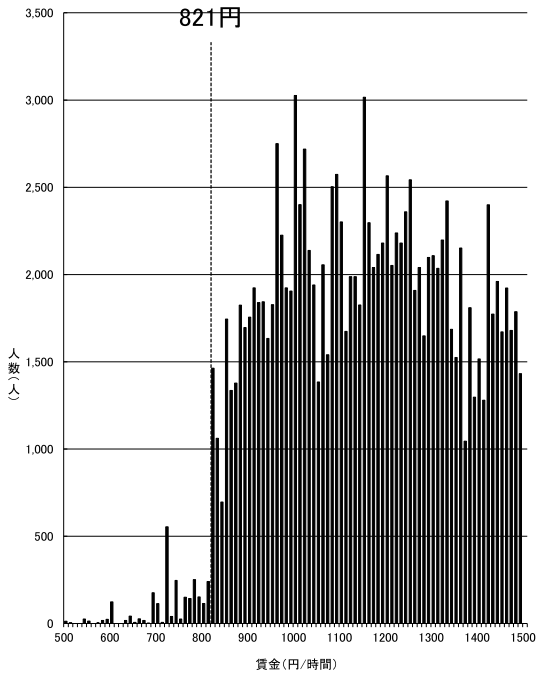


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

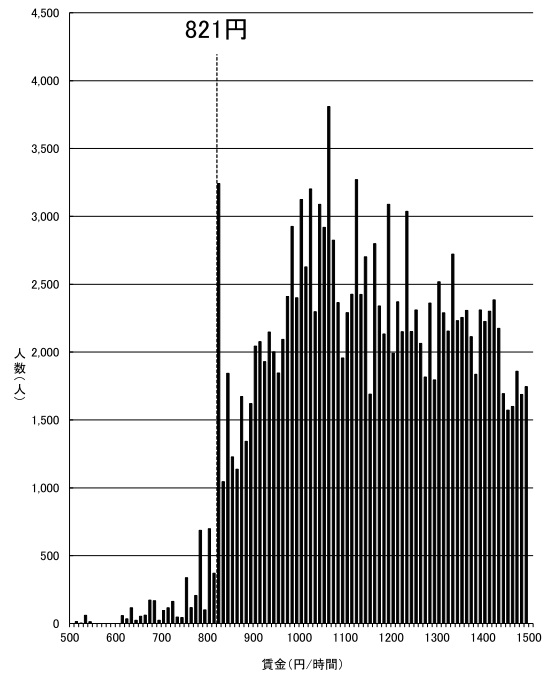


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

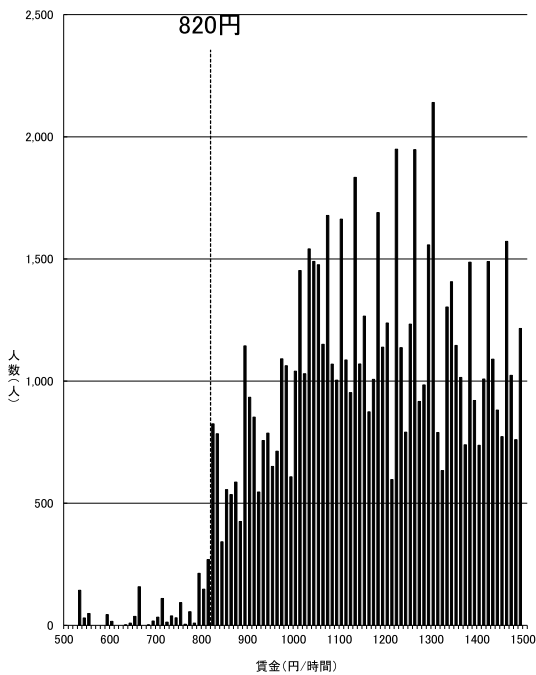


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

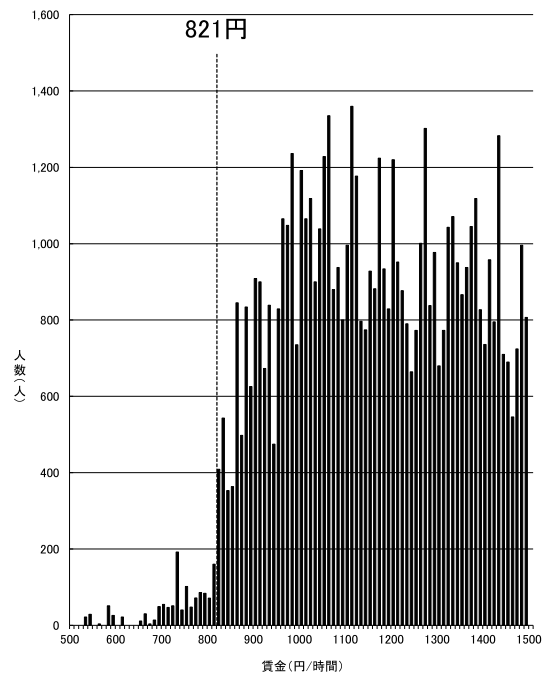


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)



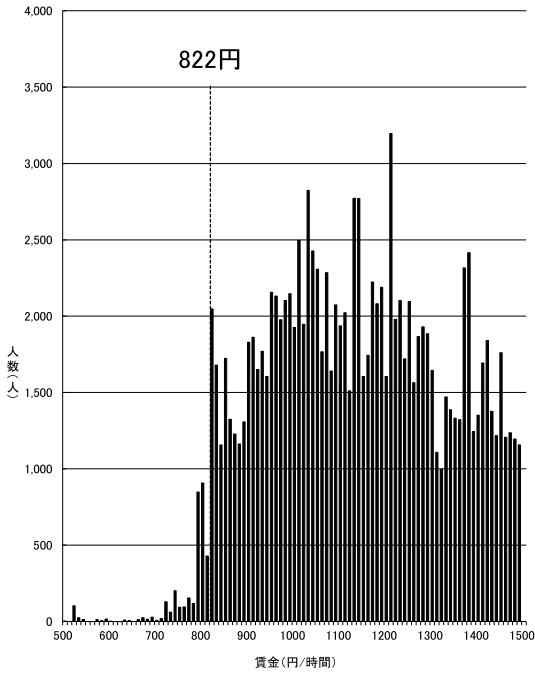
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者



秋田(C)

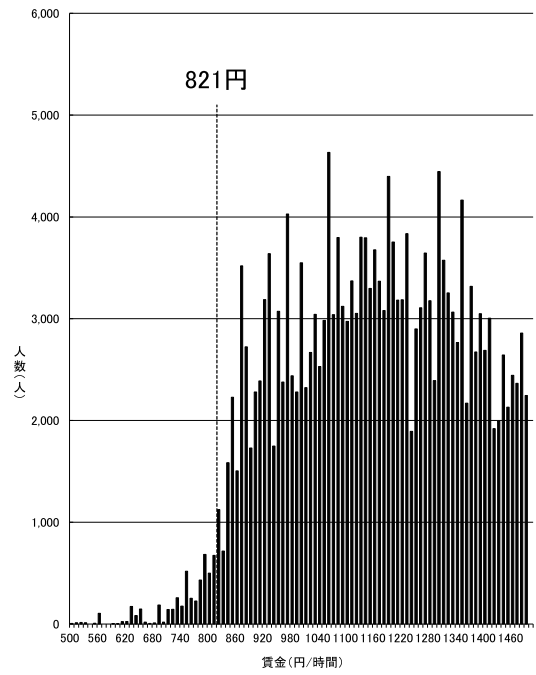


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

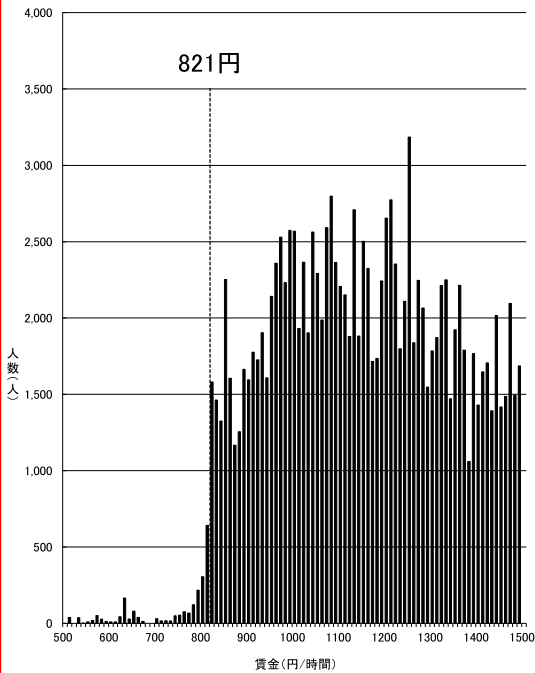


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

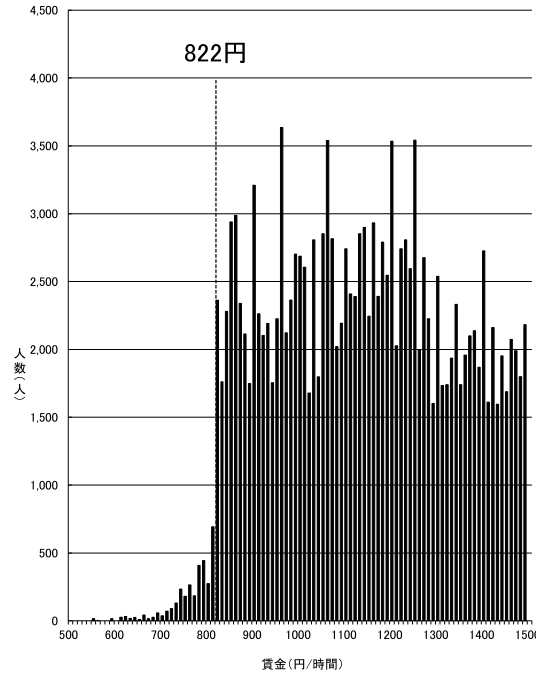


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

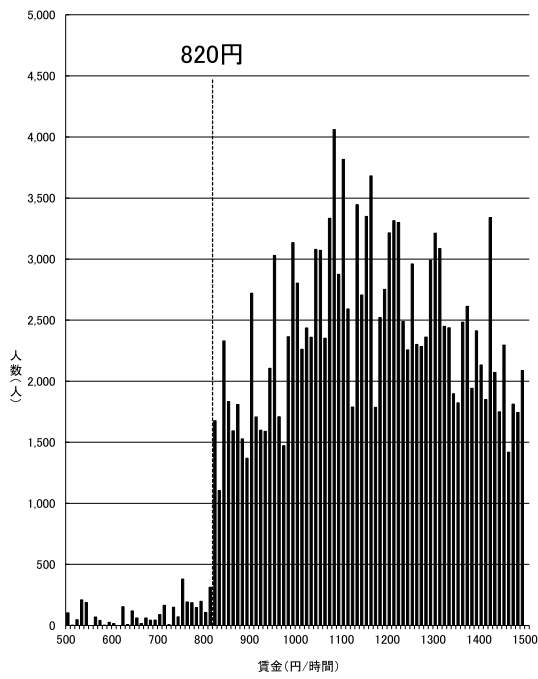


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

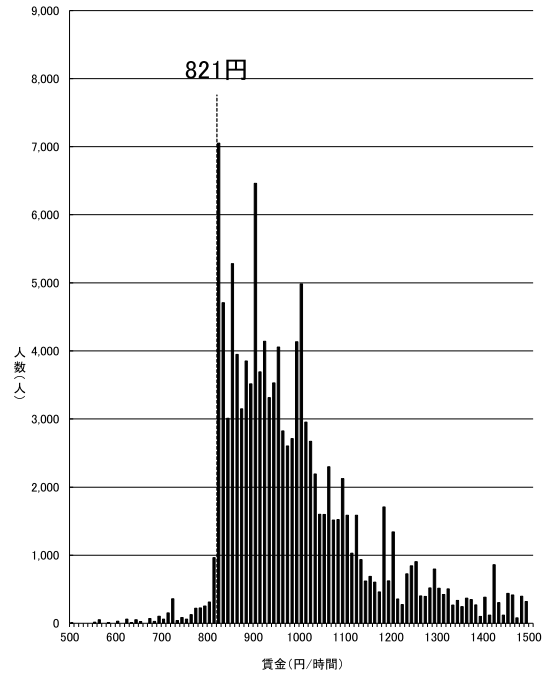
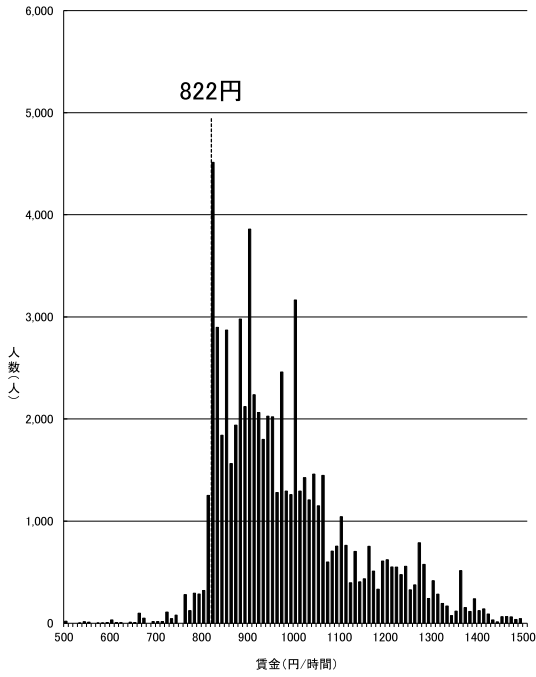
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

# 時間当たり賃金分布（短時間労働者）

大分(C)

熊本(C)



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

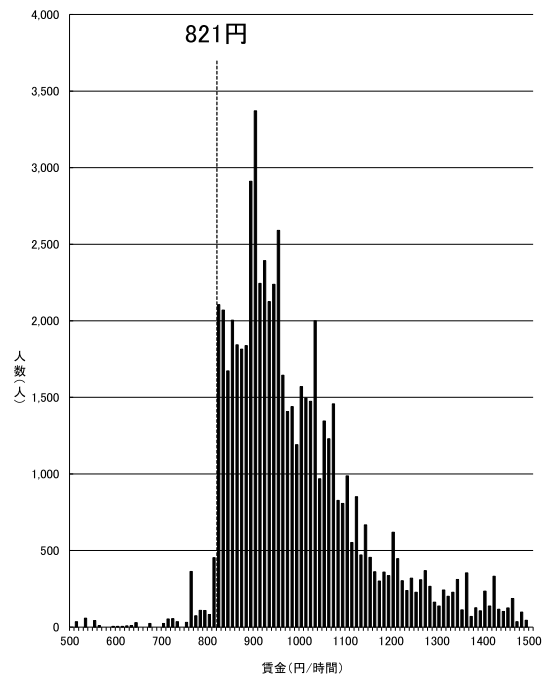
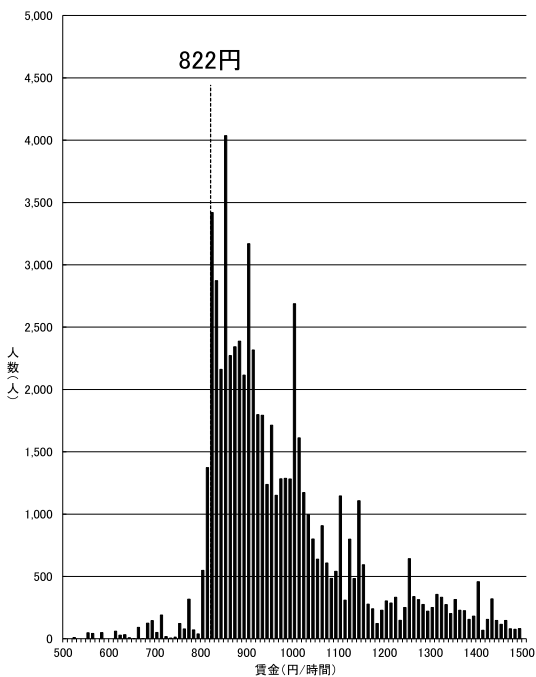
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

山形(C)

佐賀(C)



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

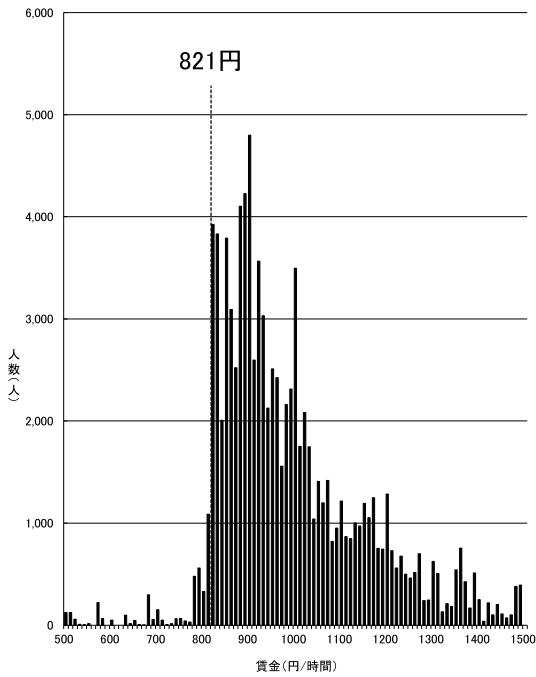
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

長崎(C)

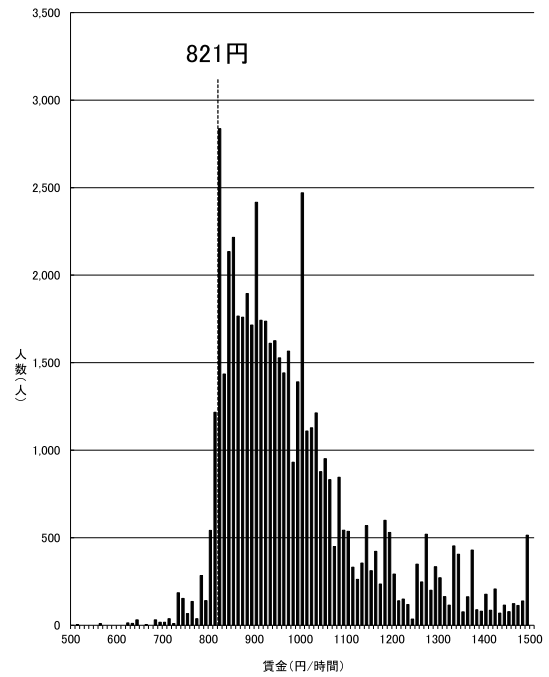


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

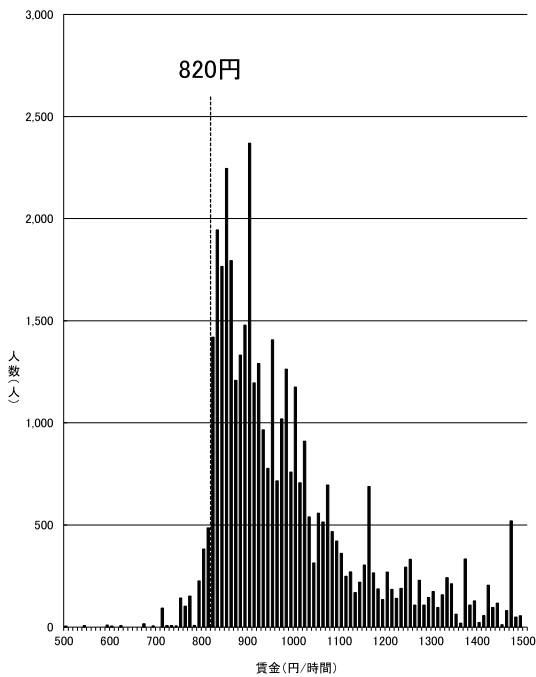


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

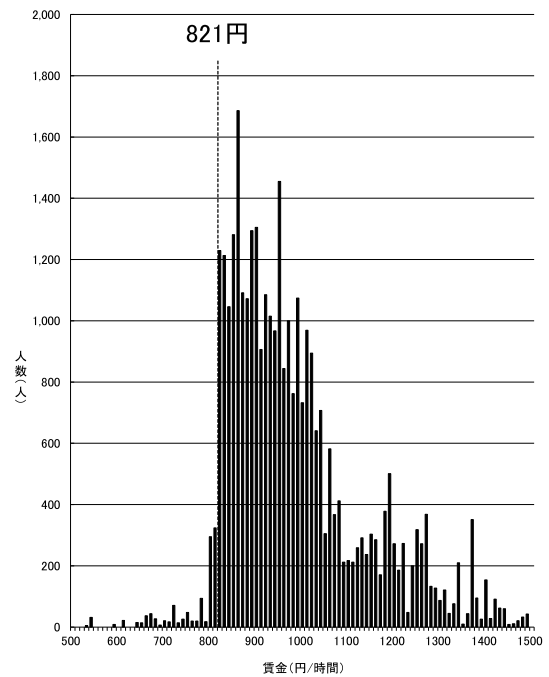


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

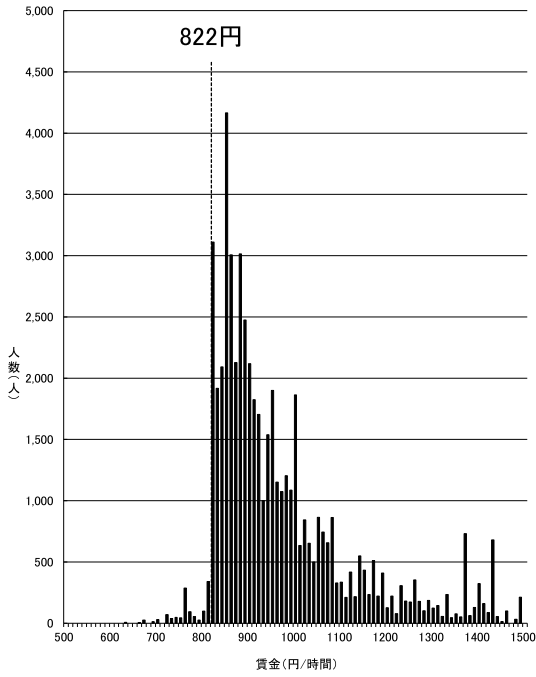


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

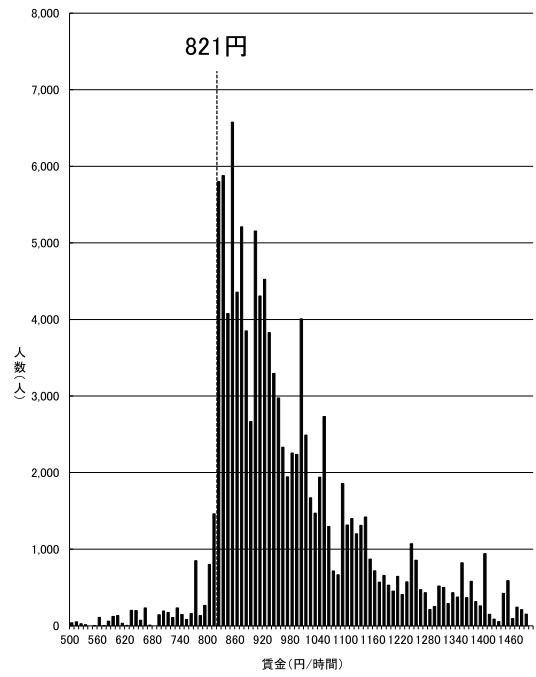


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

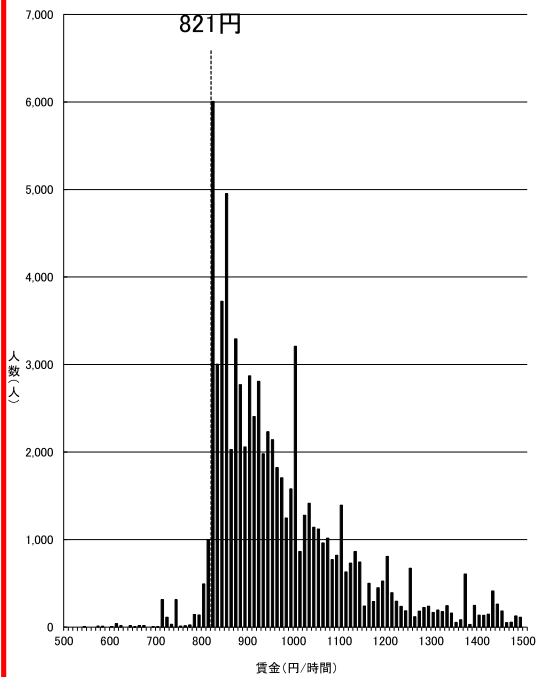


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

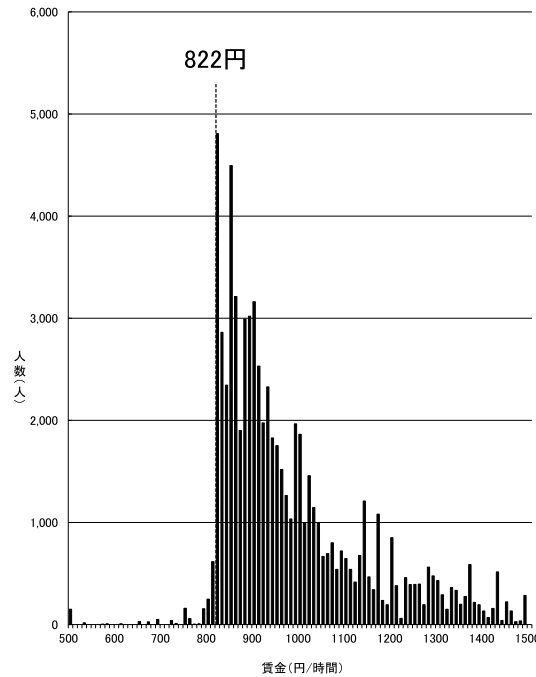


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

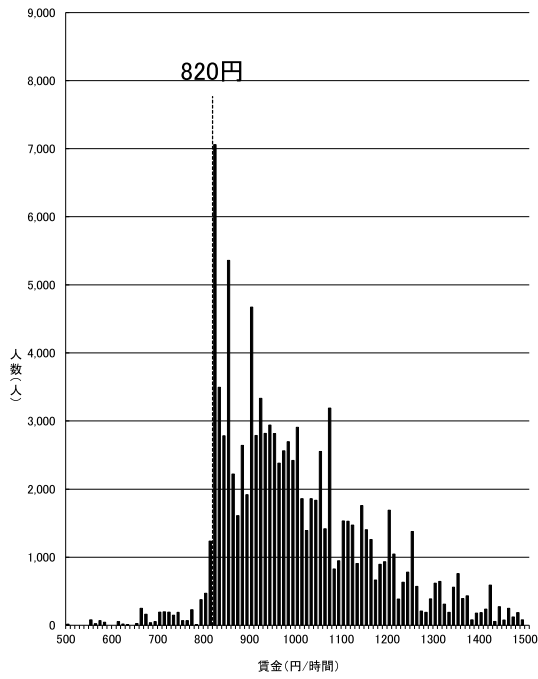


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者



# 委員からの追加要望資料



# 価格交渉促進月間（2023年3月） フォローアップ調査の結果について

令和5年6月20日

中小企業庁

# 価格交渉促進月間、フォローアップ調査の概要

- 原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、中小企業が適切に価格交渉・転嫁できる環境を整備するため、2021年9月より、**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。**
- 「月間」において、価格交渉・転嫁の要請、広報、講習会等を実施。**本年3月、西村経産大臣より価格転嫁・価格交渉を動画で呼びかけ。**また、**約1700の業界団体へ経産大臣名の周知文書を送付。**
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業から「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施し、「月間」の結果として取りまとめ。

## ①アンケート調査

### ○ 調査対象

中小企業等に、発注側の親事業者（最大3社分）との間の価格交渉や価格転嫁に関するアンケート票を送付。業種毎の調査票の配布先は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

③ 配布先の企業数 30万社

○ 調査期間 2023年4月7日～5月31日

○ 回答企業数 17,292社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ20,722社）

○ 回収率 5.76%（※回答企業数/配布先の企業数）（参考：2022年9月調査 15,195社 10.1%）

（ 2022年3月調査 13,078社 8.7%）

## ②下請Gメンによるヒアリング調査

### ○ 調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、過去のヒアリングにおいて慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や発注側企業との間で十分な価格交渉が行われていない状況等が見られた事業者等も含めて対象先を選定。

○ 調査期間 2023年4月17日～4月28日

○ 調査方法 電話調査

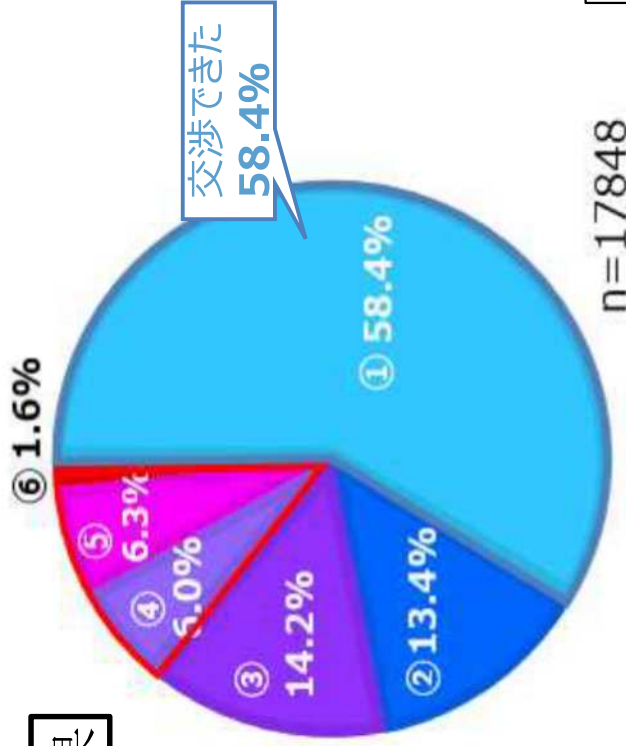
○ ヒアリング件数 約2,243社

# 価格交渉の状況

- 「価格交渉を申し入れて応じて貰えた／発注側からの声かけで交渉できた」割合は前回調査（昨年9月）より増加（58.4%→63.4%）する  
 など、価格交渉の実施状況は一部では好転。
- 一方、「発注側から交渉の申し入れが無かった（⑥）、協議に応じて貰えなかった（⑦）、減額のために協議申し入れがあった（⑧）」が依然として約16%あり、二極化が進行。
- なお、「コスト上昇せず価格交渉を申し入れなかった」割合（③）は減少（13.4%→7.7%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、御回答ください。

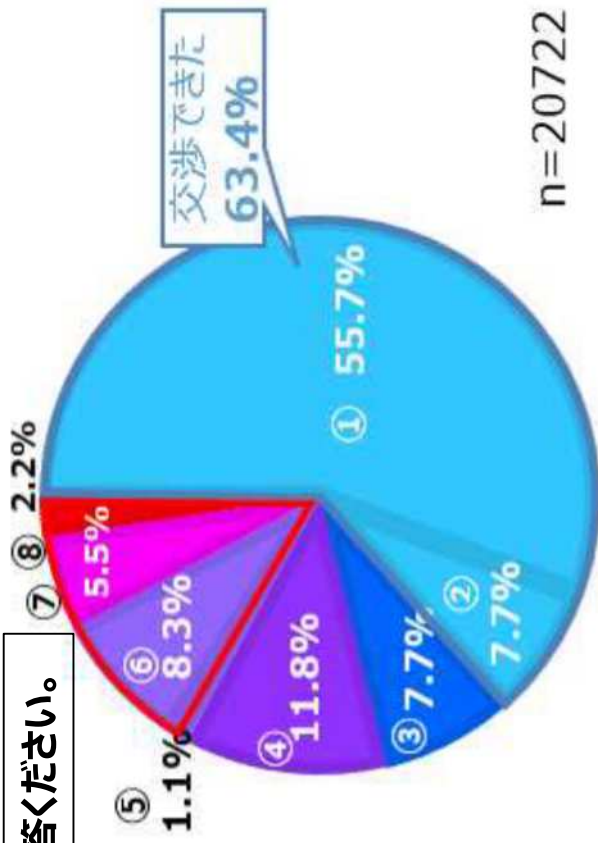
## 9月結果



n=17848

- ①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらえた。もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。
- ②コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ③コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ④発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった。
- ⑤発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった。
- ⑥取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

## 3月結果



n=20722

- ①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じて貰えた。
- ②コスト上昇分を取引価格に反映させる必要がないか、発注側企業からの声かけがあり、話し合いが行われた。
- ③コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった。
- ④コストが上昇しているが、自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった。
- ⑤コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方から「価格に反映させる必要が無い」との声かけはあったが、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。
- ⑥コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方からの声かけも受けておらず、発注量の減少や取引中止を恐れ、自社から協議を申し入れなかった。
- ⑦コストが上昇しているため、発注側企業に協議を申し入れたが、協議にすら応じてもらえなかった。
- ⑧取引価格を減額するために、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは、協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。

# 価格転嫁の状況①【コスト全般】

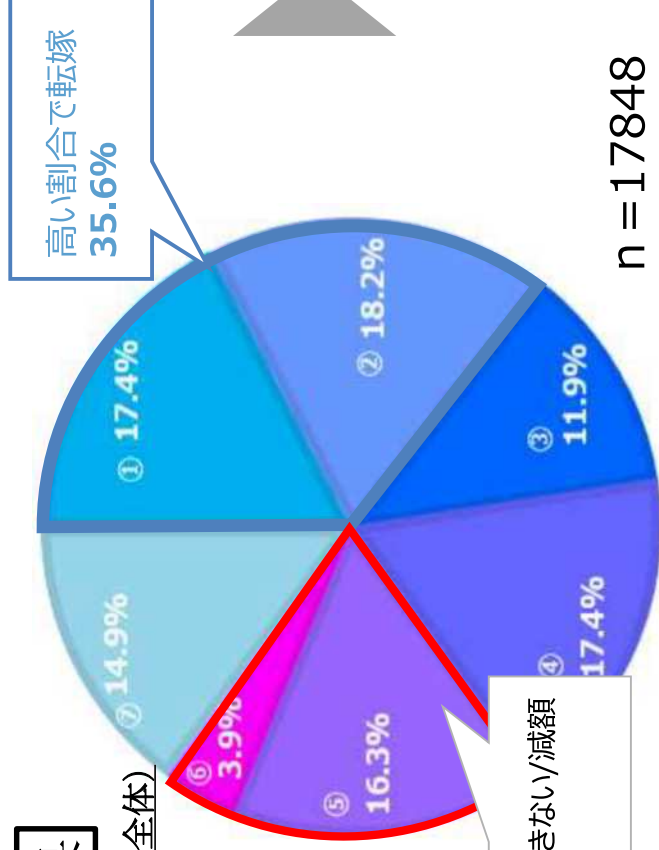
- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した価格転嫁率は**47.6%**、前回（9月：46.9%）に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できた回答（①・②）が増加**（35.6%→39.3%）し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない（⑤） + 減額された（⑥）**」割合も**増加**（20.2%→23.5%）しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定（値上げ）不要**」の割合（⑦）は**減少**（14.9%→8.4%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

9月結果

転嫁率(コスト全体)

:**46.9%**



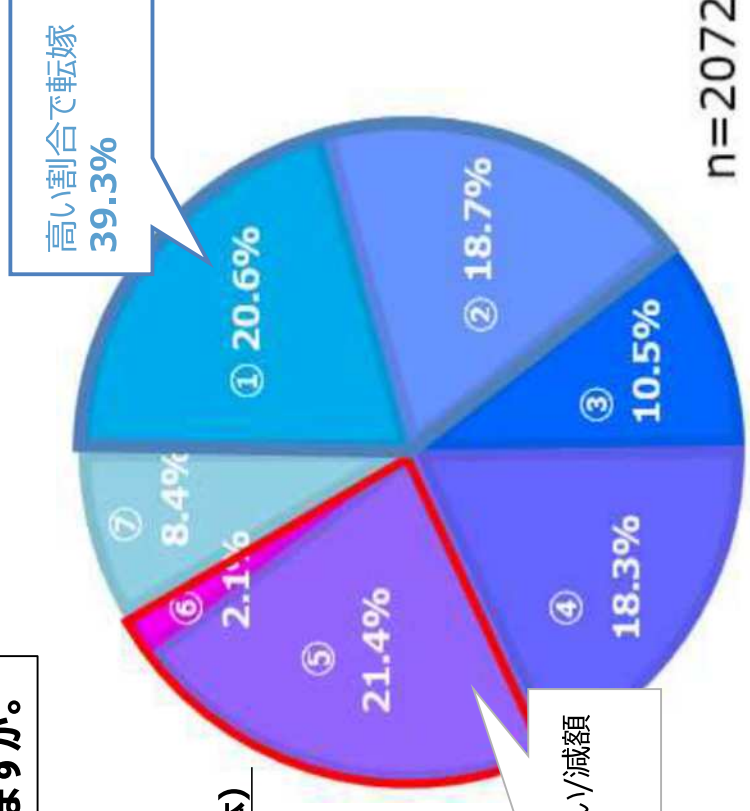
全く価格転嫁できない/減額  
20.2%

n = 17848

3月結果

転嫁率(コスト全体)

:**47.6%**



全く価格転嫁できない/減額  
23.5%

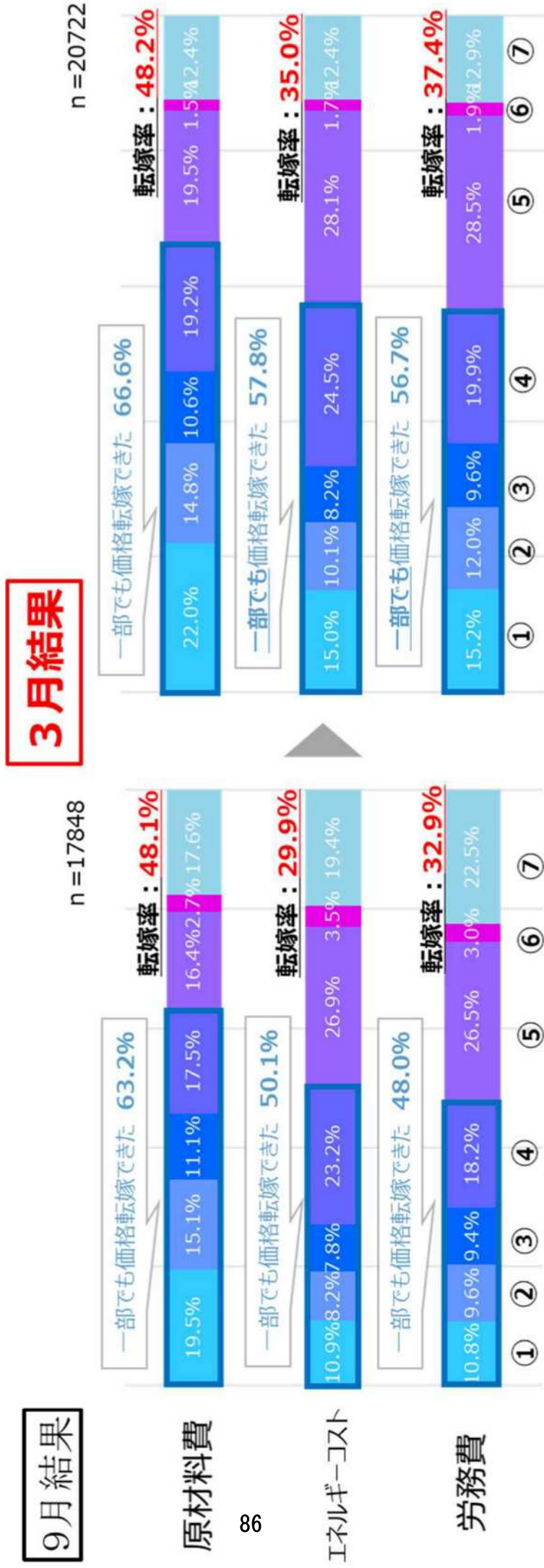
n = 20722

- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割

- ⑤ 0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥ マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）
- ⑦ コストが上昇していないため、価格改定不要

# 価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- エネルギーコスト、労務費の価格転嫁率は、それぞれ約5ポイントの上昇。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加（+約8ポイント）。但し、原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準。
- 原材料費の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが（63.2%→66.6%）、「転嫁0割」も増加し（16.4%→19.5%）、全体としては横ばい。



① 10割

② 9割、8割、7割

③ 6割、5割、4割

④ 3割、2割、1割

⑤ 0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）

⑥ マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）

⑦ コストが上昇していないため、価格改定不要

# 価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）

- 価格交渉に応じたか、回答を点数評価し、発注側企業の業種別に集計。
- 相対的に価格交渉に応じている業種としては、造船、繊維。応じていない業種は通信、トラック運送、放送コンテンツ。

順位	2022年9月	順位	2023年3月
1位	石油製品・石炭製品製造	1位	造船↑
2位	鉱業・採石・砂利採取	2位	繊維↑
3位	卸売	3位	食品製造↑
4位	造船	4位	飲食サービス↑
5位	機械製造	5位	建材・住宅設備↑
6位	食品製造	6位	卸売↓
7位	繊維	7位	金属↑
8位	紙・紙加工	8位	電機・情報通信機器↑
9位	化学	9位	機械製造↓
90位	電機・情報通信機器	10位	紙・紙加工↓
11位	建材・住宅設備	11位	製薬↑
12位	金属	12位	化学↓
13位	小売	13位	石油製品・石炭製品製造↓
14位	製薬	14位	小売↓
15位	飲食サービス	15位	廃棄物処理↑
16位	印刷	16位	鉱業・採石・砂利採取↓
17位	自動車・自動車部品	17位	情報サービス・ソフトウェア↑
18位	電気・ガス・熱供給・水道	18位	電気・ガス・熱供給・水道→
19位	建設	19位	建設→
20位	不動産・物品賃貸	20位	自動車・自動車部品↓
21位	情報サービス・ソフトウェア	21位	印刷↓
22位	広告	22位	不動産・物品賃貸↓
23位	金融・保険	23位	金融・保険→
24位	通信	24位	広告↓
25位	廃棄物処理	25位	放送コンテンツ↑
26位	放送コンテンツ	26位	トラック運送↑
27位	トラック運送	27位	通信↓
—	その他	—	その他

## 【評価方法】

n = 20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間の、直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）における価格交渉の状況について回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均し、ランキング化したもの。

回答欄選択肢	配点
①コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、 <u>話し合いに応じてもらえた</u> 。	10点
②コスト上昇分を取引価格に反映させる必要がないか、 <u>発注側企業からの声かけがあり、話し合いが行われた</u> 。	5点
③コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった	0点
④コストが上昇しているが、 <u>自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった</u>	0点
⑤コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方から「価格に反映させる必要が無い」との <u>声かけはあったが</u> 、発注量の <u>減少や取引中止を恐れ</u> 、自社から協議を申し入れなかった。	-3点
⑥コストが上昇し、自社で吸収可能な範囲を超えているところ、発注側企業の方からの <u>声かけも受けておらず</u> 、発注量の <u>減少や取引中止を恐れ</u> 、自社から協議を申し入れなかった。	-5点
⑦コストが上昇しているため、発注側企業に協議を申し入れたが、協議に <u>すら応じてもらえなかった</u>	-7点
⑧取引価格を <u>減額するために</u> 、発注側企業から協議の申し入れがあった。もしくは、協議の余地なく <u>一方的に取引価格を減額された</u>	-10点

※サンプル数が50以下の業種は他として記載。

※業界毎の順位や数値は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※表中、↑ ↓ →は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

# 価格転嫁状況の業種別ランキング（価格転嫁に応じた業種）

- 価格転嫁の状況について、発注側企業の業種別に集計し、転嫁率順に並び、結果は下記の表のとおり。
- 相対的に価格転嫁に応じている業種としては、石油製品・石炭製品・卸売。応じていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、通信。

2023年3月	コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
		原材料	エネルギー	労務費
①全体	↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
1位 石油製品・石炭製品製造 →	↑57.0%	↓50.4%	↑45.8%	↑45.8%
2位 卸売 ↑	↑56.9%	↑55.5%	↑41.5%	↑41.7%
3位 造船 ↑	↑56.1%	↑60.1%	↑40.5%	↑42.1%
4位 食品製造 ↑	↑55.8%	↑55.2%	↑39.9%	↑39.3%
5位 飲食サービス ↑	↑55.6%	↑55.8%	↑37.3%	↑41.4%
6位 電機・情報通信機器 →	↑55.4%	↑57.1%	↑36.7%	↑38.8%
7位 繊維 ↑	↑54.8%	↑54.5%	↑38.9%	↑38.2%
8位 小売 ↑	↑53.7%	↑53.3%	↑38.3%	↑39.1%
9位 化学 ↓	↑53.3%	↓56.8%	↑39.6%	↑39.9%
9位 建材・住宅設備 ↓	↑53.3%	↓53.3%	↑36.5%	↑37.0%
11位 機械製造 ↓	↓52.2%	↓55.7%	↑36.5%	↑37.5%
11位 紙・紙加工 ↑	↑52.2%	↑52.3%	↑35.9%	↑35.0%
13位 金属 ↓	↑50.2%	↓52.4%	↑38.0%	↑36.3%
14位 廃棄物処理 ↑	↑48.5%	↑43.6%	↑35.9%	↑39.6%
15位 製薬 ↓	↓48.4%	↓52.4%	→40.0%	↑38.4%
16位 不動産・物品賃貸 ↑	↑46.5%	↓45.0%	↑36.6%	↑41.7%
17位 建設 →	↓44.3%	↑45.4%	↑35.1%	↑40.6%
18位 電気・ガス・熱供給・水道 ↓	↓43.0%	↓40.1%	↑31.5%	↑37.7%
19位 印刷 →	↓42.3%	↓41.6%	↑26.8%	↑31.3%
20位 自動車・自動車部品 →	↓40.7%	↓47.4%	↑29.9%	↑24.3%
21位 金融・保険 ↑	↑38.9%	↓41.7%	↑29.8%	↑35.3%
22位 鉱業・採石・砂利採取 ↓	↓37.2%	↓39.2%	↓34.5%	↑40.2%
23位 情報サービス・ソフトウェア →	↓36.7%	↓21.0%	↑18.0%	↑45.7%
24位 広告 ↓	↓34.0%	↓36.4%	↑27.8%	↑30.8%
25位 通信 ↑	↑33.5%	↑33.0%	↑26.8%	↑34.8%
26位 放送コンテンツ ↓	↓22.7%	↑24.0%	↑19.5%	↓21.8%
27位 トラック運送 →	↓19.4%	↑17.9%	↑19.4%	↑18.2%
- その他	↑45.0%	↑4.41%	↑33.1%	↑35.8%

## 【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な発注側企業（最大3社）との間で、**直近6ヶ月（2022年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち、何割を価格転嫁できたか**」、回答を依頼。得られた回答を、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均した上で、その発注企業が属する業種毎に更に集計・単純平均したものを「各業種の転嫁率」とし、ランキング化したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算 (10点)
9割	90% (9点)
8割	80% (8点)
7割	70% (7点)
6割	60% (6点)
5割	50% (5点)
4割	40% (4点)
3割	30% (3点)
2割	20% (2点)
1割	10% (1点)
0割	0% (0点)
マイナスイケ	-30% (-3点)

※サンプル数が50以下の業種は他として記載。

※業界毎の順位や数値は、業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※表中、↑ ↓ →は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。

# (参考) 価格転嫁 業種別 【2022年9月調査との比較】

価格転嫁の状況について、2022年9月の価格交渉促進月間の調査結果との比較は下記の表のとおり。

- **価格転嫁に応じている業種である、石油製品・石炭製品製造、卸売では、コスト全体の転嫁率が更に増加。**
- **価格転嫁に応じていない業種である、トラック運送、放送コンテンツでは、コスト全体の転嫁率は更に減少。**

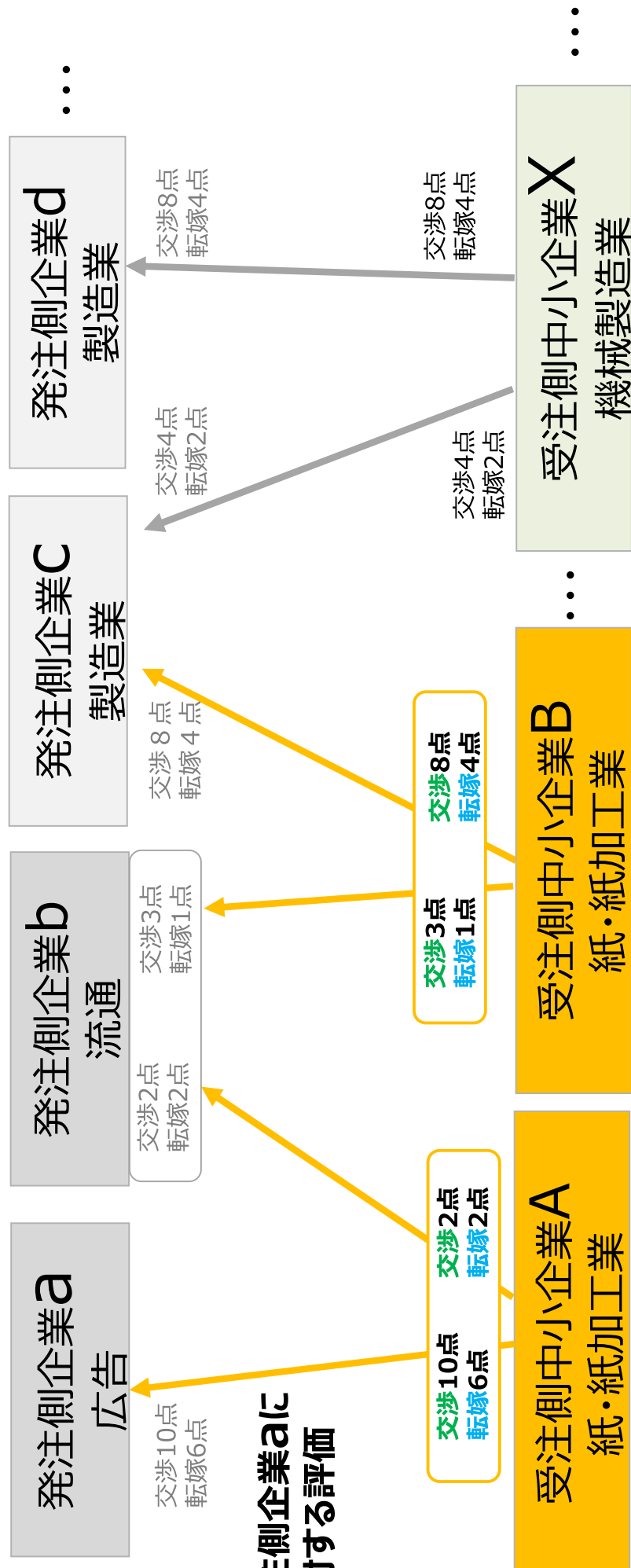
2022年9月	コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2023年3月	コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
		原材料費	エネルギー	労務費			原材料費	エネルギー	労務費
①全体	46.9%	48.1%	29.9%	32.9%	①全体	47.6%	48.2%	35.0%	37.4%
1位 石油製品・石炭製品製造	56.2%	52.7%	41.5%	40.1%	1位 石油製品・石炭製品製造 →	↑57.0%	↓50.4%	↑45.8%	↑45.8%
2位 機械製造	55.5%	57.6%	33.3%	34.9%	2位 卸売 ↑	↑56.9%	↑55.5%	↑41.5%	↑41.7%
3位 製薬	55.3%	55.2%	40.0%	36.7%	3位 造船 ↑	↑56.1%	↑60.1%	↑40.5%	↑42.1%
4位 造船	54.4%	53.4%	39.3%	37.8%	4位 食品製造 ↑	↑55.8%	↑55.2%	↑39.9%	↑39.3%
5位 卸売	54.2%	53.8%	35.6%	35.0%	5位 飲食サービス ↑	↑55.6%	↑55.8%	↑37.3%	↑41.4%
6位 電機・情報通信機器	53.2%	56.3%	30.1%	35.6%	6位 電機・情報通信機器 →	↑55.4%	↑57.1%	↑36.7%	↑38.8%
7位 化学	53.1%	57.1%	31.1%	32.3%	7位 繊維 ↑	↑54.8%	↑54.5%	↑38.9%	↑38.2%
8位 建材・住宅設備	52.7%	53.4%	32.5%	33.4%	8位 小売 ↑	↑53.7%	↑53.3%	↑38.3%	↑39.1%
9位 鉱業・採石・砂利採取	52.0%	44.5%	37.3%	31.4%	9位 化学 ↓	↑53.3%	↓56.8%	↑39.6%	↑39.9%
10位 食品製造	51.2%	54.2%	35.2%	35.2%	9位 建材・住宅設備 ↓	↑53.3%	↓53.3%	↑36.5%	↑37.0%
11位 金属	49.1%	54.5%	30.2%	31.3%	11位 機械製造 ↓	↓52.2%	↓55.7%	↑36.5%	↑37.5%
12位 繊維	48.7%	47.2%	35.0%	34.2%	11位 紙・紙加工 ↑	↑52.2%	↑52.3%	↑35.9%	↑35.0%
13位 紙・紙加工	48.5%	48.6%	30.7%	28.7%	13位 金属 ↓	↑50.2%	↓52.4%	↑38.0%	↑36.3%
14位 電気・ガス・熱供給・水道	47.8%	48.9%	31.0%	34.1%	14位 廃棄物処理 ↑	↑48.5%	↑43.6%	↑35.9%	↑39.6%
15位 飲食サービス	46.9%	50.1%	21.2%	22.3%	15位 製薬 ↓	↓48.4%	↓52.4%	→40.0%	↑38.4%
16位 小売	46.6%	48.0%	28.3%	29.5%	16位 不動産・物品賃貸 ↑	↑46.5%	↓45.0%	↑36.6%	↑41.7%
17位 建設	44.8%	45.2%	31.5%	38.2%	17位 建設 →	↓44.3%	↑45.4%	↑35.1%	↑40.6%
18位 不動産・物品賃貸	44.8%	46.9%	34.6%	36.7%	18位 電気・ガス・熱供給・水道 ↓	↓43.0%	↓40.1%	↑31.5%	↑37.7%
19位 印刷	44.7%	46.6%	21.6%	22.6%	19位 印刷 →	↓42.3%	↓41.6%	↑26.8%	↑31.3%
20位 自動車・自動車部品	43.0%	49.8%	23.9%	22.4%	20位 自動車・自動車部品 →	↓40.7%	↓47.4%	↑29.9%	↑24.3%
21位 広告	38.9%	46.3%	27.7%	30.5%	21位 金融・保険 ↑	↑38.9%	↓41.7%	↑29.8%	↑35.3%
22位 金融・保険	38.4%	43.2%	21.7%	28.6%	22位 鉱業・採石・砂利採取 ↓	↓37.2%	↓39.2%	↓34.5%	↑40.2%
23位 情報サービス・ソフトウェア	37.1%	21.1%	17.5%	46.3%	23位 情報サービス・ソフトウェア →	↓36.7%	↓21.0%	↑18.0%	↓45.7%
24位 廃棄物処理	32.1%	31.4%	33.0%	30.0%	24位 広告 ↓	↓34.0%	↓36.4%	↑27.8%	↑30.8%
25位 放送コンテンツ	26.5%	22.6%	18.1%	39.1%	25位 通信 ↑	↑33.5%	↑33.0%	↑26.8%	↑34.8%
26位 通信	21.3%	26.3%	17.9%	27.2%	26位 放送コンテンツ ↓	↓22.7%	↑24.0%	↑19.5%	↓21.8%
27位 トラック運送	20.6%	17.8%	19.2%	15.5%	27位 トラック運送 →	↓19.4%	↑17.9%	↑19.4%	↑18.2%
- その他	43.1%	42.6%	27.3%	31.4%	- その他	↑45.0%	↑4.41%	↑33.1%	↑35.8%



# 受注側中小企業の視点での価格交渉、転嫁の状況

昨年9月の月間から、**受注側企業が、発注側企業に対して交渉、転嫁して貰えたか**についても調査し、そのスコアを業種ごとに集計。

例) **紙・紙加工業**に属する受注側企業が、様々な業種の発注側企業に対して価格交渉、価格転嫁できたか



発注側企業aに対する評価

【紙・紙加工業】 交渉点数  $\rightarrow (10 + 2 + 3 + 8) \div 4 = 5.75$   
 転嫁点数  $\rightarrow (6 + 2 + 1 + 4) \div 4 = 3.25$

# 業種別の価格転嫁ランキング（価格転嫁を要請して、応じて貰えた業種）

受注側企業サイドから見ても、発注側企業に対して価格転嫁して貰えたか、という視点からも集計。

- 価格転嫁に相対的に応じて貰えている業種は、卸売、紙・紙加工、小売
- 価格転嫁に相対的に応じて貰えていない業種は、トラック運送、放送コンテンツ、金融・保険

## 2023年3月

業種別	コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率	
		原材料費	エネルギー 労務費
①全体			
1 卸売	↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%
2 小売	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%
3 紙・紙加工	↓60.7%	→57.7%	↑39.4%
4 食品製造	↑58.6%	↓60.2%	↑39.2%
5 電機・情報通信機器	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%
6 機械製造業	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%
7 建材・住宅設備	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%
8 製薬	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%
9 繊維	52.9%	47.1%	41.4%
10 鉱業・採石・砂利採取	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%
11 化学	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%
12 金属	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%
13 印刷	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%
14 不動産・物品賃貸	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%
15 造船	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%
16 建設	44.7%	52.9%	33.9%
17 石油製品・石炭製品	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%
18 電気・ガス・熱供給・水道	43.3%	44.8%	30.7%
19 廃棄物処理	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%
20 広告	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%
21 情報サービス・ソフトウェア	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%
22 自動車・自動車部品	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%
23 飲食サービス	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%
24 通信	33.2%	35.3%	18.3%
25 金融・保険	↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%
26 放送コンテンツ	25.0%	38.3%	25.7%
27 トラック運送	↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%
- その他	↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%
	↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%
			↑36.5%

## 【評価方法】

n=20722

中小企業に、主要な取引先を最大3社選択してもらい、1社ごとに、直近6ヶ月（2023年10月～2023年3月）のコスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたかについて回答を依頼。得られた回答を受注側中小企業の業種ごとに名寄せし、業種ごとの転嫁率を単純平均で算出したもの。

※労務費や原材料費、エネルギーの各コストについても同様。

回答欄選択肢	転嫁率
10割	100%転嫁できたと計算 (10点)
9割	90% (9点)
8割	80% (8点)
7割	70% (7点)
6割	60% (6点)
5割	50% (5点)
4割	40% (4点)
3割	30% (3点)
2割	20% (2点)
1割	10% (1点)
0割	0% (0点)
マイナ	-30% (-3点)

※サンプル数が50以下の業種はその他として記載。

※業界毎の順位や点数は、各業界に属する受注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※表中、↑ ↓ →は前回9月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。

※要素別の回答形式のため、全体コストと各要素の影響が必ずしも連動するものではない。

# (参考) 価格転嫁 業種別 【2022年9月調査との比較】

価格転嫁の状況について、2022年9月の価格交渉促進月間の調査結果との比較は下記の表のとおり。

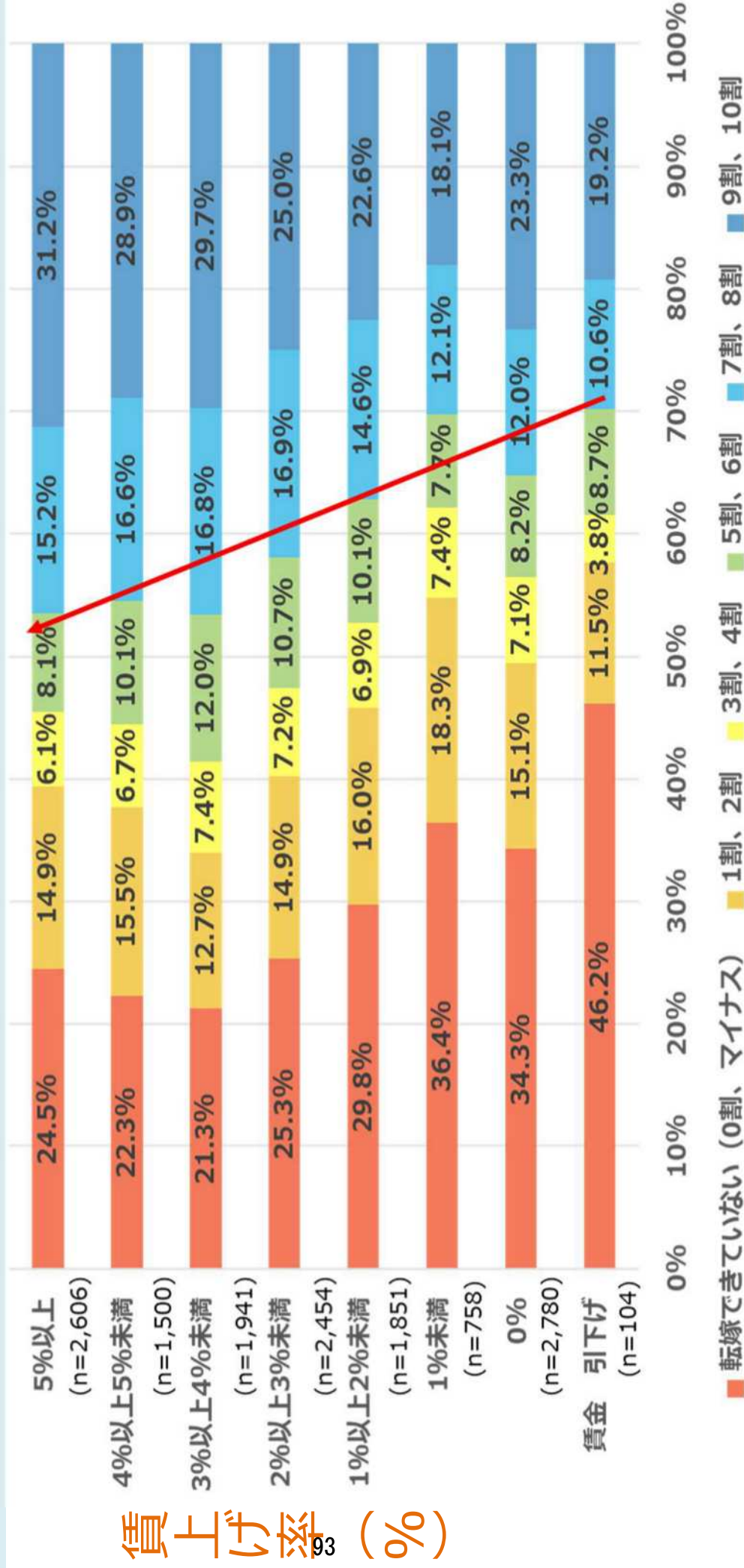
- **価格転嫁に相対的に応じて買えている業種**である卸売、小売では、コスト全体の**転嫁率が更に増加**。
- **価格転嫁に相対的に応じて買えていない業種**であるトラック運送、放送コンテンツも全体の転嫁率が**微増**。

2022年9月		各要素別の転嫁率			2023年3月			各要素別の転嫁率					
コスト増に 対する転嫁率	卸売 小売	原材料費	エネルギー	労務費	コスト増に 対する転嫁率	原材料費	エネルギー	労務費	2023年3月				
									①全体	卸売	小売		
1位	卸売	46.9%	48.1%	29.9%	32.9%	↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%	↑47.6%	↑48.2%	↑35.0%	↑37.4%
2位	紙・紙加工	64.6%	65.2%	38.7%	37.3%	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%	↑48.5%	↑67.1%	↑66.8%	↑48.1%	↑48.5%
3位	小売	61.8%	61.5%	34.3%	33.9%	↑60.7%	→57.7%	↑39.4%	↑40.9%	↑60.7%	→57.7%	↑39.4%	↑40.9%
4位	機械製造業	57.4%	57.7%	35.1%	36.2%	↓58.6%	↓60.2%	↑39.2%	↑38.6%	↓58.6%	↓60.2%	↑39.2%	↑38.6%
5位	建材・住宅設備	55.7%	58.2%	36.1%	37.8%	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%	↑41.6%	↑58.2%	↑56.6%	↑42.0%	↑41.6%
6位	電機・情報通信機器	52.7%	54.7%	30.4%	32.8%	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%	↑38.5%	↑55.9%	↑58.8%	↑36.3%	↑38.5%
7位	電機・情報通信機器	52.3%	55.0%	27.4%	34.5%	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%	↑38.6%	↓53.4%	↓56.1%	↑38.5%	↑38.6%
8位	化学	51.4%	59.8%	26.8%	26.8%	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%	↑38.5%	↑53.2%	↑56.8%	↑38.6%	↑38.5%
9位	金属	51.0%	58.0%	28.3%	28.5%	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%	52.9%	47.1%	47.1%	41.4%
10位	繊維	48.4%	44.3%	33.2%	31.8%	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%	↑39.3%	↑52.3%	↑53.9%	↑39.3%	↑39.3%
11位	広告	45.2%	49.6%	34.5%	35.5%	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%	↑40.7%	↑51.8%	↑49.0%	↑47.5%	↑40.7%
12位	食品製造	45.0%	48.1%	32.9%	32.5%	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%	↑33.5%	↓51.3%	↓56.2%	↑33.2%	↑33.5%
13位	印刷	44.8%	47.1%	23.2%	24.4%	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%	↑33.1%	↓48.9%	↓54.6%	↑35.9%	↑33.1%
14位	建設	44.6%	45.1%	33.0%	40.1%	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%	↑30.2%	↑46.3%	↓46.4%	↑28.6%	↑30.2%
15位	鉱業・採石・砂利採取	39.0%	33.5%	30.2%	27.2%	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%	↑45.9%	↑45.9%	↑45.8%	↑41.4%	↑45.9%
16位	電気・ガス・熱供給・水道	37.5%	43.0%	21.3%	27.7%	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%	44.7%	52.9%	33.9%	34.1%
17位	情報サービス・ソフトウェア	37.0%	22.5%	17.6%	45.3%	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%	↓40.0%	↓43.5%	↓44.5%	↑34.7%	↓40.0%
18位	自動車・自動車部品	35.3%	45.7%	17.9%	14.1%	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%	43.3%	44.8%	30.7%	31.7%
19位	通信	30.7%	33.8%	26.2%	37.4%	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%	↑34.2%	↑39.7%	↓40.7%	↑33.1%	↑34.2%
20位	不動産、物品賃貸	29.7%	33.4%	19.0%	29.7%	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%	↑32.8%	↑39.1%	↑33.6%	↑30.0%	↑32.8%
21位	廃棄物処理	23.0%	19.9%	20.8%	20.9%	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%	↓32.3%	↓37.9%	↓39.8%	↓27.6%	↓32.3%
22位	放送コンテンツ	19.1%	19.7%	16.8%	30.7%	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%	↑45.9%	↑37.7%	↑24.5%	↑20.1%	↑45.9%
23位	トラック運送	18.6%	13.1%	20.5%	15.4%	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%	↑19.1%	↓34.7%	↓45.5%	↑28.5%	↑19.1%
-	その他	41.6%	39.9%	27.8%	33.5%	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%	33.2%	35.3%	18.3%	24.7%
						↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%	↓32.5%	↑31.2%	↓27.3%	↓23.7%	↓32.5%
						25.0%	38.3%	25.7%	27.5%	25.0%	38.3%	25.7%	27.5%
						↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%	↑28.3%	↑24.5%	↑27.3%	↑24.0%	↑28.3%
						↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%	↑18.6%	↑21.1%	↑17.1%	↑21.0%	↑18.6%
						↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%	↑36.5%	↑41.9%	↓39.4%	↑31.4%	↑36.5%

②業種別

# 価格転嫁率と賃上げ率との関係

- 今回は、中小企業に「賃上げ率」も照会しており、**価格転嫁（転嫁率）と賃上げとの関係**を整理。
- **価格転嫁できている割合が高くなるほど、賃上げ率も高くなる傾向**。なお、「価格転嫁できなかつたにも拘わらず、5%以上の賃上げを実施した企業」もあれば、「9～10割の転嫁できても、賃上げしない企業」もあり。



## 賃上げ率 (%)

## 価格転嫁率 (%)

- (注) 1. ①価格転嫁率：直近6ヶ月のコスト全般の上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたかという質問に対する回答。但し、「価格改定の必要性なし」とした回答は、計算から除外。  
 ②賃上げ率：直近6ヶ月以内に実施した、ないし、今後予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）について回答があったもののみを集計。
2. 上記グラフの作成に係る回答数は、13,994件。

## 今後の価格転嫁対策

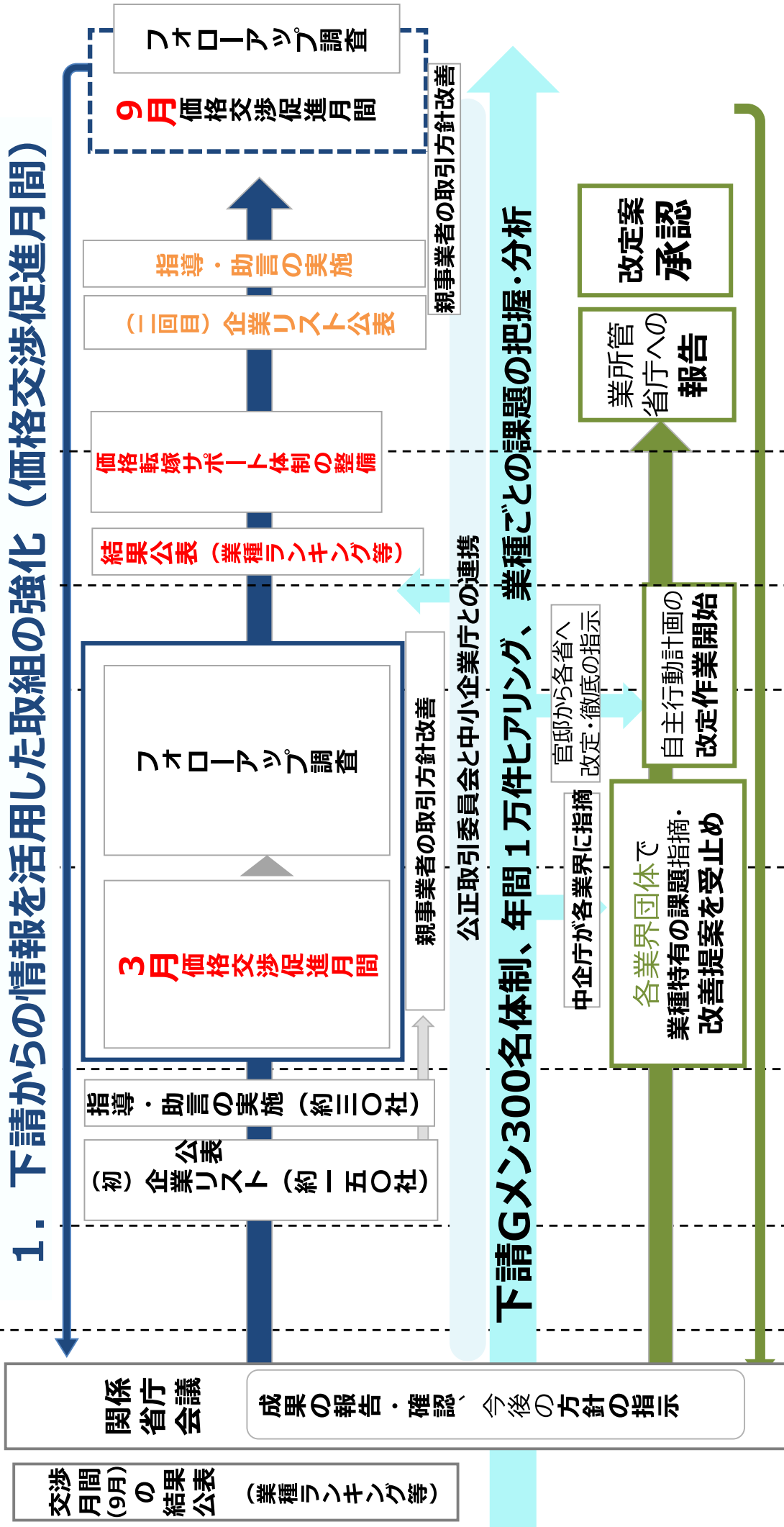
- 今後、更なる価格転嫁対策として、公正取引委員会をはじめ関係省庁と連携し、以下を実施する方針。
  - ① 下請中小企業による価格交渉を後押しする体制の整備（全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」の設置（7月）等） **New!**
  - ② 発注側企業ごとの価格交渉・転嫁状況のリストの公表（8月以降）
  - ③ 下請振興法に基づき、事業所管大臣名で経営トップに対して指導・助言（8月以降）
  - ④ 各業界団体による自主行動計画の改訂・徹底。各業界団体による取引適正化の取組状況フォローアップ（公正取引委員会と合同で実施）
  - ⑤ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、実効性の向上

# 今後の価格転嫁対策 = 「2つの適正化プロセス」の継続、PDCAの確立

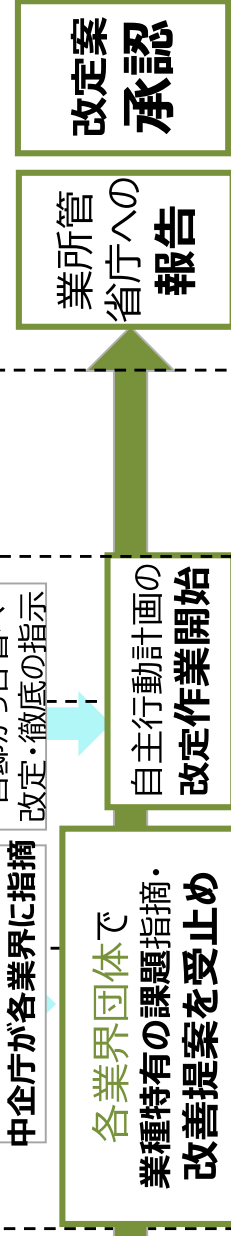
1. 価格交渉促進月間ははじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
  2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化
- の2つの適正化プロセスを着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月以降 …

## 1. 下請からの情報を活用した取組の強化（価格交渉促進月間）



## 下請Gメン300名体制、年間1万件ヒアリング、業種ごとの課題の把握・分析

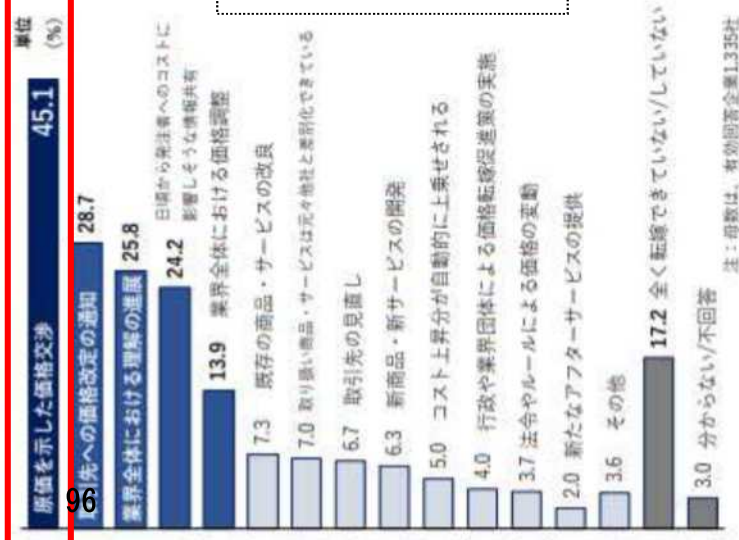


## 2. 業界団体を通じた取引適正化のプロセス体系化・強化

# 価格転嫁サポート体制の強化

- 価格転嫁ができた企業のうち、多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。
- このため、7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- また、商工会議所・商工会等の地域支援機関に対して、価格交渉ハンドブックを配布するとともに、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行うことで、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

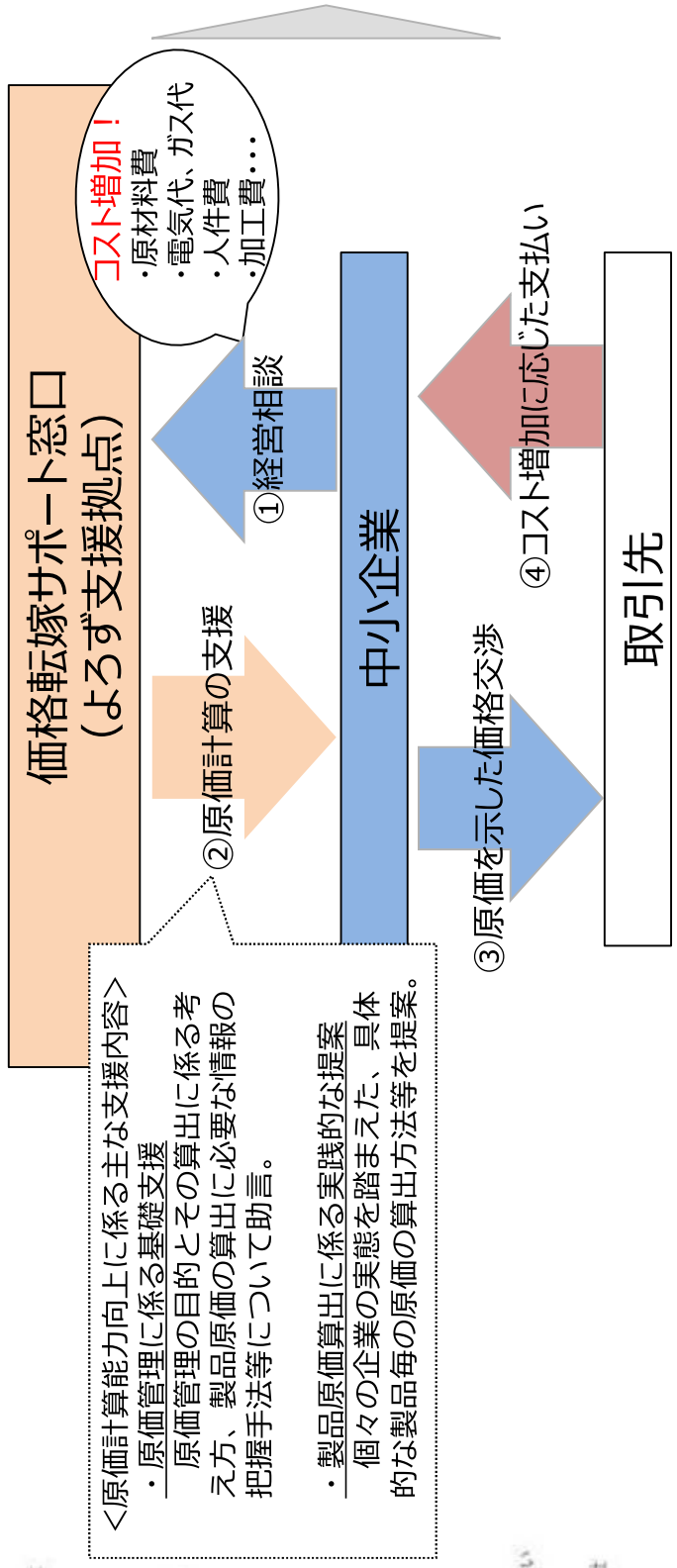
価格転嫁ができた理由（複数回答）



下請Gメンのヒアリング結果としても以下の事例を把握。

- 2023年3月に原価料費、労務費高騰の資料を提示し、4月中に提示どおりの価格で決着した。

## ＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞



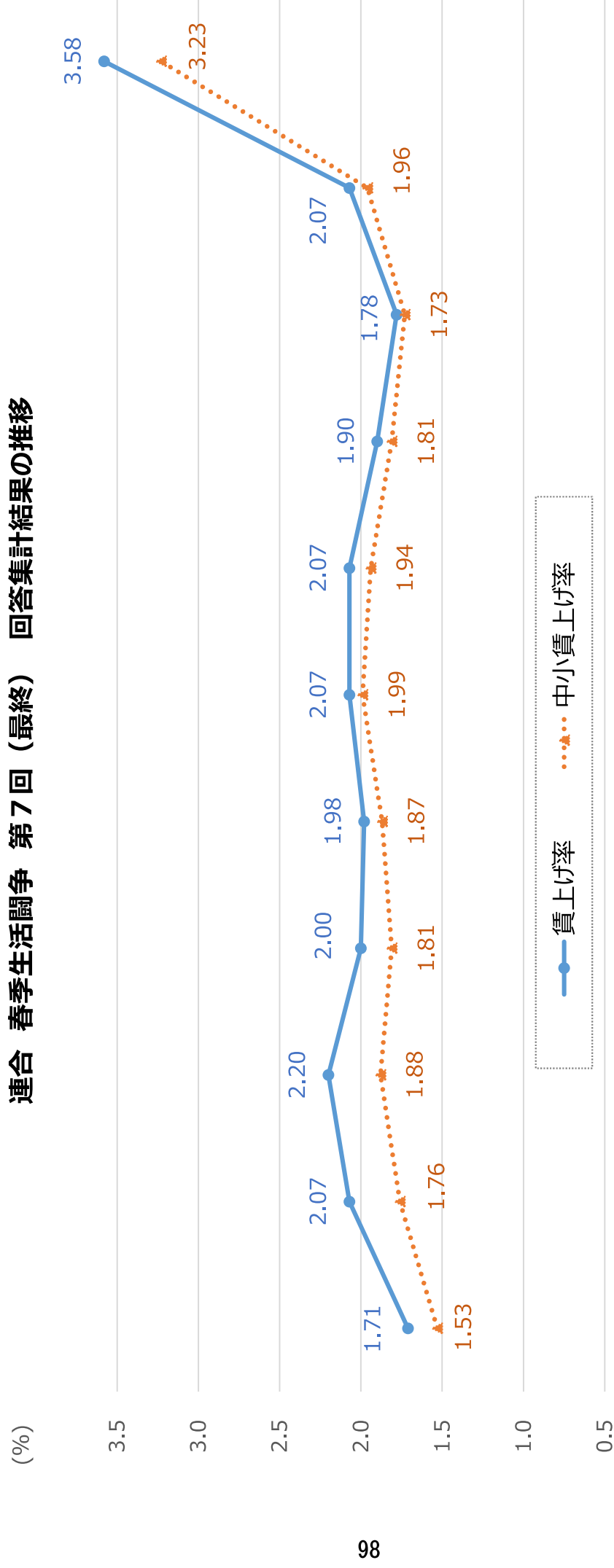
# 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)



# 連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（2023年7月5日公表）では、全体の賃上げ率は3.58%（中小賃上げ率は3.23%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回（最終） 回答集計結果の推移



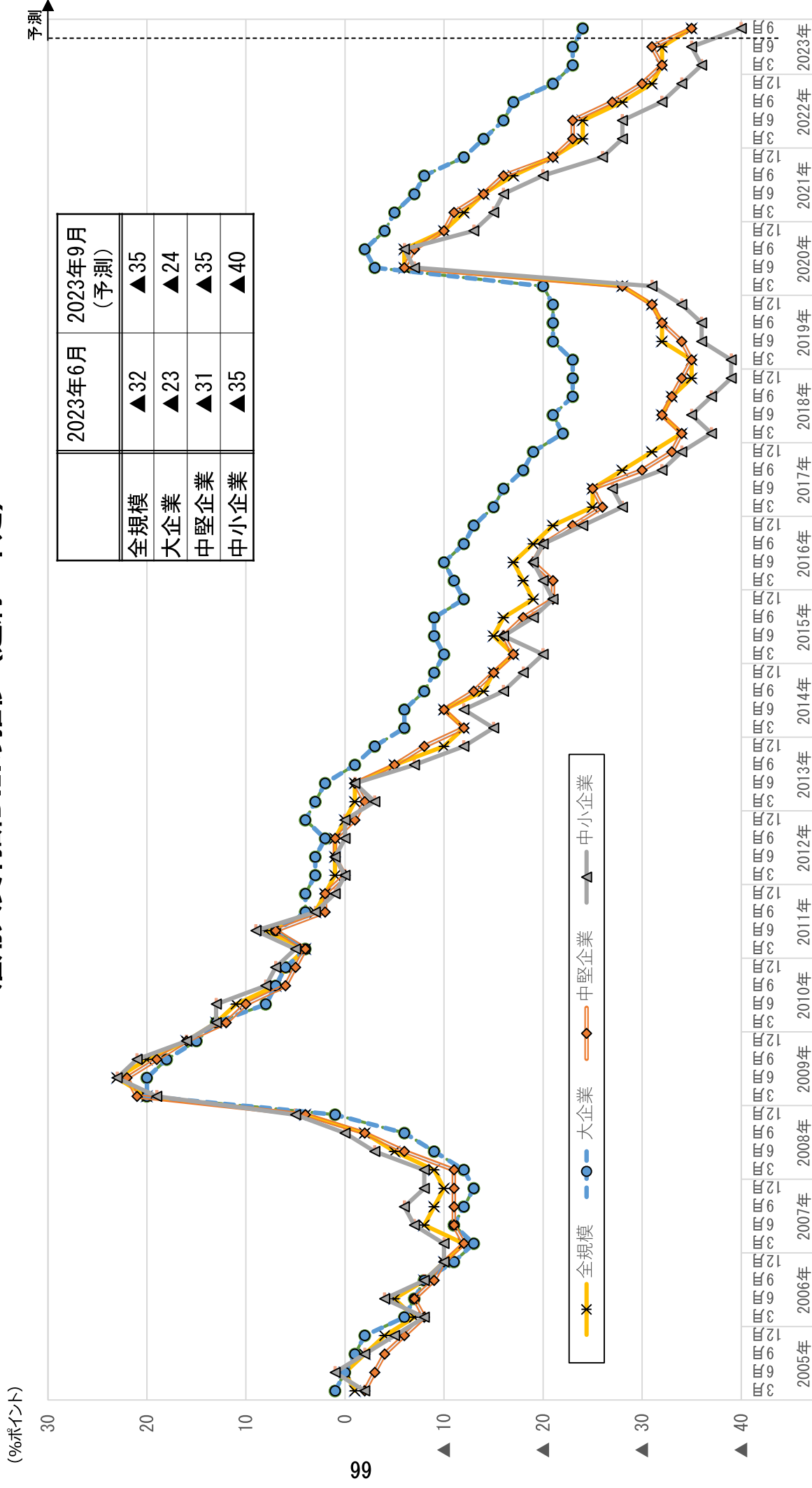
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

(資料出所) 連合「2023春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2023年7月5日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成  
 (注) 各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

# 雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

## 雇用人員判断D.I.の推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

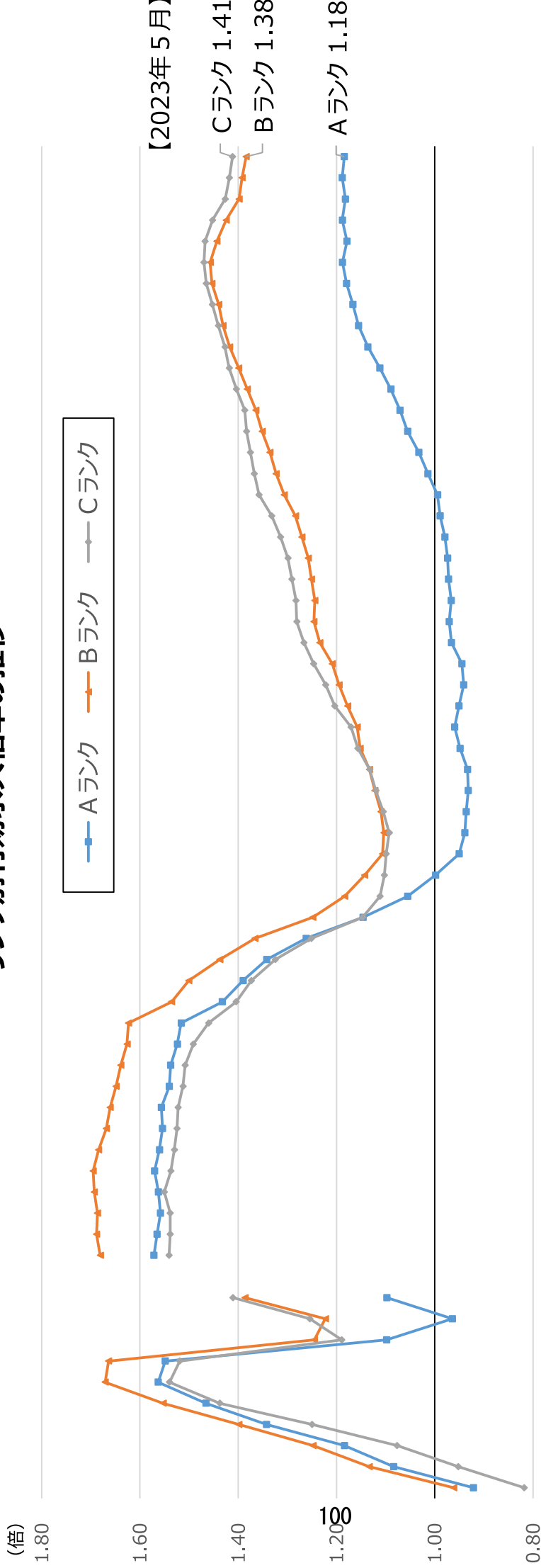
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

# ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



2020年			2021年			2022年			2023年		
1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020
1314	1516	1718	1920	2122							
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

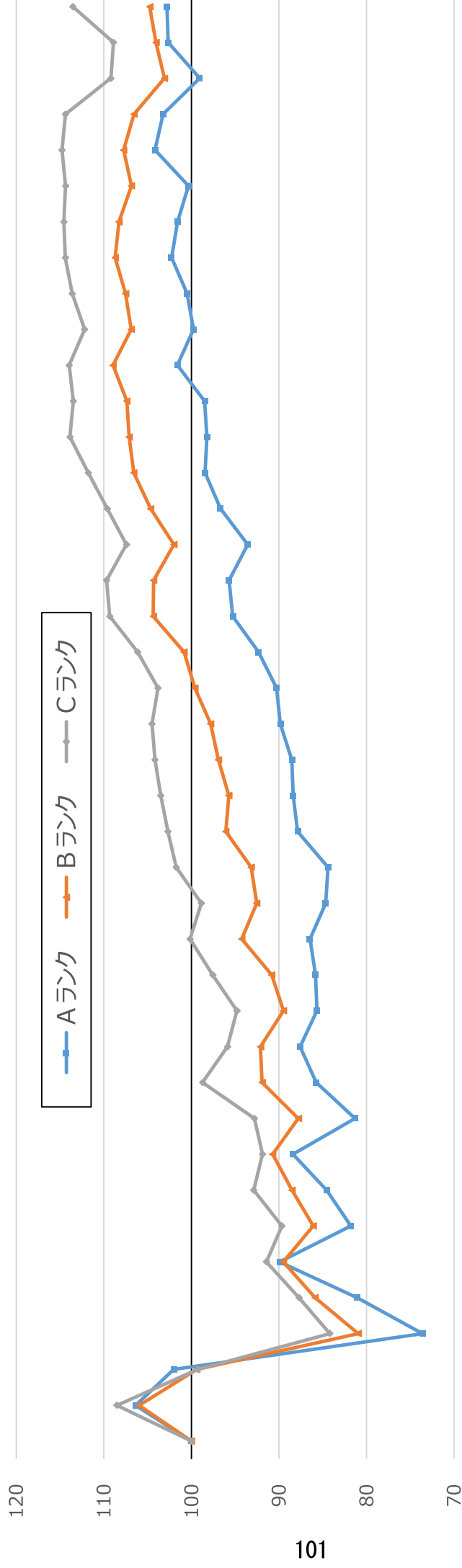
- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)

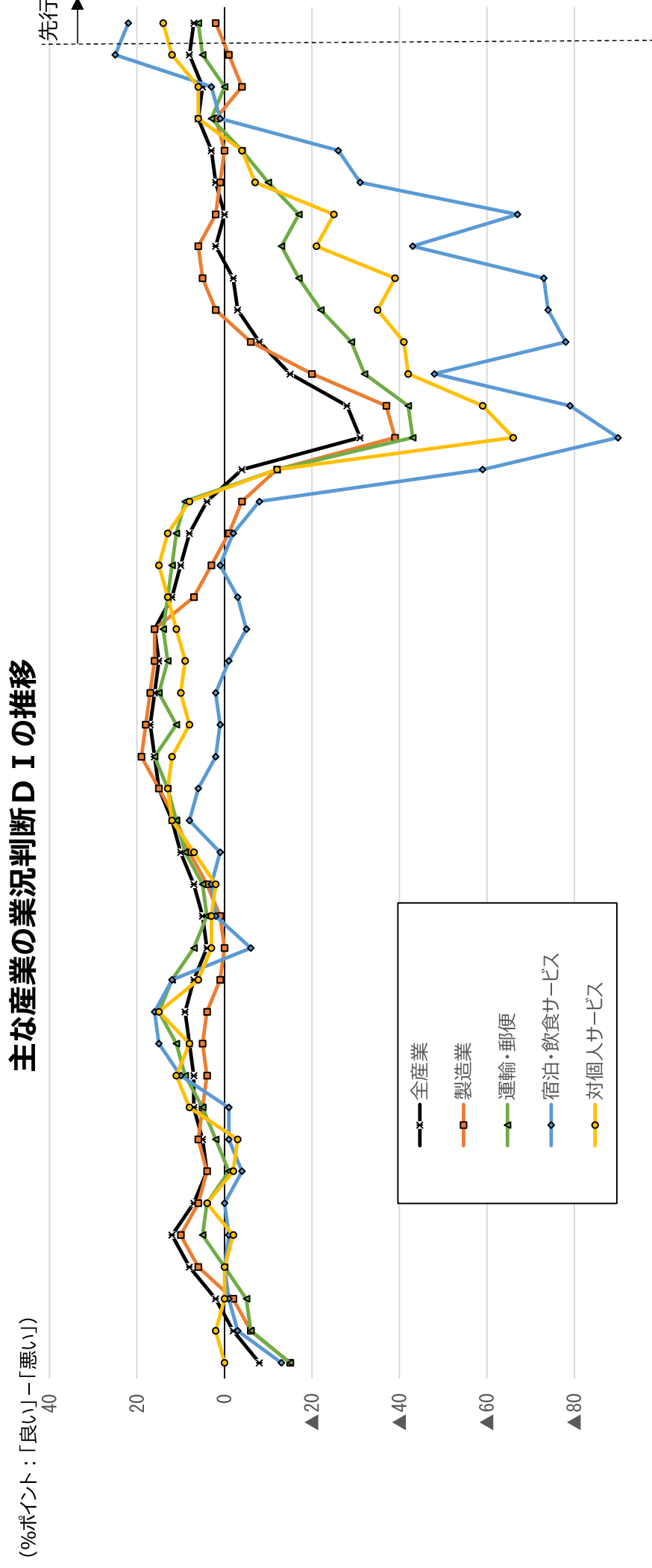


年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月																													
Aランク	100	106	102	74	81	90	82	85	88	81	86	88	86	88	86	86	86	85	84	88	88	89	90	90	92	95	96	94	97	98	98	98	102	100	101	102	102	100	104	103	99	103	103			
Bランク	100	106	99	81	86	89	86	88	91	88	92	92	89	91	94	93	93	93	96	96	97	98	98	100	101	104	104	102	105	107	107	107	107	107	107	108	109	108	107	108	107	108	107	103	104	105
Cランク	100	109	99	84	88	91	90	93	92	93	99	96	95	98	100	99	102	103	103	104	104	104	106	109	110	107	110	112	114	113	114	114	114	114	114	114	115	114	115	114	115	114	109	109	114	

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。  
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。



	2013年			2014年			2015年			2016年			2017年			2018年			2019年			2020年			2021年			2022年			2023年																			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月																			
全産業	▲8	▲2	2	8	▲12	7	4	5	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7											
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2									
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6							
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	0	▲4	▲1	▲1	0	▲4	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14							

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」  
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。  
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。  
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

参考資料No.3

# 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

# 1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率								
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計			製造業					
							名目指数	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	実質指数	前期比	パート比率	
平成 25 年	(倍) 1.46	(倍) 0.93	(R2年=100) 93.7	(%) 0.5	(R2年=100) 98.9	(%) 1.2	(R2年=100) 98.5	(%) △ 0.2	(R2年=100) 105.1	(%) △ 0.7	(R2年=100) 97.6	(%) △ 0.7	(R2年=100) 104.2	(%) △ 1.2	(%) 13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	119.9	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.1	△ 0.7	104.4	1.3	98.5	1.3	104.7	1.0	98.6	0.8	13.55
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」				総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」						

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。  
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。5月は速報値である。  
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。  
 4 国内企業物価指数の令和5年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

#### 4 春季賃上げ妥結状況

##### (1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）

連合	第7回(最終) 回答集計結果(令和5年7月5日)	
	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式 (組合数による単純平均) 35歳
1,000人以上	395組合 11,502円 (6,637円) <b>3.71%</b> (2.18%)	29組合 91,205人 6,126円 (2,308円) <b>1.77%</b> (0.67%)
300～999人	772組合 417,141人 10,139円 (6,093円) <b>3.68%</b> (2.25%)	48組合 28,120人 6,569円 (3,002円) <b>2.23%</b> (1.02%)
100～299人	1,052組合 189,776人 9,387円 (5,842円) <b>3.62%</b> (2.27%)	72組合 12,395人 5,169円 (1,861円) <b>1.96%</b> (0.70%)
～99人	967組合 49,072人 8,333円 (5,461円) <b>3.36%</b> (2.24%)	80組合 4,029人 3,967円 (1,633円) <b>1.61%</b> (0.64%)
規模計	3,186組合 2,320,523人 <b>10,995円</b> (6,474円) <b>3.69%</b> (2.20%)	229組合 135,749人 5,164円 (2,090円) <b>1.88%</b> (0.75%)

(注)1 ( )内の数値は、令和4年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純べア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。

4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

##### 連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回 回答集計結果(令和5年7月5日)

時給	単純平均		加重平均
	賃上げ額	引上げ率	
377組合 808,108人	39.74 (21.37円)	52.78円 (23.43円)	5.01% (2.29%)
136組合 29,553人	1,091.78円 (1,057.31円)	6,828円 (3,997円)	3.18% (1.85%)

(注) ( )内の数値は、令和4年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

##### 経団連(大手企業) 第1回集計(令和5年5月19日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手241社	92社 13,110円 (7,430円) <b>3.91%</b> (2.27%)

(注)1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。

2 調査対象241社のうち128社(53.1%)の回答を把握したが、うち36社は平均金額不明などのため、集計より除外。

3 ( )内の数値は、令和4年5月20日付 第1回集計結果 (81社)。

##### 経団連(中小企業) 第1回集計(令和5年6月23日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	277社 <b>7,864円</b> (5,219円) <b>2.94%</b> (1.97%)

(注)1 従業員数500人未満の企業を対象。

2 288社(38.2%)から回答を把握したが、

このうち11社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ( )内の数値は、令和4年6月10日付 第1回集計結果。



## 5 夏季賞与・一時金妥結状況

### 連合第7回(最終) 回答集計結果(令和5年7月5日)

一時金	2023年回答		(参考) 昨年対比	2022年回答	
	集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.34ヶ月	0.01ヶ月	2,509組合	2.33ヶ月
	回答額	1,777,471人			
年 間	回答月数	717,421円	9,102円	1,862組合	708,319円
		1,175,981人			
	回答額	4.87ヶ月	0.00ヶ月	2,018組合	1,560,045円
		1,960,479人			
	1,588,396円	28,351円	1,237組合	1,080,221人	
	1,127,836人				

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2022年回答の数値は2022年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果

### 経団連第1回集計(令和5年6月29日)

	2023年夏季			2022年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	121社	956,027円	3.91%	105社	929,259円	13.81%
製造業平均	110社	949,186円	3.07%	93社	930,475円	15.11%
非製造業平均	11社	1,001,251円	9.48%	12社	922,512円	6.99%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。

2 18業種159社(66.0%)の妥結を把握しているが、うち38社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したものと(同対象比較)。

# 11 企業の業況判断及び収益

## (1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

### イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			
	3月	6月	9月	3月	6月	9月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計													
製造業	-12	-39	-37	-20	2	5	6	2	0	2	-4	-1	2
非製造業	1	-25	-21	-11	-7	-7	0	-2	5	10	12	14	10
大企業													
製造業	-8	-34	-27	-10	14	18	18	14	8	7	1	5	9
非製造業	8	-17	-12	-5	1	2	9	9	14	19	20	23	20
中堅企業													
製造業	-8	-36	-34	-17	5	6	6	3	0	1	-5	0	2
非製造業	0	-27	-23	-14	-8	-6	1	0	7	11	14	17	12
中小企業													
製造業	-15	-45	-44	-27	-7	-3	-1	-4	-4	-2	-6	-5	-1
非製造業	-1	-26	-22	-12	-9	-10	-4	-6	-1	6	8	11	7

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和5年6月調査の時点で、9,147社である。

資本金
大企業 10億円以上
中堅企業 1億円以上10億円未満
中小企業 2千万円以上1億円未満

## 2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI = (第1選択肢の回答者数構成百分比) - (第3選択肢の回答者数構成百分比)

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	
規模計	製造業	-3.8	50.7	8.0	-6.8
	非製造業	-30.4	35.8	24.0	-4.9
大企業	製造業	-1.4	53.7	11.7	-7.0
	非製造業	-37.9	44.4	32.7	-5.3
中堅企業	製造業	-11.5	37.3	-3.4	-8.4
	非製造業	-23.9	31.6	18.0	-5.0
中小企業	製造業	-10.2	45.0	-7.8	-2.2
	非製造業	-16.1	21.8	8.4	-3.5

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	
規模計	製造業	6.39	8.79	8.64	7.88
	非製造業	3.61	4.85	5.57	5.21
大企業	製造業	7.48	10.48	10.52	9.59
	非製造業	4.22	6.31	7.61	7.05
中堅企業	製造業	4.93	6.21	5.55	4.93
	非製造業	3.03	3.73	4.11	3.81
中小企業	製造業	3.70	4.87	4.24	4.06
	非製造業	3.18	3.70	3.79	3.64

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

### (3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント・%ポイント、前年同期比)

	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年				
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下  
 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

## (2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク・都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均=100）											
	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年		
A ランク	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
東京都	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	105.4	105.3	105.3	105.5	105.5
神奈川県	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.8	104.7	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7
大阪府	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	99.7	100.7	100.7	100.7	100.3
愛知県	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.5	98.9	98.9	99.2
埼玉県	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	102.7	101.6	101.1	101.4	101.4
千葉県	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.3	101.1	100.6	100.7	100.7
兵庫県	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.9	100.3	99.9	99.4	99.4
京都府	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	101.6	101.1	100.8	100.8
茨城県	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.7	98.3	98.6	98.9	98.9
静岡県	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.7	99.9	99.9	100.0	100.0
富山県	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.2	98.9	98.9	99.0	99.0	98.6	98.6
岐阜県	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	98.9
滋賀県	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.5	100.0	100.4	100.0	100.0
栃木県	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.7	99.5	99.4	99.4
群馬県	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.7	96.6	96.5	96.1	96.1
群馬県	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.9	99.4	99.6	99.7	99.7
宮城県	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	98.9
山梨県	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	97.1	96.7	96.9	96.7	96.7
三重県	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.1	98.0	98.2	98.5	98.5
石川県	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	99.4
福井県	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.5	97.8	98.0	97.8	97.8
香川県	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	99.1	99.1
岡山県	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	98.0	97.9	97.9
広島県	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.4	99.0	99.0	98.8	98.8
福岡県	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	97.1	96.7	96.9	96.7	96.7
山口県	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.2	99.9	100.3	100.5	100.5
長野県	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.0	98.2	98.2
北海道	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	99.5	100.1	100.6	100.9	100.9
北海道	98.2	98.2	98.2	98.0	98.3	98.1	98.2	98.2	98.3	98.1	97.9	97.9
岐阜県	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	100.5	99.9	100.1	99.3	99.3
徳島県	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.6	100.7	100.7
福岡県	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	99.0	99.0
新潟県	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	99.1	98.9	98.9
和歌山県	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7	98.7	98.7
愛媛県	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.9	100.2	100.2	99.8	99.8
島根県	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	98.1	97.7	97.7
大分県	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0
熊本県	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.5	100.3	100.3
山形県	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9
佐賀県	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9
長崎県	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.5	99.1	99.1
岩手県	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	99.5	99.5
高知県	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	97.9	97.9
鳥取県	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	98.6	99.1
秋田県	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	97.6	96.8	96.8
鹿児島県	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9
宮崎県	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	97.8	98.1	98.1
沖縄県	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	99.6	100.0	100.0

資料出所 「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

## (2) 消費者物価地域差指数の推移② (都道府県下全域)

ランク・都道府県	消費者物価地域差指数 (全国平均=100)											
	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年		
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A ランク	105.2	103.6	104.0	104.4	104.4	104.4	104.3	104.2	104.3	104.7	104.5	104.7
東京都	103.9	100.4	100.3	100.0	100.0	104.3	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.1
大阪府	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	98.2	98.0	99.8	99.7	99.8	99.4
愛知県	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.5
埼玉県	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.0	100.2	100.3	100.7	101.0	101.0
千葉県	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4
東京都	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	100.9
茨城県	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	98.2
静岡県	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.3	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4
富山県	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.6
岐阜県	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7
滋賀県	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	99.6
栃木県	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.3	98.1
群馬県	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.2	96.4	96.2	96.3	96.6	96.7	96.2
宮城県	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.5
山梨県	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.2	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	98.1
三重県	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3
石川県	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	99.4
福井県	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.3
香川県	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.5	98.3	98.3	98.3	98.2	98.2
岡山県	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8
広島県	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.3	99.4	99.3	99.5	99.4
奈良県	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.0
山口県	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.9	98.8	98.9	98.5	98.7	99.4	99.9
長野県	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	96.9	97.1	97.1	97.7	97.7	97.5
北海道	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	101.1
岐阜県	97.0	97.0	97.0	96.8	97.4	97.3	96.8	97.3	97.4	97.3	97.4	97.2
徳島県	98.4	98.3	98.8	99.3	99.2	99.6	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.2
福岡県	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.8	99.9	99.6	99.6	99.4	99.3
新潟県	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.9	98.7	98.7	98.7	98.2	98.4
和歌山県	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	100.0	99.6	99.6	99.2	99.4	99.2
愛媛県	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	98.6	98.5	98.1	97.9	98.2	98.1
島根県	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.9	99.7	99.3	99.5	99.9	99.6
大分県	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.4
熊本県	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	98.9
山形県	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.7
佐賀県	97.1	97.0	97.0	96.8	96.7	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	97.9
長崎県	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.9	99.8	99.9	99.8	99.5	99.1
岩手県	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.1
高知県	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.4
鳥取県	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.2
秋田県	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4
鹿児島県	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.4	96.4	96.1	96.3	97.2	96.6
宮崎県	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.1
沖縄県	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9
沖縄県	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5

資料出所 「小売物価統計調査 (構造編)」  
 (注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。



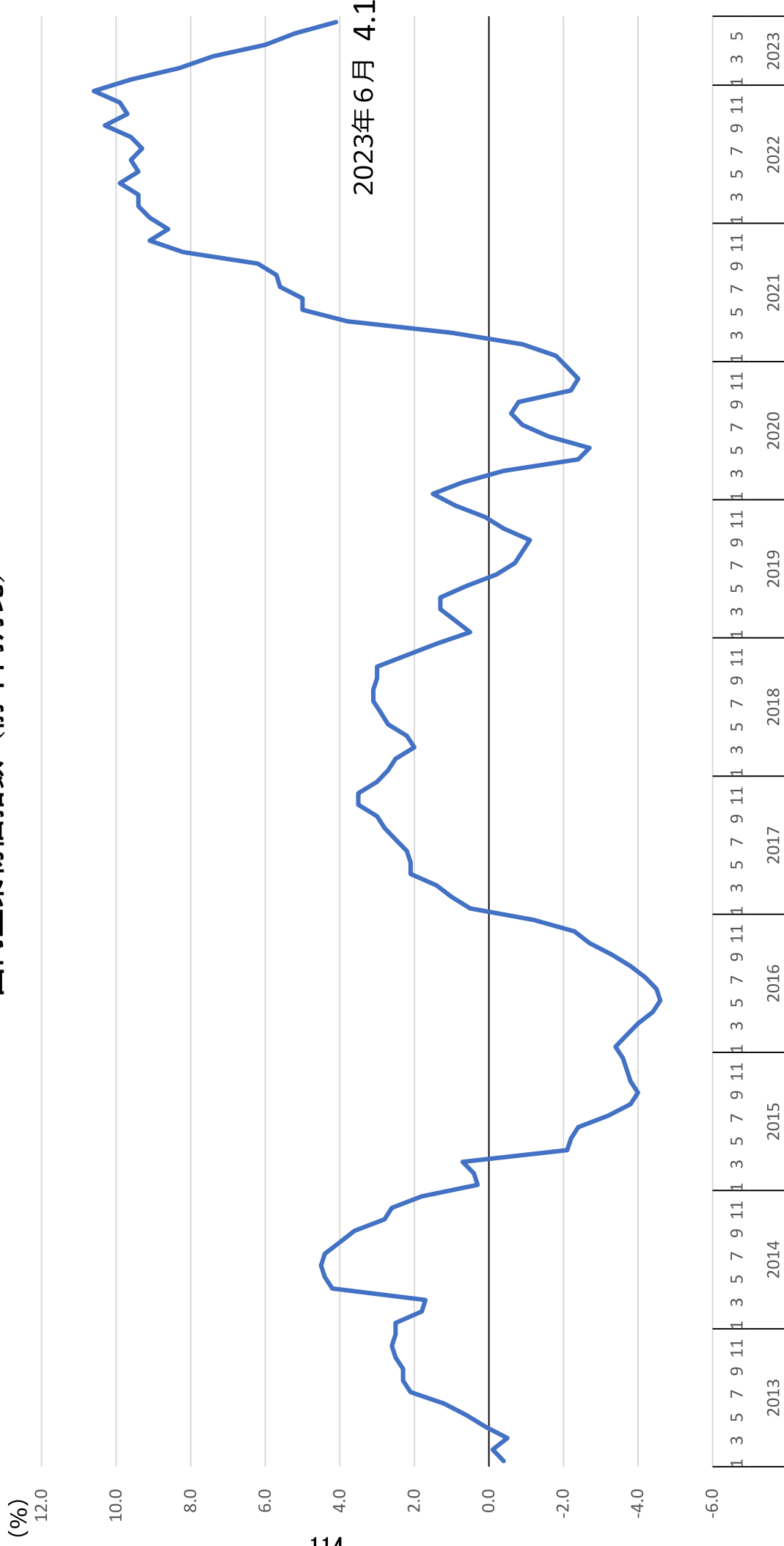
# 足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)



# 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

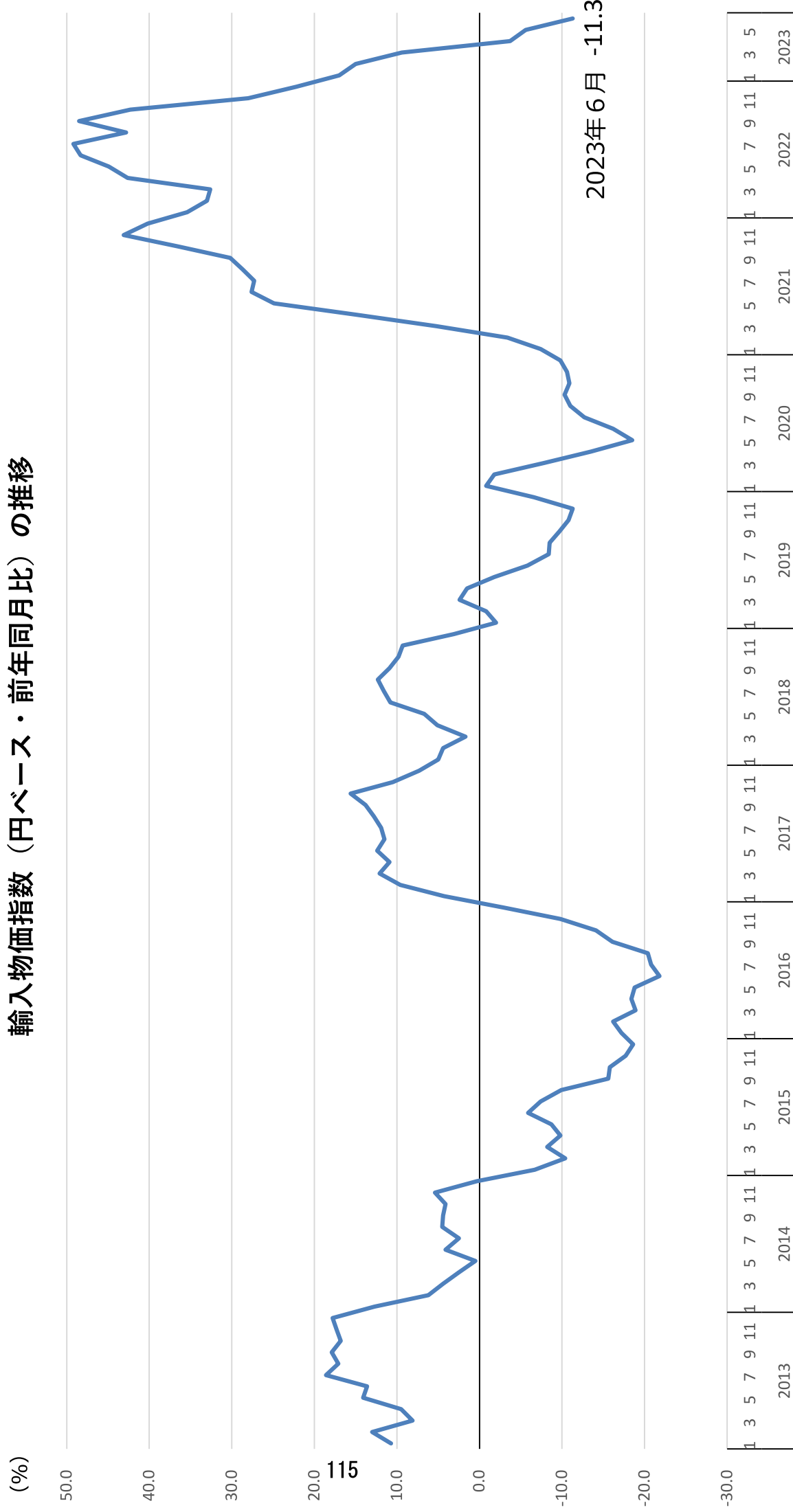
国内企業物価指数（前年同月比）



# 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小し、2023年6月には、-11.3%となった。

## 輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2023年6月は速報値。



参考資料No.2

# 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

# 1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率								
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計			製造業					
							名目指数	前期比	実質指数	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	パート比率	
平成 25 年	(倍) 1.46	(倍) 0.93	(R2年=100) 93.7	(%) 0.5	(R2年=100) 98.9	(%) 1.2	(R2年=100) 98.5	(%) △ 0.2	(R2年=100) 105.1	(%) △ 0.7	(R2年=100) 97.6	(%) △ 0.7	(R2年=100) 104.2	(%) △ 1.2	(%) 13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	2.8	99.4	1.8	102.7	1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	0.8	99.8	0.4	102.0	0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1~3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4~6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7~9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10~12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
4~6月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
令和 5 年 1月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
2月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
3月	2.23	1.32	106.0	0.7	120.0	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
4月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.2	△ 0.7	104.4	1.3	98.5	1.3	104.7	1.0	98.6	0.8	13.55
5月															
6月															
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」								

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。  
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。5月は速報値である。  
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。  
 4 国内企業物価指数の令和5年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

# 委員からの追加要望資料

# 令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

(単位：%)

区分	年・月	令和4年						令和5年							
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	令和4年10月～ 令和5年6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3				4.3
Aランク		4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5				4.5
Bランク		4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1				4.1
Cランク		4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0				4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。  
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。  
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。  
 4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

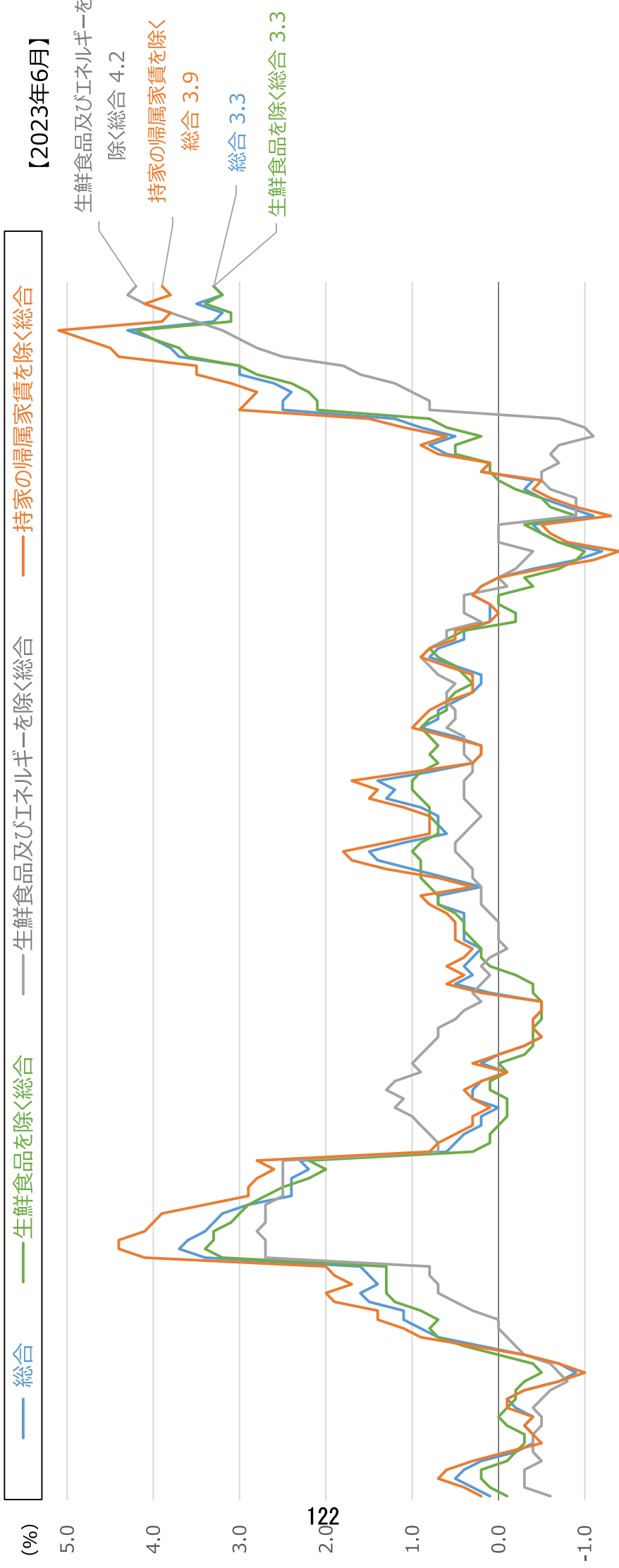
# 足下の経済状況等に関する補足資料



# 消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている（いずれも対前年同月比）。

## 消費者物価指数の推移（対前年同月比）



年	10月	7月	4月	1月	10月	7月	4月	1月	10月	7月	4月	1月	10月	7月	4月	1月	10月	7月	4月	1月	
2012年																					
2013年																					
2014年																					
2015年																					
2016年																					
2017年																					
2018年																					
2019年																					
2020年																					
2021年																					
2022年																					
2023年																					

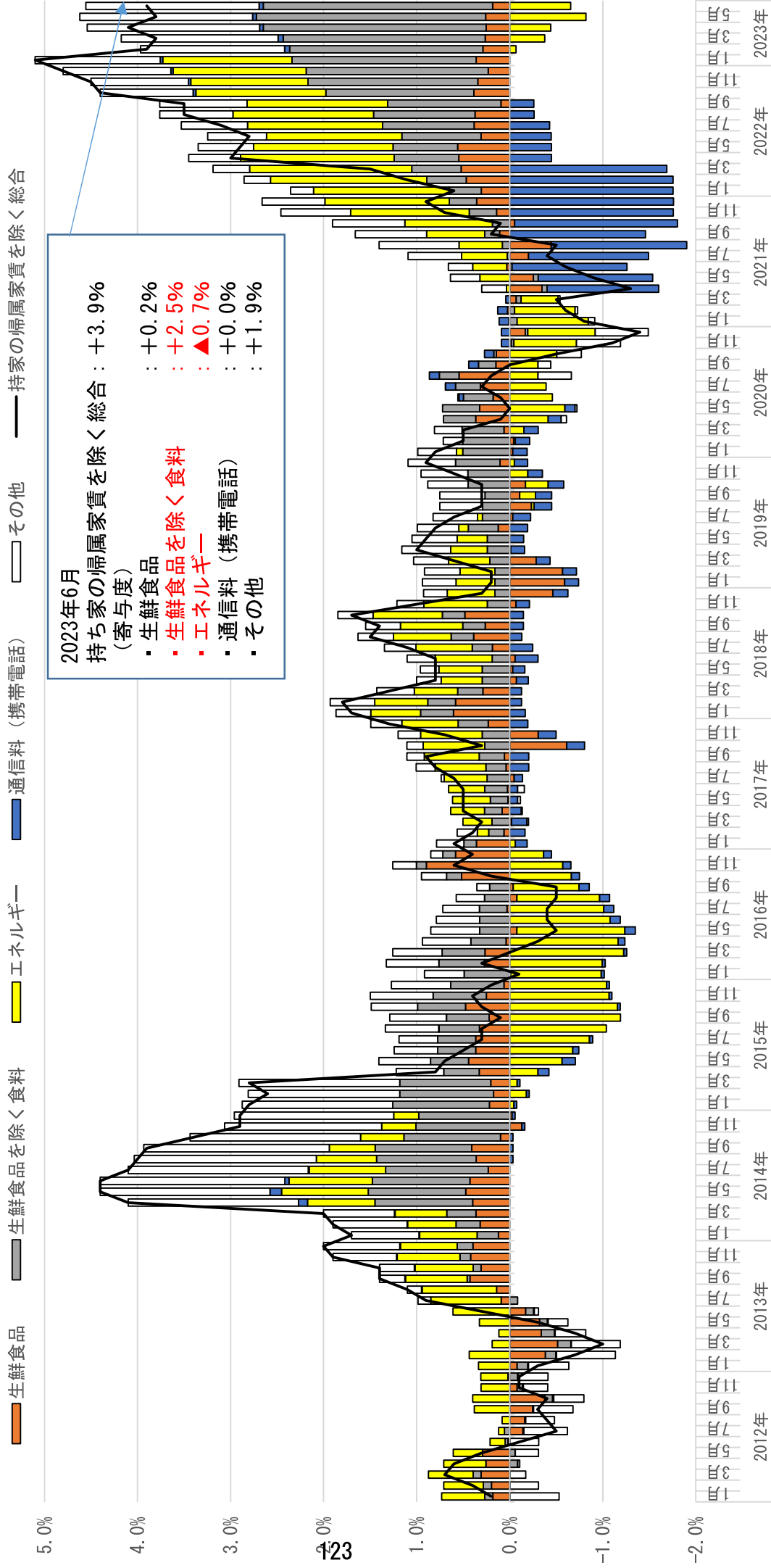
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響（寄与度）は-1.00 [試算値]

# 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

## 消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数)／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

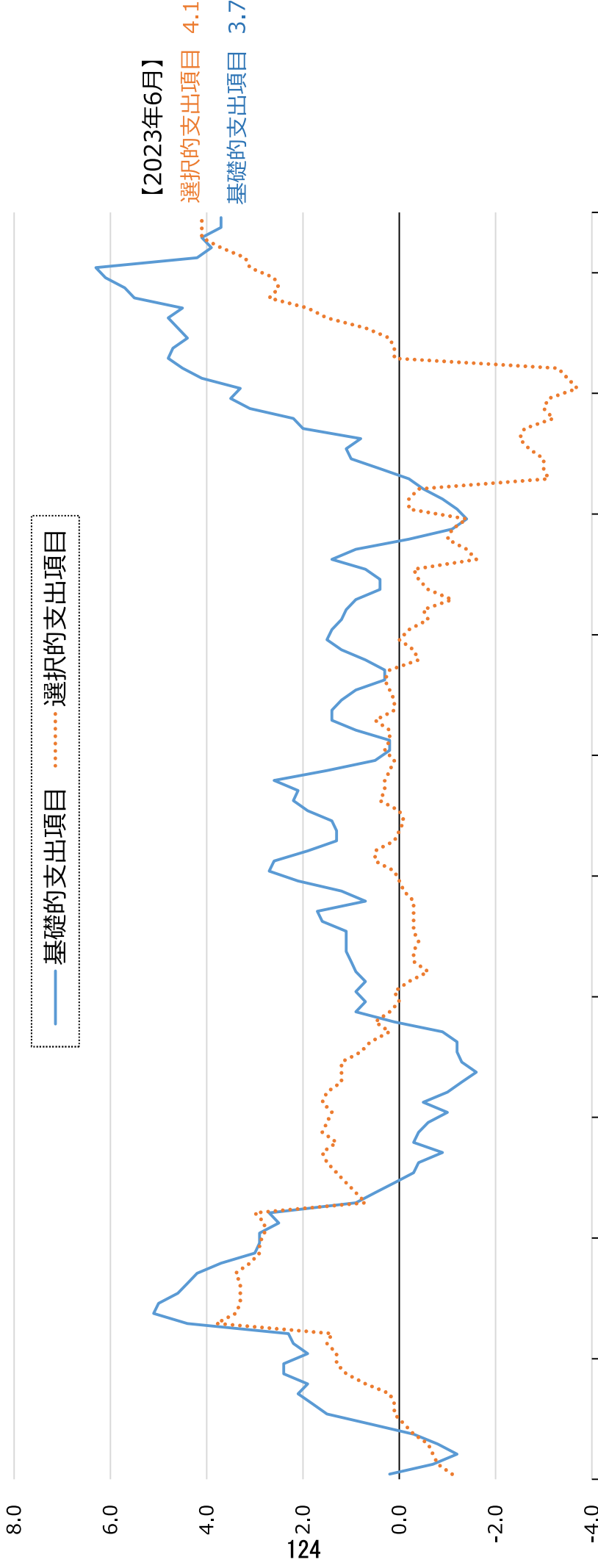
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 基礎的支出項目（必需品なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

2. 選択的支出項目（贅沢品なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

3. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。





# 主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

# 1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計			製造業						
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
平成 25 年	(倍) 1.46	(倍) 0.93	(R2年=100) 93.7	(%) 0.5	(R2年=100) 98.9	(%) 1.2	(R2年=100) 98.5	(%) △ 0.2	(R2年=100) 105.1	(%) △ 0.7	(%) 29.34	(R2年=100) 97.6	(%) △ 0.7	(R2年=100) 104.2	(%) △ 1.2	(%) 13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1～3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4～6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7～9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10～12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
4～6月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
令和 5 年 1月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
2月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
3月	2.23	1.32	106.0	0.7	120.0	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
4月	2.36	1.31	106.0	0.1	119.2	△ 0.7	104.8	1.6	98.7	1.5	31.81	106.4	2.6	100.3	2.6	13.55
5月																
6月																
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。  
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。  
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。  
 4 国内企業物価指数の令和5年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

## 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	令和5年															
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9
Aランク		0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1
Bランク		0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8
Cランク		0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である



# 5 消費者物価指数等の推移

## (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
A ランク	東京都	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	4.2	4.1	4.3	4.0	3.9
	神奈川県	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	4.0	3.9	4.1	3.9	4.1
	大阪府	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	4.3	4.5	4.6	4.2	4.0
	愛知県	0.8	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.1	4.0
	埼玉県	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.9	4.0	3.9	3.4	3.8
	千葉県	0.6	3.3	1.4	△ 0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.4
	兵庫県	0.2	3.0	1.2	△ 0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	4.0	4.2	4.0
	京都府	0.8	3.5	1.0	△ 0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	4.0	3.7
	京都市	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.8	4.3	4.0	4.2
	茨城県	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.6	3.9	3.9
	静岡県	0.2	3.5	1.2	△ 0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	4.1	3.9	4.3
	富山県	0.0	2.9	1.8	△ 0.0	0.3	0.9	0.1	0.1	△ 0.4	2.8	5.0	4.0	3.8	3.4	3.7
	岐阜県	0.4	3.1	1.8	△ 0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9
	滋賀県	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	4.0	3.1	3.8
	長野県	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	3.6	3.6
	群馬県	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.5
	埼玉県	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	4.0	4.0	4.1
	山梨県	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.2	3.9	3.7	3.3
	三重県	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.5	4.3
石川県	0.3	2.8	2.1	△ 0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.6	2.9	
福井県	0.1	3.5	1.1	△ 0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	3.4	3.8	
香川県	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	0.1	△ 0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.3	3.9	4.2	3.5	
岡山県	0.3	3.2	1.1	△ 0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	4.3	4.1	4.5	
兵庫県	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	△ 0.0	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	3.5	
奈良県	0.1	3.1	0.9	△ 0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	5.2	4.1	4.0	3.9	3.5	
山口県	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.0	0.3	3.7	6.2	4.8	4.5	4.6	3.6	
長門県	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	5.7	4.4	4.5	4.2	4.3	
北広島市	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	3.9	4.2	3.9	
岐阜県	0.2	3.5	1.1	△ 0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	3.2	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1	
徳島県	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.3	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.3	5.1	3.6	3.4	3.3	4.0	
福新	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6	
和歌山県	0.7	3.4	0.7	△ 0.2	0.7	1.1	0.1	0.1	0.2	2.2	4.7	3.8	3.6	3.2	2.9	
愛媛県	0.3	2.7	0.8	△ 0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.7	4.4	4.4	3.2	4.2	4.2	
島根県	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.1	3.8	
大分県	0.4	3.4	1.2	△ 0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.1	
熊本県	0.0	3.4	1.1	△ 0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8	
山形県	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.8	
佐賀県	0.3	2.9	1.1	△ 0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	4.0	3.3	
長崎県	0.1	2.9	1.3	△ 0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.4	
岩手県	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	△ 0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	4.1	
高知県	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.8	4.3	
高島県	0.3	3.0	1.1	△ 0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.1	4.7	
秋田県	0.5	3.7	0.5	△ 0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	△ 0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	4.3	
鹿児島県	0.2	2.7	1.4	△ 0.1	0.9	1.6	0.2	△ 0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	2.9	3.0	
鹿兒島市	0.2	3.1	1.1	△ 0.3	0.5	0.8	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	4.7	3.2	3.3	3.3	3.4	
青森県	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.7	3.4	
沖縄県	0.4	2.8	0.8	△ 0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	△ 0.0	3.2	4.5	3.4	4.5	4.6	5.4	

資料出所 「消費者物価指数」  
総務省 都道府県庁所在地都市のものである。  
(注) 1 数値は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。  
2 指数は、

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

## 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和5年7月28日

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

## ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で3.58%、中小でも3.23%となっており、30年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で3.91%、中小企業では2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

## イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断DIを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断DIは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

#### ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

#### エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年からの改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

## オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金



等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

#### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

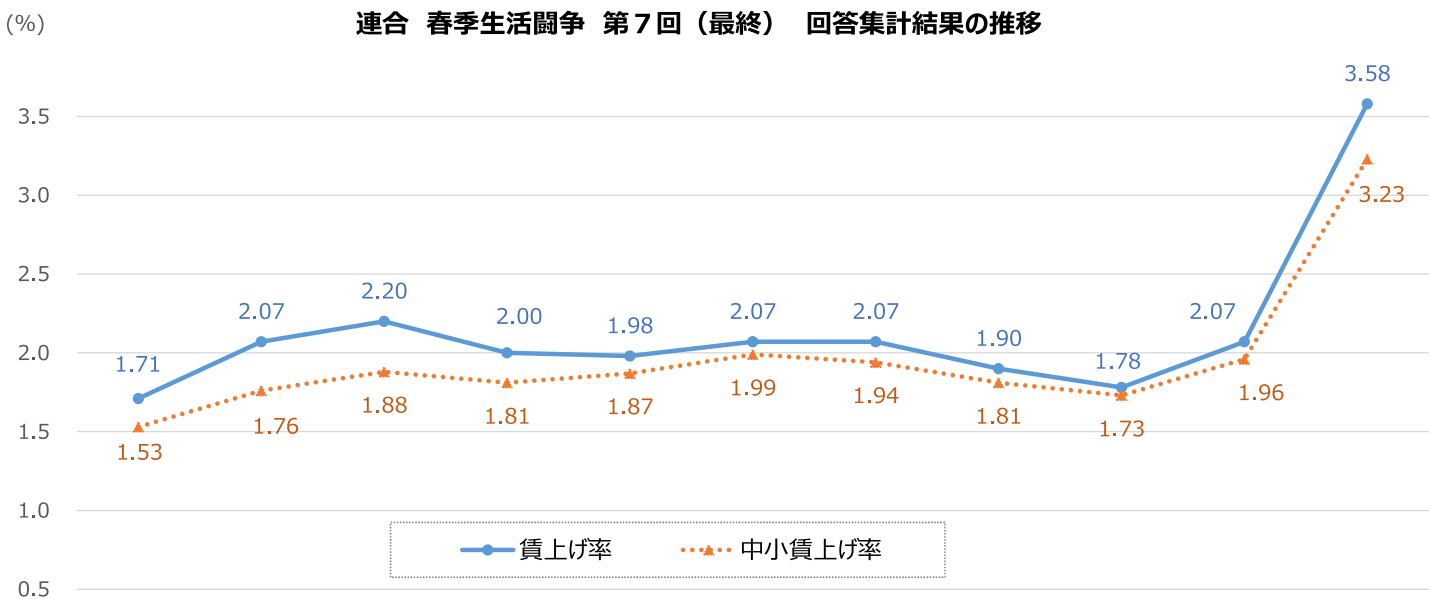
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 参考資料

### 連合 春季賃上げ妥結状況

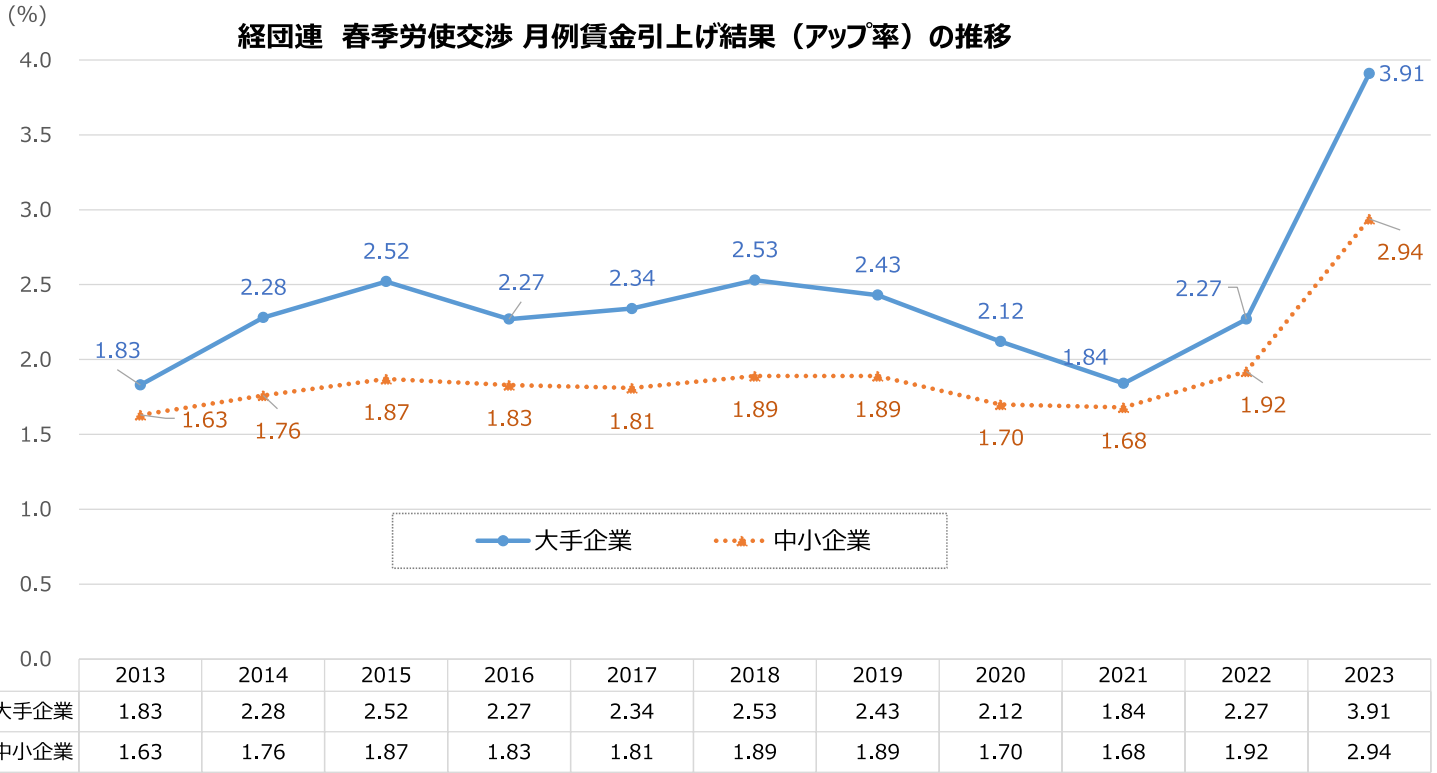
○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。  
 （注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

## 賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）						
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月					
女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男 計	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女 計	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

# 賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月			
一般 パート計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものと。

# 賃金改定状況調査結果第4表③

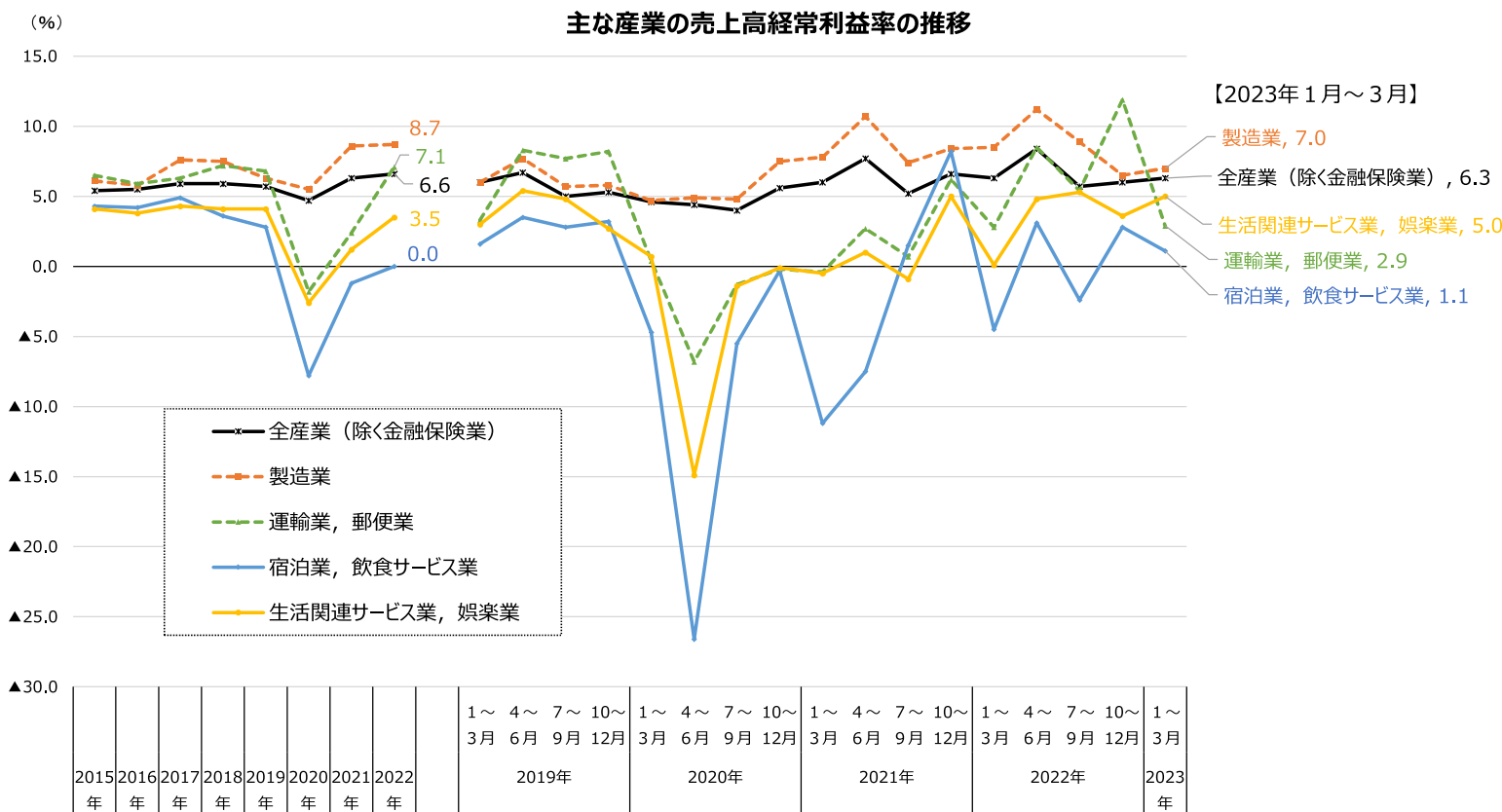
第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月			
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8													

# 主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。  
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

## (参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

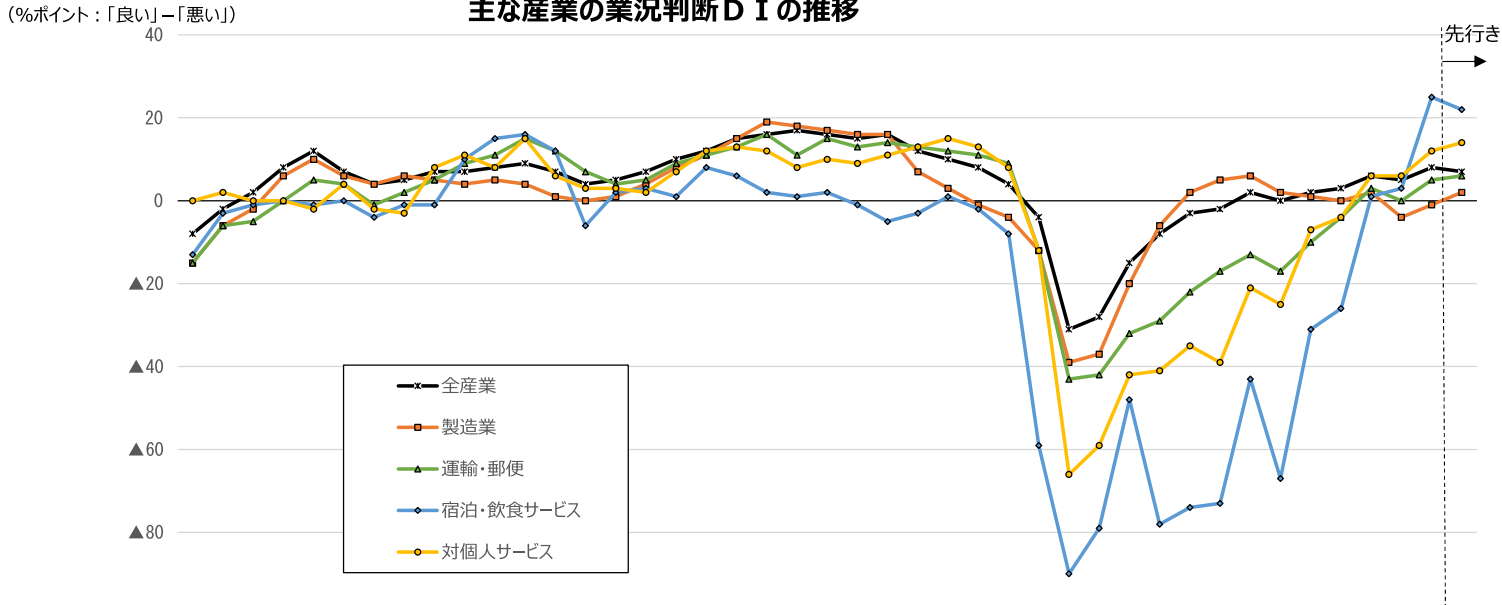
(単位: %)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
全産業 (除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。  
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

# 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月				
	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年			
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7	
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2	
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6	
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22	
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14	

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」  
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。  
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。  
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

# 中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」  
 (注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

- 製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

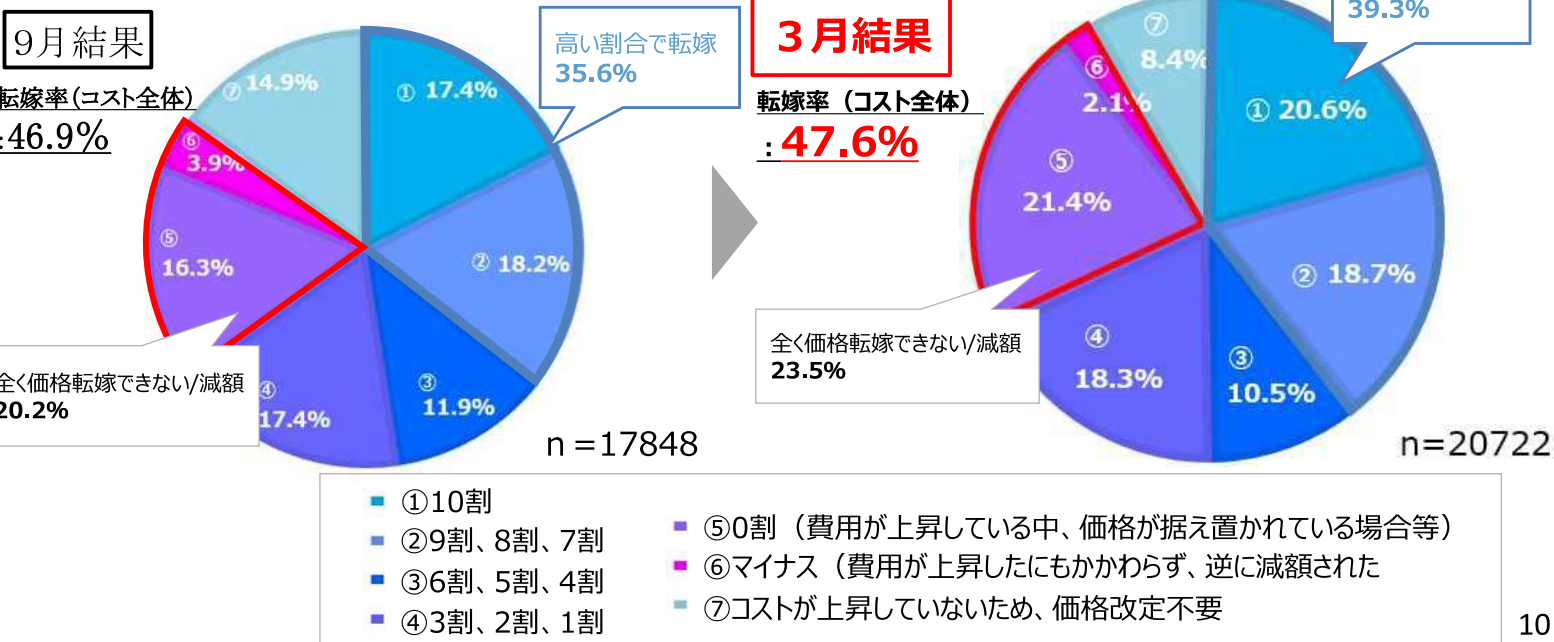
2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

# 価格転嫁の状況① 【コスト全般】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した**価格転嫁率**は**47.6%**、前回（9月：46.9%）に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合（10割、9割～7割）**を価格転嫁できた回答（①・②）が**増加**（35.6%→39.3%）し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない（⑤） + 減額された（⑥）**」割合も**増加**（20.2%→23.5%）しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定（値上げ）不要**」の割合（⑦）は**減少**（14.9%→8.4%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

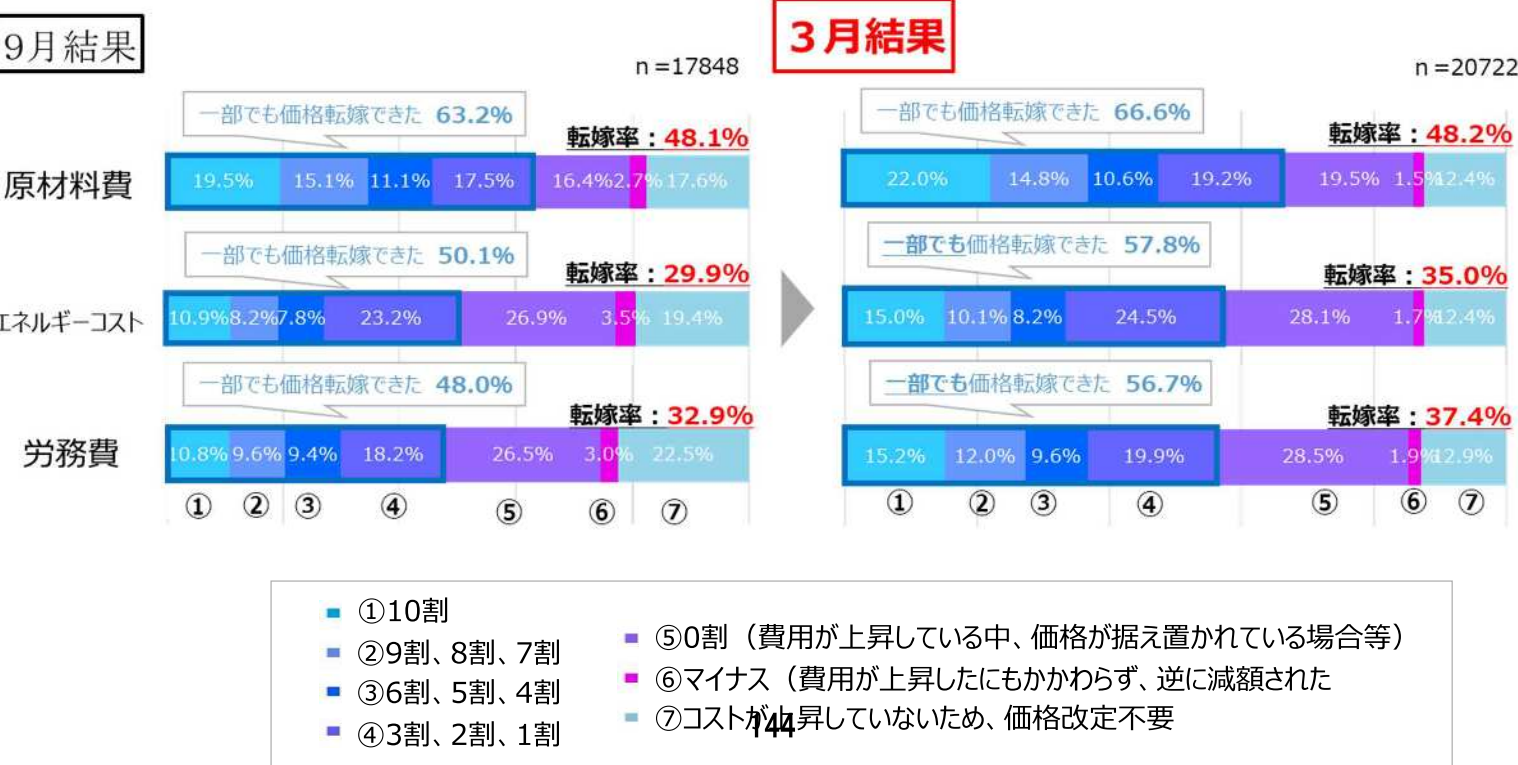
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



# 価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」

- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ約5ポイントの上昇。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加（+約8ポイント）。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが（63.2%→66.6%）、「転嫁0割」も増加し（16.4%→19.5%）、**全体としては横ばい**。



# 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

## 国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」  
(注) 2023年6月は速報値。

# 法人企業統計でみた労働生産性の推移

## 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位: 万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。



# 消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

## 令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	B ランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	C ランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

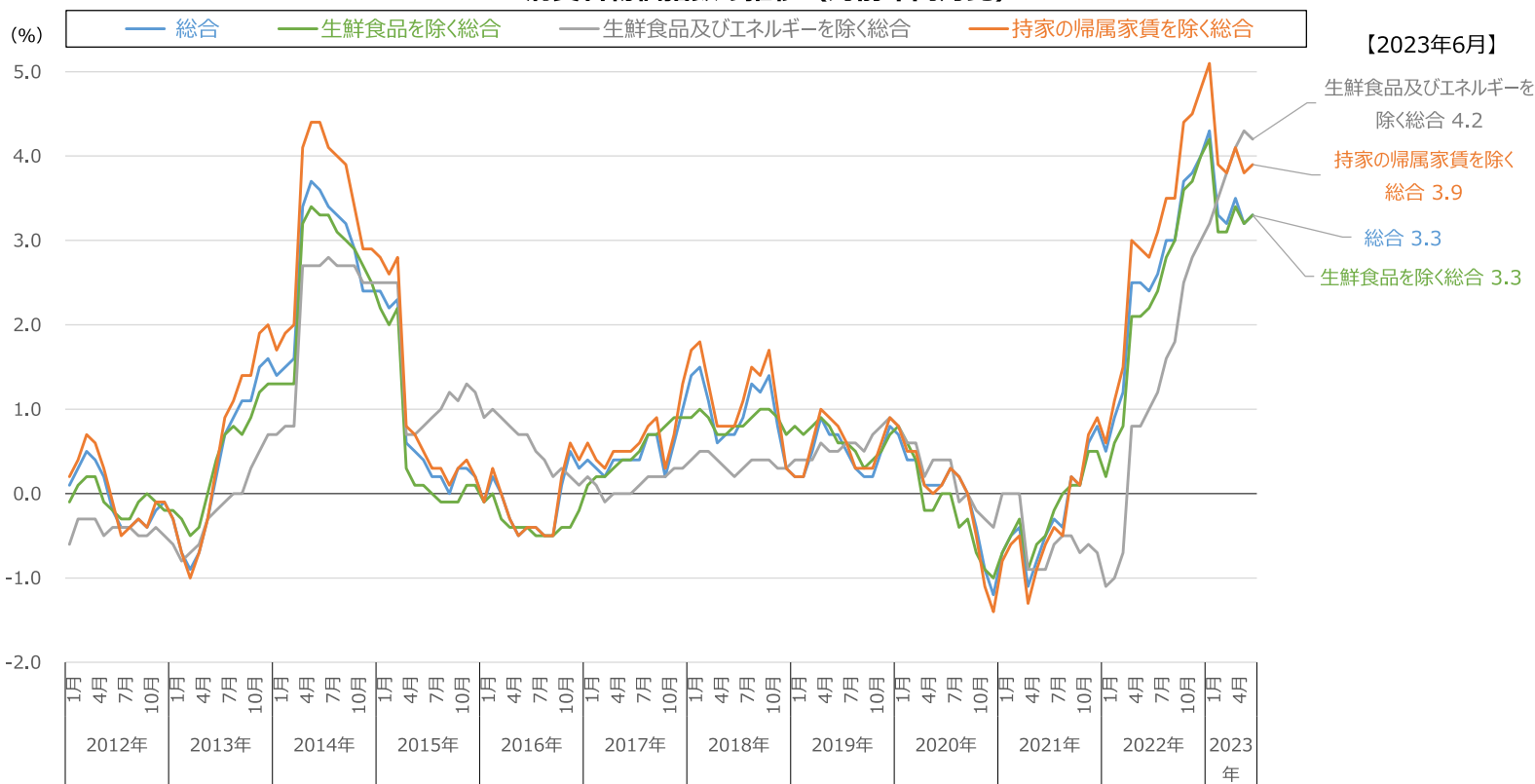
3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

# 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

## 消費者物価指数の推移(対前年同月比)



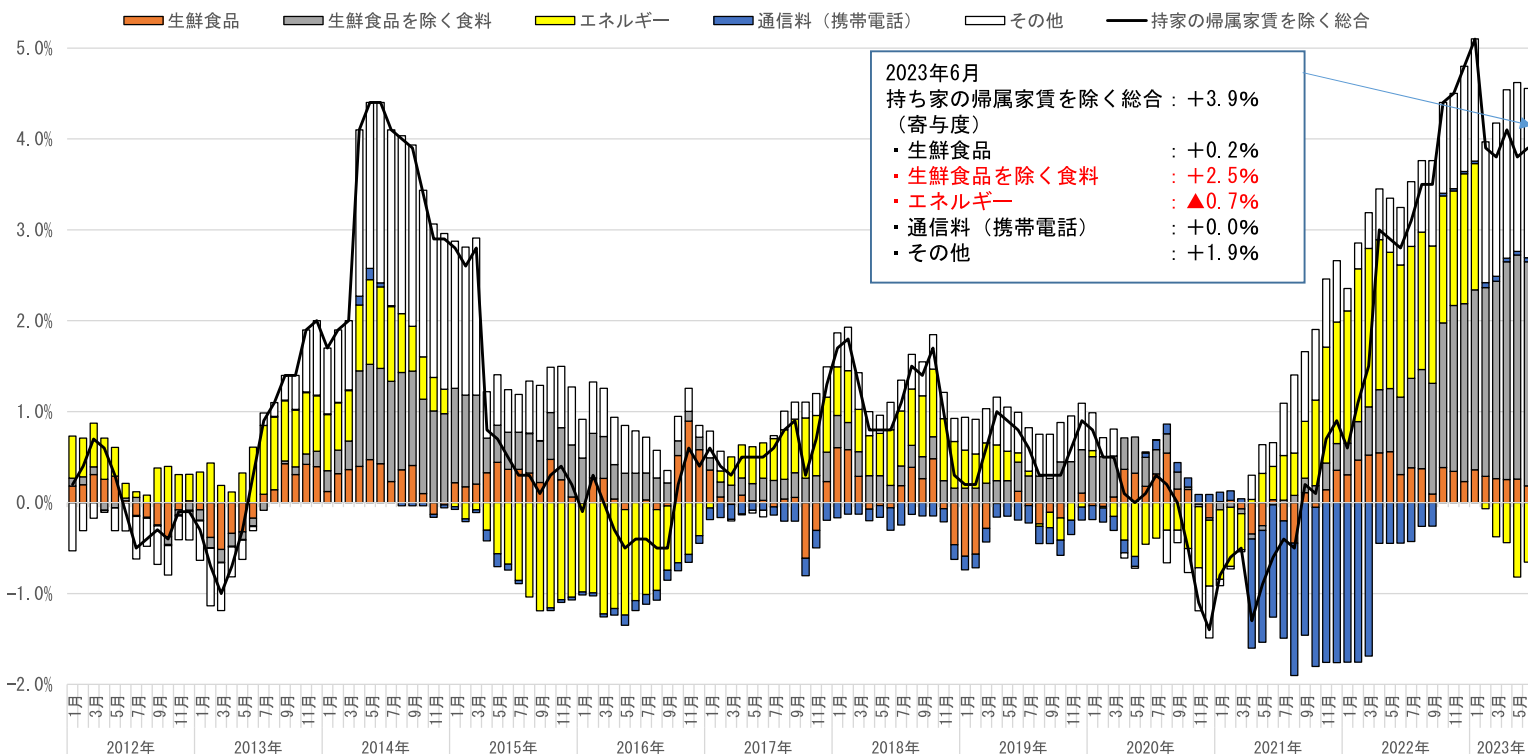
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

## 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

### 消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

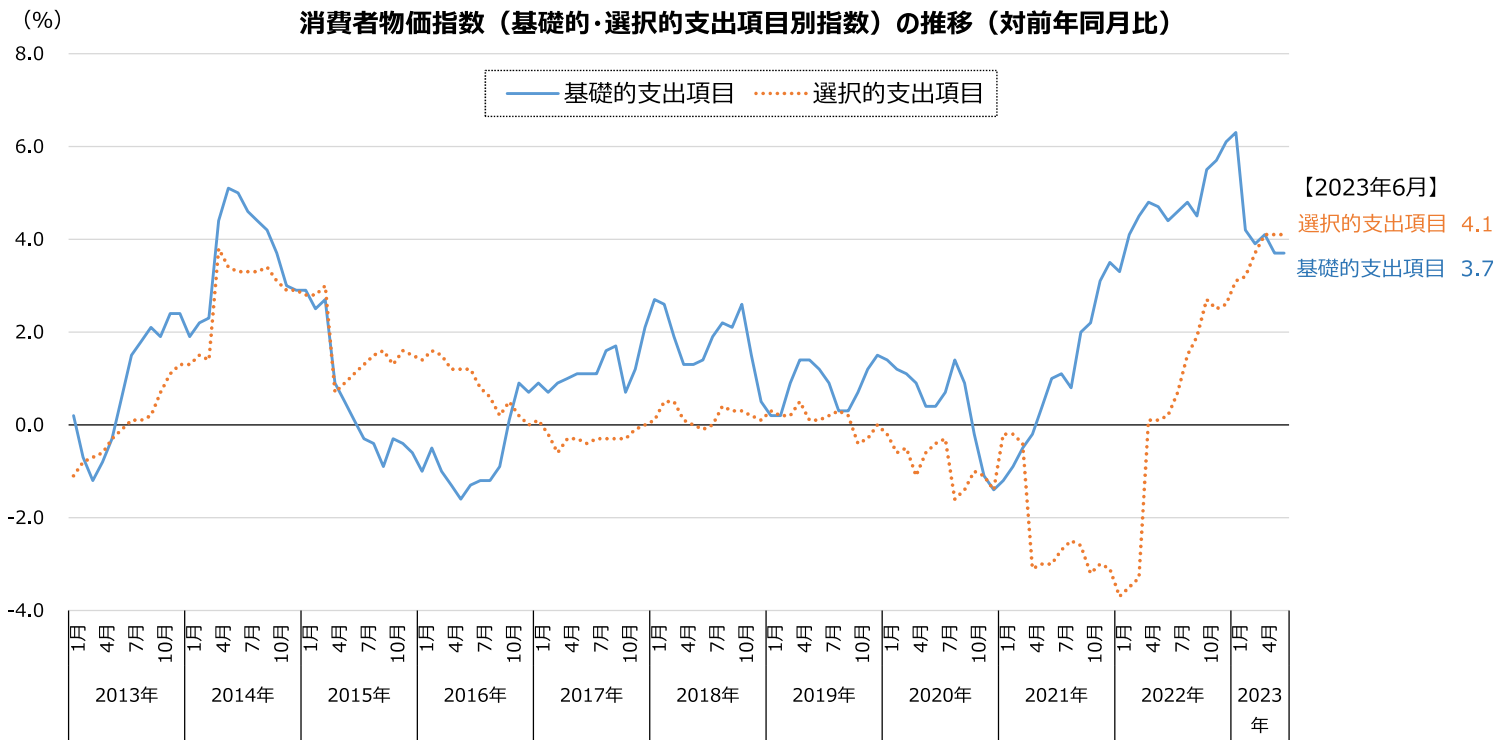


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。  
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。  
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。  
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。  
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。**令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上**。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバー**する約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について**交付決定**。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始**。

### 値引き単価

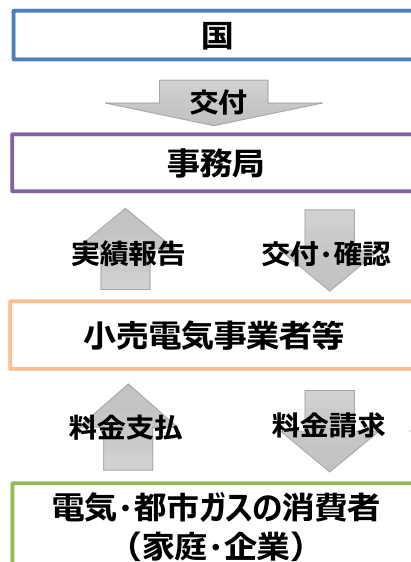
#### <電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）  
 高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

#### <都市ガス>

30円/m<sup>3</sup>（9月15円/m<sup>3</sup>）  
 ※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

### 実施スキーム



・補助を原資に料金を値引き  
 ・検針票・請求書等に値引きを反映

# 標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下**となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	-	16,491円 41円/kWh (+48%)	-	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	-	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	-	▲612円 15,879円 (+42%)	-	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	-	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	-	▲936円	-	▲1,216円	▲864円	-	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

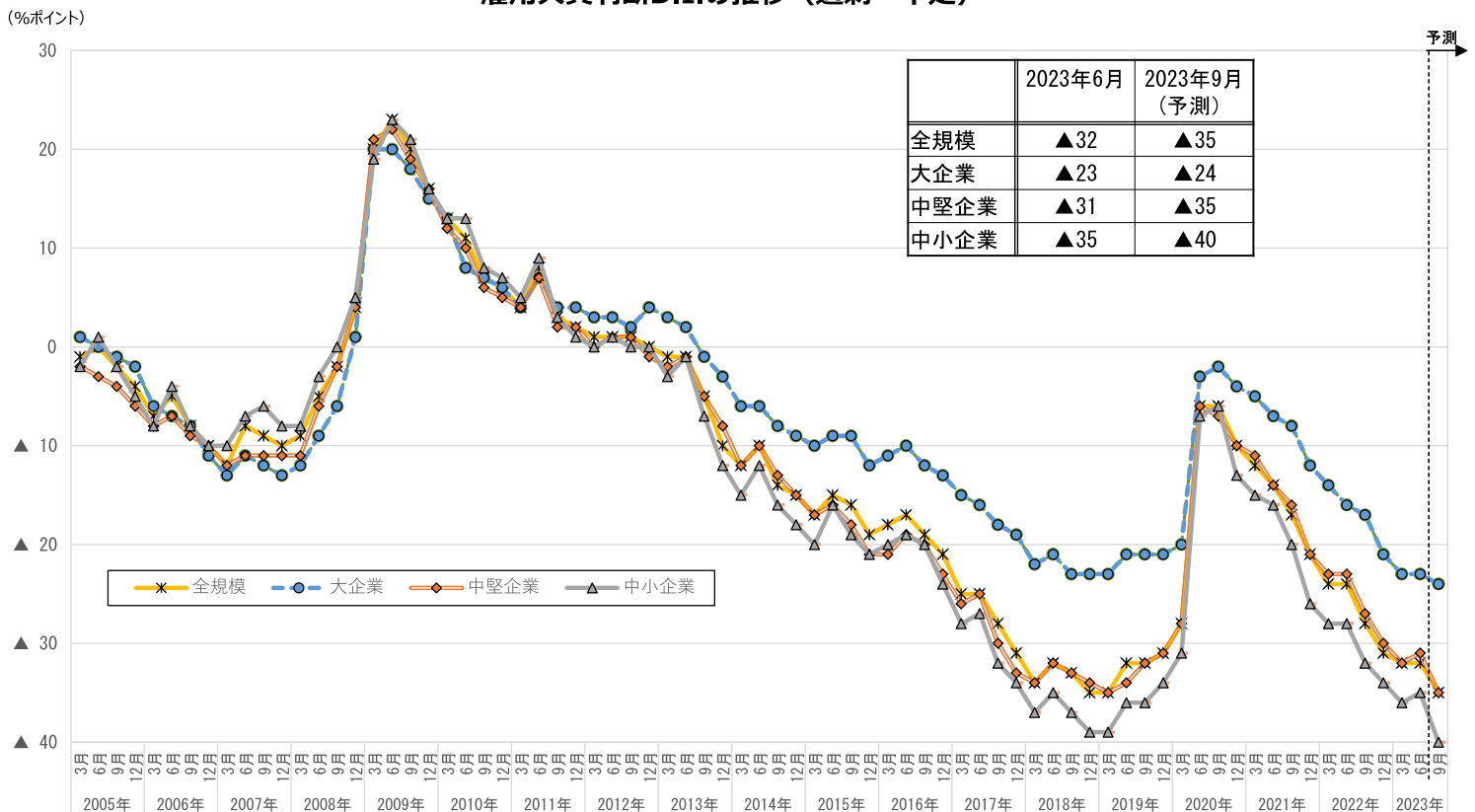
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

## 雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

# ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
												全国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	

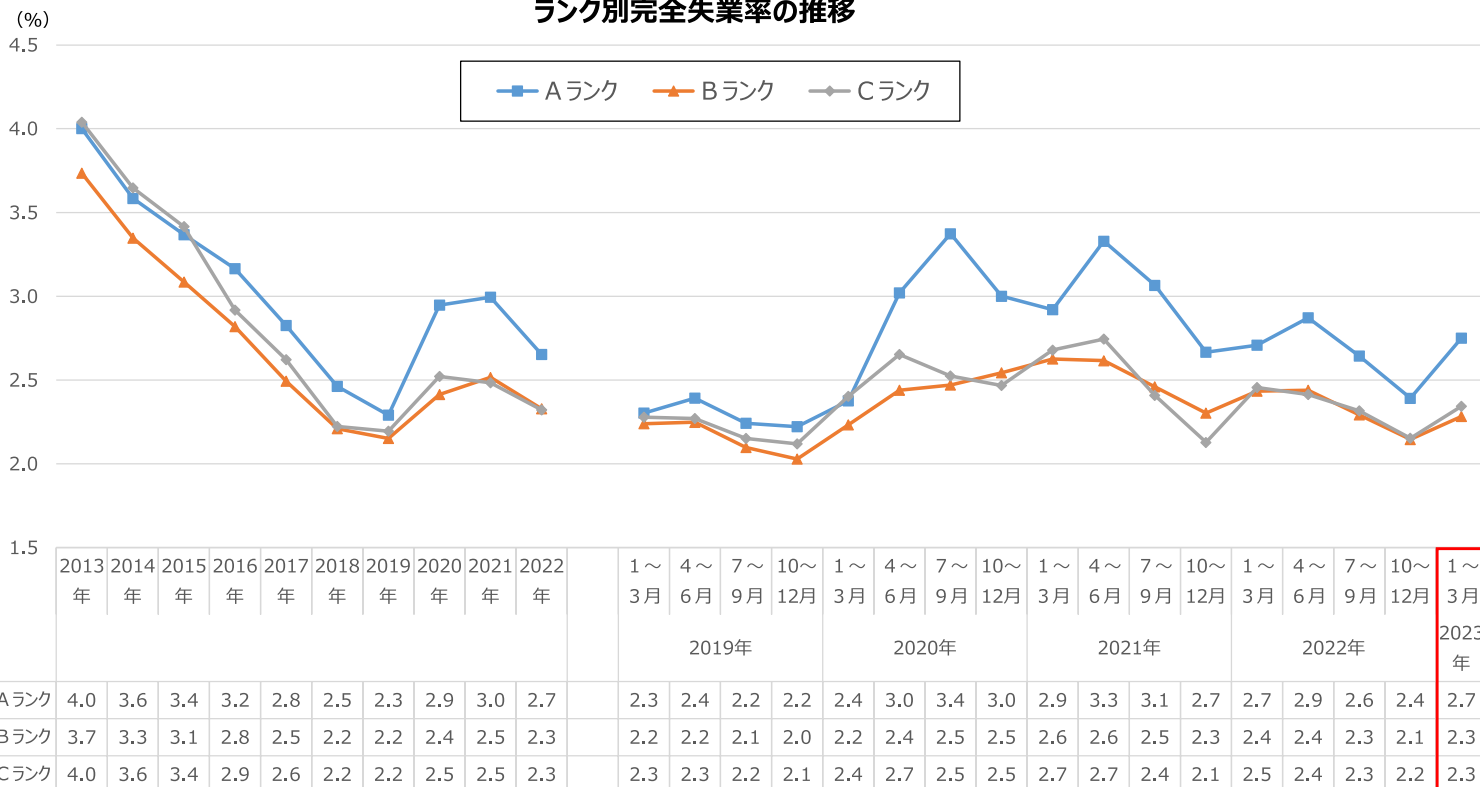
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。  
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。  
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

## ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



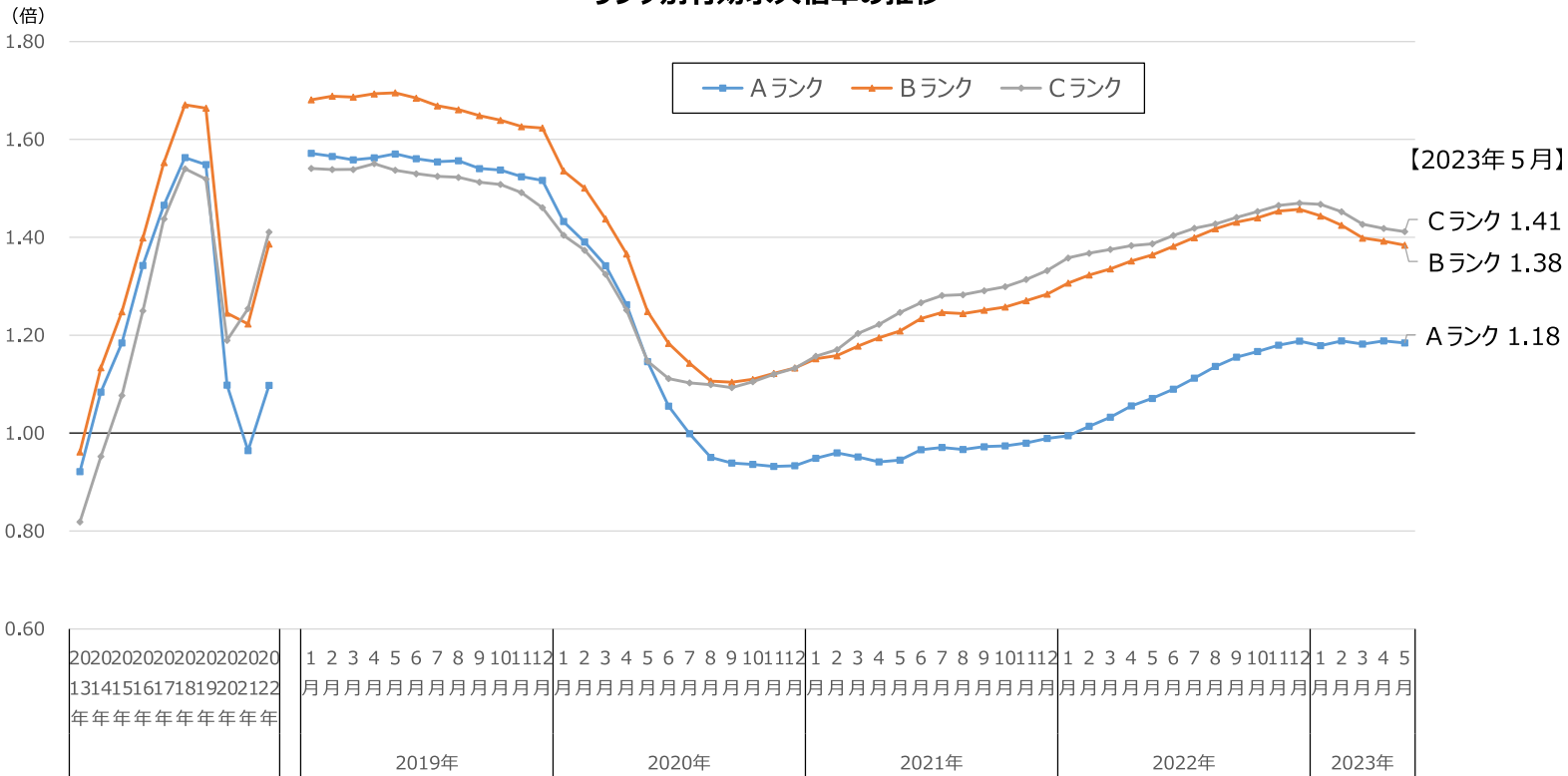
(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。  
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。  
 ○ Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

## ランク別有効求人倍率の推移

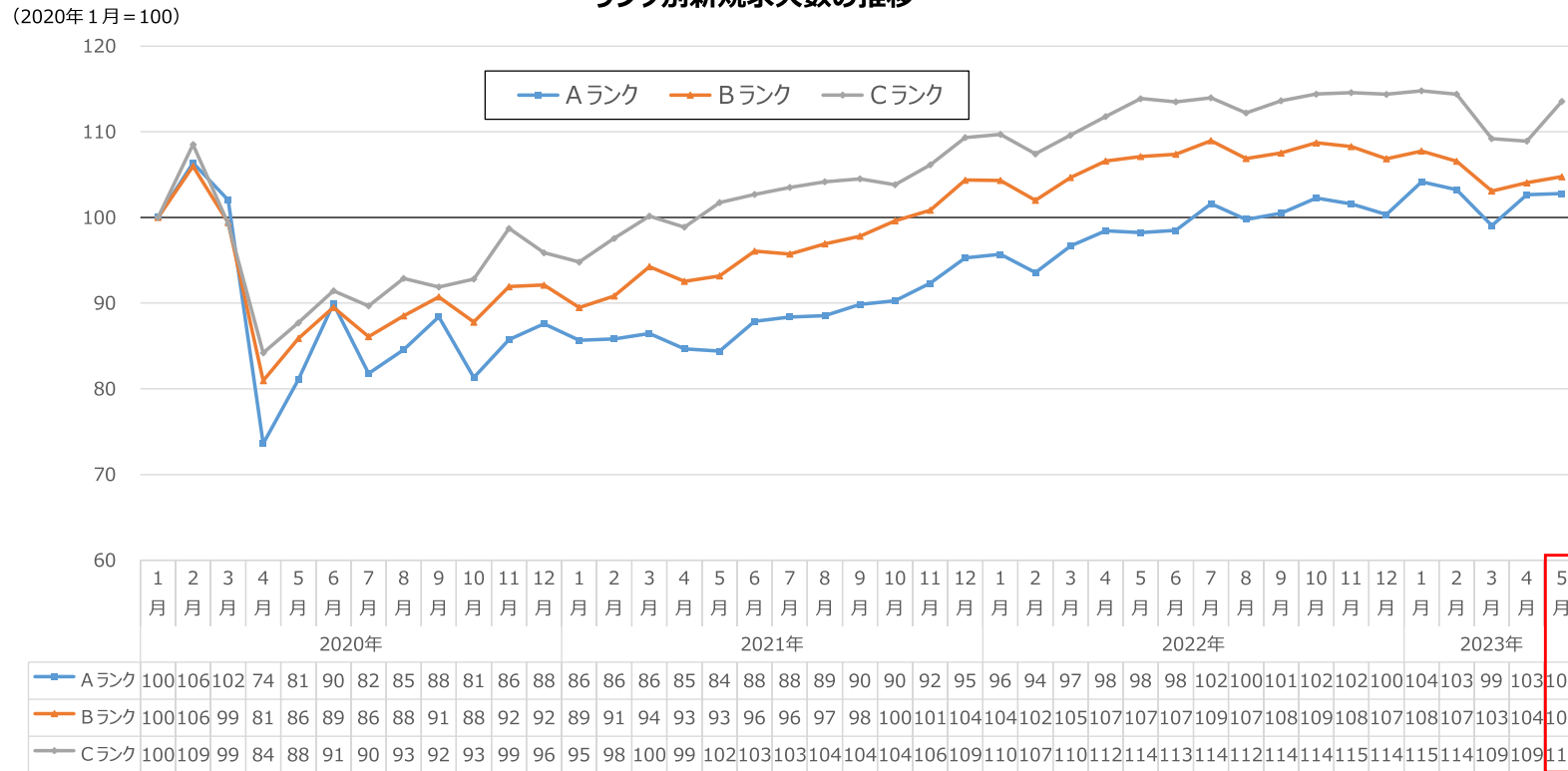


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

## ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。  
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。



## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和5年7月28日

## 1 はじめに

令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第1条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

今年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000時間働いても年収200万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で990円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する10月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整



問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は大規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 記

(以下、別紙1と同じ)